

# 議 会 定 例 会 会 議 録

令 和 元 年 6 月 1 4 日

岩 出 市 議 会

## 議事日程（第1号）

令和元年6月14日

|       |                                                                        |
|-------|------------------------------------------------------------------------|
| 開 会   | 午前9時30分                                                                |
| 日程第1  | 会議録署名議員の指名                                                             |
| 日程第2  | 会期の決定                                                                  |
| 日程第3  | 諸般の報告                                                                  |
| 日程第4  | 市長の行政報告                                                                |
| 日程第5  | 議案第33号 専決処分の承認を求めることについて<br>(岩出市税条例等の一部改正)                             |
| 日程第6  | 議案第34号 専決処分の承認を求めることについて<br>(岩出市都市計画税条例の一部改正)                          |
| 日程第7  | 議案第35号 専決処分の承認を求めることについて<br>(岩出市地方活力向上地域における固定資産税の特例措置<br>に関する条例の一部改正) |
| 日程第8  | 議案第36号 専決処分の承認を求めることについて<br>(岩出市国民健康保険税条例の一部改正)                        |
| 日程第9  | 議案第37号 専決処分の承認を求めることについて<br>(組織改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定)                  |
| 日程第10 | 議案第38号 専決処分の承認を求めることについて<br>(平成30年度岩出市一般会計補正予算第8号)                     |
| 日程第11 | 議案第39号 専決処分の承認を求めることについて<br>(平成30年度岩出市介護保険特別会計補正予算第5号)                 |
| 日程第12 | 議案第40号 専決処分の承認を求めることについて<br>(平成30年度岩出市下水道事業特別会計補正予算第4号)                |
| 日程第13 | 議案第41号 専決処分の承認を求めることについて<br>(平成30年度岩出市墓園事業特別会計補正予算第1号)                 |
| 日程第14 | 議案第42号 岩出市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例<br>の一部改正について                         |
| 日程第15 | 議案第43号 サンホール設置及び管理に関する条例の一部改正について                                      |
| 日程第16 | 議案第44号 岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に<br>関する条例の一部改正について                    |
| 日程第17 | 議案第45号 岩出市公民館設置及び管理条例の一部改正について                                         |

|       |        |                                    |
|-------|--------|------------------------------------|
| 日程第18 | 議案第46号 | 岩出市民俗資料館の設置及び管理に関する条例の一部改正について     |
| 日程第19 | 議案第47号 | 岩出市陶芸館設置及び管理条例の一部改正について            |
| 日程第20 | 議案第48号 | 岩出市体育館設置及び管理条例の一部改正について            |
| 日程第21 | 議案第49号 | 岩出市民スポーツ広場設置及び管理条例の一部改正について        |
| 日程第22 | 議案第50号 | 岩出市学校施設使用条例の一部改正について               |
| 日程第23 | 議案第51号 | 岩出市総合保健福祉センター設置及び管理条例の一部改正について     |
| 日程第24 | 議案第52号 | いわで御殿設置及び管理条例の一部改正について             |
| 日程第25 | 議案第53号 | 岩出市農業構造改善総合センター設置及び管理条例の一部改正について   |
| 日程第26 | 議案第54号 | 岩出市水田利用再編対策研修指導施設設置及び管理条例の一部改正について |
| 日程第27 | 議案第55号 | 岩出市農家高齢者創作館設置及び管理条例の一部改正について       |
| 日程第28 | 議案第56号 | 旧和歌山県議会議事堂管理条例の一部改正について            |
| 日程第29 | 議案第57号 | 岩出市都市公園条例の一部改正について                 |
| 日程第30 | 議案第58号 | 岩出市下水道条例の一部改正について                  |
| 日程第31 | 議案第59号 | 岩出市水道事業給水条例の一部改正について               |
| 日程第32 | 議案第60号 | 損害賠償の額を定めることについて                   |
| 日程第33 | 議案第61号 | 令和元年度岩出市一般会計補正予算（第1号）              |
| 日程第34 | 議案第62号 | 令和元年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）        |
| 日程第35 | 議案第63号 | 令和元年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第1号）          |
| 日程第36 | 議案第64号 | 令和元年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第1号）         |
| 日程第37 | 議案第65号 | 令和元年度岩出市水道事業会計補正予算（第1号）            |
| 日程第38 | 議案第66号 | 市道路線の認定について                        |
| 日程第39 | 議案第67号 | 動産の取得について                          |
| 日程第40 | 議案第68号 | 動産の取得について                          |
| 日程第41 | 議案第69号 | 岩出市固定資産評価審査委員会委員の選任について            |
| 日程第42 | 諮問第1号  | 人権擁護委員候補者の推薦について                   |
| 日程第43 | 諮問第2号  | 人権擁護委員候補者の推薦について                   |

日程第44 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について  
日程第45 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦について

開会

( 9 時30分)

○田畑議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、令和元年第2回岩出市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告、市長の行政報告、議案第33号から議案第68号までの議案36件につきましては、提案理由の説明、議案第69号 岩出市固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、提案理由の説明、質疑、討論、採決です。諮問第1号から諮問4号までの人権擁護委員候補者の推薦につきましては、執行部の説明、質疑、討論、議会の意見です。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○田畑議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、三栖慎太郎議員及び上野耕志議員の両名を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第2 会期の決定

○田畑議長 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から7月3日までの20日間とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田畑議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から7月3日までの20日間と決しました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第3 諸般の報告

○田畑議長 日程第3 諸般の報告を行います。

6月11日に開催された第95回全国市議会議長会定期総会において、永年在職議員表彰が行われ、本市議会においては、吉本勸曜議員が正副議長4年在職一般表彰及び15年在職一般表彰を受けました。また、福山晴美副議長、田中宏幸議員、三栖慎太郎議員が10年在職一般表彰を受けましたのでご報告いたします。

なお、吉本勸曜議員につきましては、全国市議会議長会地方行政委員会委員長及

び国と地方の協議の場等に関する特別委員会委員の退任に当たり感謝状を受けましたので、あわせてご報告いたします。

皆様、まことにおめでとうございます。これまでの各議員の活動に対しまして敬意を表しますとともに、今後も市政発展のためご活躍を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

次に、本定例会に説明員としての出席者の職、氏名は、配付の写しのとおりであります。

次に、本定例会に市長から提出のありました議案等は、配付のとおり議案37件、諮問4件と報告3件であります。

次に、平成31年第1回定例会から令和元年第2回定例会までの会務の概要は、配付の議長報告書のとおりであります。

次に、平成31年度、令和元年度市議会議長会関係について、事務局から報告させます。

#### ○事務局 市議会議長会関係について、報告いたします。

平成31年4月11日木曜日、京都市の京都ホテルオークラで第84回近畿市議会議長会定期総会が開催され、議長が出席いたしました。

主な内容は、開会式に引き続き、平成30年4月20日から平成31年3月31日までの近畿市議会議長会会務報告、平成29年度近畿市議会議長会会計歳入歳出決算、平成30年度近畿市議会議長会会計前期の出納検査結果報告、支部提出議案3件の審議、会長提出議案の平成31年度近畿市議会議長会会計予算の審議、役員の選任が行われ、当市は全国市議会議長会地方行政委員及び議員共済会代議員に選任されました。

その後、新旧役員代表挨拶が行われ、最後に次期近畿市議会議長会定期総会の開催市である京都府向日市議会議長の挨拶があり、第84回近畿市議会議長会定期総会が終了されました。

定期総会終了後、読売テレビ元解説委員長、株式会社大阪総合研究所代表の辛坊治郎氏を講師に招き、「報道現場から、情報の正しい判断」と題して研修会が開催されました。

次に、令和元年6月11日火曜日、東京都千代田区の東京国際フォーラムで第95回全国市議会議長会定期総会が開催され、議長が出席いたしました。

主な内容は、開会式、会長選任、表彰式に引き続きまして、平成30年5月1日から平成31年4月30日までの全国市議会議長会の会務報告、各委員会委員長報告、平成29年度全国市議会議長会各会計決算及び令和元年全国市議会議長会各会計予算の

審議、部会提出議案27件及び会長提出議案5件の審議、部会等推薦役員の選任、顧問、相談役の委嘱の後、閉会式にて感謝状の贈呈が行われ、全国市議会議長会第95回定期総会が閉会されました。

総会終了後、各委員会合同会議が開催され、議長は地方行政委員として出席し、各委員会の正副委員長を選任の後、各委員会合同会議は閉会されました。

次に、令和元年6月12日水曜日、東京都千代田区の砂防会館別館で、市議会議員共済会第118回代議員会が開催され、議長が出席いたしました。

主な内容は、開会式、役員の選任に引き続きまして、平成31年2月15日から令和元年6月12日までの事務報告、平成30年度市議会議員共済会決算の審議、今後の会議予定の報告があり、市議会議員共済会第118回代議員会が閉会されました。

以上です。

○田畑議長 以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第4 市長の行政報告

○田畑議長 日程第4 市長の行政報告を行います。

市長。

○中芝市長 皆様、おはようございます。

初夏の爽やかな風が気持ちのよい季節となりました。

議員の皆様方には、ますますご健勝にてご活躍のこととお喜びを申し上げます。

また、平素は、岩出市発展のため、市行政全般にわたり、種々格別のご支援、ご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、本日、令和元年第2回岩出市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位のご出席をいただき、開会できますことに厚くお礼を申し上げます。

人々が美しく心を寄せ合う中で、文化が生まれ育つという意味が込められた令和という元号に改まって初めての定例会であります。令和の時代にふさわしい「活力あふれるまち ふれあいのまち 岩出」の実現に向け、市議会と市民の皆様とともに歩んでまいりたいと存じます。

本会議の開会に当たり、当面の市行政についてご報告を申し上げます。

まず初めに、本年、23回目を迎えます市政懇談会についてであります。区自治会長会との共催により、7月24日から8月26日の間、市内18会場で実施いたします。議員各位のご協力をよろしくお願い申し上げます。

次に、防災関係についてであります。堀口プールの跡地利用といたしまして、

平常時は、交通公園を含め、憩いやレクリエーションの場として市民に親しまれる公園として、また、災害時には、一時避難所としての機能を備えた防災公園として整備を進めるため、本定例会において、必要経費を上程させていただいておりますので、ご承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

次に、生活福祉部の組織についてであります。これまでの福祉課、長寿介護課、保険年金課、子育て支援課、保健推進課、生活環境課の6課から地域福祉課、保険年金課、生活支援課、子ども・健康課、生活環境課の5課にまとめ、市民の皆様によりわかりやすく、より効率的に取り組めるよう組織改正を行いました。

子ども関係の部署を総合保健福祉センターにまとめるとともに、岩出市子育て世代包括支援センター「ぎゅっとふるいわで」を開設し、妊娠・出産・子育て期の切れ目のない支援に取り組んでまいります。

次に、子育て関係であります。少子化対策の推進を図る一環として、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、本年10月より幼児教育・保育の無償化が予定されております。無償化開始に伴うシステム改修及び申請書類の作成などの事前準備を含め、無償化に係る費用について、本定例会において補正予算を上程させていただいておりますので、ご審議賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

次に、クリーン缶トリー運動イン岩出についてであります。この運動は、「ごみのないまち・きれいなまち・美しいふるさとづくり」の推進を目的としており、市民が一体となって環境美化運動に取り組むことで、生活環境の保全に対する認識を深めるとともに、日常生活においても地域の清掃活動に取り組んでいただくなど美化意識の向上を期待して、毎年開催しております。第28回目となる今年度も、河川愛護月間中の7月7日の日曜日に、市内5カ所での開催に向け、現在準備を進めているところであり、多くの方々に参加いただけるよう周知啓発に努めているところであります。議員各位におかれましても、ご参加いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

次に、いわで夏まつりについてであります。夏休み最後の花火大会として市民のみならず近隣市町からの来場者が年々増加し、「活力あふれるまち ふれあいのまち 岩出」を市内外にPRする絶好の機会となっております。

また、会場周辺の混雑緩和と市民の利便性の向上を目的として、一昨年来、会場へのシャトルバスを運行し、好評を得ているところでありますが、今年度においても一層の増強を図る予定であり、6月19日に、いわで夏まつり実行委員会を開催し、協議を行うこととしております。



次に、教育関係についてであります。学校教育では、4月18日に全国学力・学習状況調査及び岩出市学力調査が実施されました。各学校においては、学力調査の結果を分析し、さらなる授業改善や補充学習等、学力向上に向けた取り組みを行っています。

小中学校普通教室への空調設備設置については、3月26日に全ての事業の契約を締結し、早期完了に向け事業を進めているところであります。

生涯学習分野では、新築しました市民プールが、7月1日から開場いたします。運営に当たっては、安全管理マニュアルに基づき、事故のないよう運営してまいります。

以上、諸般にわたり報告させていただきましたが、これらの施策を推進するに当たり、積極的に取り組み、市政の発展に努めてまいりますので、議員各位のご理解、ご支援をお願い申し上げまして、行政報告とさせていただきます。

○田畑議長 以上で、市長の行政報告を終わります。

市長の行政報告につきましては、会議終了後、その写しを全議員に配付させていただきます。

~~~~~○~~~~~

日程第5 議案第33号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市税条例等の一部改正）～

日程第40 議案第68号 動産の取得について

○田畑議長 日程第5 議案第33号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市税条例等の一部改正）の件から日程第40 議案第68号 動産の取得についての件までの議案36件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

○中芝市長 ただいま議題となりました諸議案について、ご説明を申し上げます。

今回、ご審議をお願いする案件につきましては、専決処分の承認を求める案件が9件、条例改正の案件が18件、損害賠償の額を定める案件が1件、令和元年度補正予算案件が5件、市道路線の認定案件が1件、動産の取得案件が2件の計36件であります。

初めに、専決処分の承認を求める案件についてご説明をいたします。

議案第33号 岩出市税条例等の一部改正及び、議案第34号 岩出市都市計画税条例の一部改正については、地方税法等の一部改正に伴い、議案第35号 岩出市地方

活力向上地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正につきましては、租税特別措置法の一部改正に伴い、議案第36号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正につきましては、地方税法施行令等の一部改正に伴い、議案第37号 組織改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきましては、生活福祉部の組織改正に伴い、改正を要したものであります。

次に、議案第38号 平成30年度岩出市一般会計補正予算第8号につきましては、既決の予算の総額に3億3,788万6,000円を追加し、補正後の予算の総額を184億7,281万4,000円とするほか、債務負担行為、繰越明許費及び地方債について補正したものであります。

主な内容は、歳入では、実績による地方消費税交付金及び地方交付税のほか、歳出における各事務事業の精算及び交付決定等による事業財源などについて、歳出では、各事務事業の精算及び入札等による請負差額などのほか、決算収支見込みによる基金積立金について補正するものであります。

また、債務負担行為では、農業振興対策利子補給に係る限度額の変更について、繰越明許費では、農林業費における経営体育成支援事業と教育費における山崎小学校公共下水道接続事業の追加について、地方債では、緊急防災・減債事業に係る起債額の確定に伴う限度額の変更について補正するものであります。

また、議案第39号 平成30年度岩出市介護保険特別会計補正予算第5号についてであります。既決の予算の総額から3,983万円を減額し、補正後の予算の総額を30億3,937万5,000円としたものであります。

主な内容は、歳入では、歳出における各事務事業の精算による国・県支出金、及び一般会計繰入金のほか、実績による諸収入について、歳出では、各事務事業の精算のほか、決算収支見込みによる基金積立金について補正するものであります。

次に、議案第40号 平成30年度岩出市下水道事業特別会計補正予算第4号についてであります。既決の予算の総額から2億906万4,000円を減額し、補正後の予算の総額を28億896万5,000円とするほか、地方債について補正したものであります。

主な内容は、歳入では、実績による受益者分担金及び受益者負担金のほか、還付額及び起債額の確定による消費税還付金及び下水道事業債、歳出における各事務事業の精算による一般会計繰入金について、歳出では、各事務事業の精算のほか、借入額と利子の確定による下水道事業債に係る元金償還金と償還金利子について補正するものであります。

また、地方債では、下水道事業に係る起債額の確定に伴う限度額の変更について

補正するものであります。

次に、議案第41号 平成30年度岩出市墓園事業特別会計補正予算第1号についてありますが、既決の予算の総額から573万2,000円を減額し、補正後の予算の総額を3,285万7,000円としたものであります。

主な内容は、墓地使用の申込件数が当初の見込み数を下回ったことにより補正するものであります。

次に、条例案件について説明をいたします。

議案第42号 岩出市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正、議案第43号 サンホール設置及び管理に関する条例の一部改正、議案第45号 岩出市公民館設置及び管理条例の一部改正、議案第46号 岩出市民俗資料館の設置及び管理に関する条例の一部改正、議案第47号 岩出市陶芸館設置及び管理条例の一部改正、議案第48号 岩出市体育館設置及び管理条例の一部改正、議案第49号 岩出市民スポーツ広場設置及び管理条例の一部改正、議案第50号 岩出市学校施設使用条例の一部改正、議案第51号 岩出市総合保健福祉センター設置及び管理条例の一部改正、議案第52号 いわで御殿設置及び管理条例の一部改正、議案第53号 岩出市農業構造改善総合センター設置及び管理条例の一部改正、議案第54号 岩出市水田利用再編対策研修指導施設設置及び管理条例の一部改正、議案第55号 岩出市農家高齢者創作館設置及び管理条例の一部改正、議案第56号 旧和歌山県議会議事堂管理条例の一部改正、議案第57号 岩出市都市公園条例の一部改正、議案第58号 岩出市下水道条例の一部改正、議案第59号 岩出市水道事業給水条例の一部改正の17件につきましては、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革の一環として、消費税率が引き上げられることなどに伴い、施設の使用料などについて、所要の改正を行うものであります。

消費税は、最終的には消費者に負担を求めることを予定している税であり、消費税の増額分を使用料などに適正に転嫁しない場合、本来施設等の使用者に転嫁すべき消費税を住民全体に転嫁することとなり、結果的には住民間に不公平が生じることとなります。このことから、消費税の課税対象とされる施設使用料等について、消費税を適正に転嫁した金額となるよう見直すものであります。

次に、議案第44号 岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、国会議員の選挙に関する執行経費の基準に関する法律の改正に伴い、所要の改正をするものであります。

以上が条例案件であります。

次に、議案第60号 損害賠償の額を定めることについてであります。平成30年1月24日に市道畑毛馬道線で発生した自転車の転倒事故に係る損害賠償の額を定めることについて、議会の議決を求めるものであります。

続いて、令和元年度の補正予算案件についてご説明をいたします。

議案第61号 令和元年度岩出市一般会計補正予算（第1号）についてであります。既決の予算の総額に4億8,432万7,000円を追加し、補正後の予算の総額を169億2,882万7,000円とするほか、地方債について補正するものであります。

主な内容は、歳入では、地方特例交付金のほか、条例改正に伴う使用料、事業費に伴う国庫及び県支出金の事業財源、諸収入、地方債などについて、歳出では、人事異動等による人件費のほか、番号制度に伴うシステム改修委託料、介護保険特別会計繰出金、保育料無償化に伴う給付費及び事務費、プレミアム付商品券事業に係る商工会補助金及び事務費、下水道事業特別会計繰出金、消防用備品購入費、消防施設費における設計監理業務委託料及び工事請負費、私立幼稚園就園奨励費、学校給食運営費における工事請負費などについて補正するものであります。

次に、議案第62号 令和元年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。既決の予算の総額に89万9,000円を追加し、補正後の予算の総額を55億2,999万2,000円とするものであります。

主な内容は、歳入では、歳出の補正に伴う財源として国民健康保険事業運営基金繰入金について、歳出では、平成30年度保険給付費等交付金の精算に伴う返還金について補正するものであります。

次に、議案第63号 令和元年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。既決の予算の総額に1,420万6,000円を追加し、補正後の予算の総額を31億3,771万8,000円とするものであります。

主な内容は、歳入では、歳出の補正に伴う財源として国・県支出金及び一般会計繰入金並びに介護給付費準備基金繰入金について、歳出では、人事異動等による人件費のほか、介護保険システムの改修に伴う委託料について補正するものであります。

次に、議案第64号 令和元年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。既決の予算の総額から2,014万8,000円を減額し、補正後の予算の総額を31億3,497万8,000円とするものであります。

主な内容は、歳入では、歳出の補正に伴う財源として一般会計繰入金について、歳出では、人事異動等による人件費について補正するものであります。

次に、議案第65号 令和元年度岩出市水道事業会計補正予算（第1号）についてありますが、既決の収益的支出の予定額に443万2,000円を増額し、補正後の予定総額を16億3,684万4,000円とするものであります。

主な内容は、収益的支出において、人事異動等による人件費について補正するものであります。

次に、議案第66号 市道路線の認定についてありますが、開発行為による帰属道路14路線を市道認定するため、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第67号及び議案第68号 動産の取得についてありますが、消防団貸与車両の購入及び岩出・山崎北小学校コンピュータ教室パソコン整備事業に係る機器等一式の購入について、予定価格が2,000万円以上であることから、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、各議案についてご説明いたしました、いずれも重要案件でございますので、慎重審議をいただき、ご承認賜りますようお願いいたします。

○田畑議長 これで、提案理由の説明を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第41 議案第69号 岩出市固定資産評価審査委員会委員の選任について

○田畑議長 日程第41 議案第69号 岩出市固定資産評価審査委員会委員の選任の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副市長。

○佐伯副市長 ただいま議題となりました議案について、ご説明を申し上げます。

議案第69号 岩出市固定資産評価審査委員会委員の選任についてありますが、現委員であります湯峯昌美氏が令和元年6月25日をもって任期満了となりますが、同氏を引き続き岩出市固定資産評価審査委員会委員に選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、湯峯昌美氏の主な経歴につきましては、別紙のとおりであります。

ご審議の上、ご同意をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○田畑議長 これより質疑に入ります。

質疑に当たっては、市議会会議規則第55条の規定により、発言は簡明に行うとともに、議題外の質疑及び自己の意見を述べることをないようお願いいたします。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

質疑は自席でお願いいたします。

尾和弘一議員、質疑をお願いします。

○尾和議員 議案第69号 固定資産評価審査委員会委員の選任について質疑を行います。

今回の議案についてであります。審査委員会の開催について質問をしたいと思っています。まず第1点は、回数についてであります。及びこの審査会については告示行為であろうと思うんですが、どのような方法で告示をされているのか。また、審査に付された案件の内容について、ご答弁をいただきたいと思っています。

○田畑議長 答弁願います。

行政委員会事務局長。

○中西行政委員会事務局長 尾和議員の審査会の開催についての質疑にお答えをいたします。

まず開催の回数につきましては、昨年度は1回となっております。

次に、開催についての告示ということは行ってございません。

次に、案件の内容についてでございますが、固定資産評価審査委員会は、固定資産の評価額に関する不服について申し出があった場合、審査することとなっております。内容といたしましては、評価額が高いというような申し出ということになってございます。

○田畑議長 再質疑ありませんか。

尾和議員。

○尾和議員 告示に関して、この審査会については非公開なのか、それとも市民、一般に審査会開催の日時について告示をして、市民の皆さんの参加のもとにやられるものなのか、それについてお聞きをしたいと思っています。

○田畑議長 答弁願います。

行政委員会事務局長。

○中西行政委員会事務局長 尾和議員の再質疑にお答えをいたします。

開催告示、行っていないということで、まず固定資産の評価ということでございます。個人の固定資産について審査するものでございます。当然、個人情報を取り扱うことから非公開を前提としてございますので、いつ開催するというような告示は行っていないということでございます。

○田畑議長 再々質疑ありませんか。

(な し)

○田畑議長 ないようですので、これで尾和弘一議員の質疑を終わります。

以上で、議案第69号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第69号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田畑議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第69号は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論、採決を行います。

議案第69号 岩出市固定資産評価審査委員会委員の選任の件に関する討論はありませんか。

(な し)

○田畑議長 討論なしと認めます。

これをもって、議案第69号に対する討論を終結いたします。

議案第69号 岩出市固定資産評価審査委員会委員の選任の件を採決いたします。

この採決は、起立採決といたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○田畑議長 起立全員であります。

よって、議案第69号は、原案のとおり同意されました。

~~~~~○~~~~~

日程第42 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について～

日程第45 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦について

○田畑議長 日程第42 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についての件から日程第45 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦についての件までの諮問4件を一括議題といたします。

執行部から説明を求めます。

生活福祉部長。

○前芝生活福祉部長 諮問第1号、諮問第2号、諮問第3号、諮問第4号につきまして、一括して説明させていただきます。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者に下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和元年6月14日提出

岩出市長 中芝正幸

記以下でございますが、

住所 和歌山県岩出市岡田66番地

氏名 宮本芳子

生年月日 昭和25年2月5日生

諮問第2号では、記以下でございますが、

住所 和歌山県岩出市南大池6番地の44

氏名 奥 シゲコ

生年月日 昭和20年6月15日生

諮問第3号では、記以下、

住所 和歌山県岩出市根来911番地の5

氏名 田宮ふみ子

生年月日 昭和24年10月9日生

諮問第4号では、記以下、

住所 和歌山県岩出市原11番地

氏名 家原 護

生年月日 昭和24年9月29日生

でございます。

一括して提案理由をご説明させていただきます。

人権擁護委員は、任期を3年として、法務大臣から委嘱されており、国民の基本的人権が侵犯されることのないように監視し、若し、これが侵犯された場合には、その救済のため、速やかに適切な措置を採るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることを使命として活動されております。

現在、岩出市内には8名の人権擁護委員がおられますが、今回お諮りいたしますのは、うち4名の人権擁護委員候補者の推薦についてであります。

諮問第1号、諮問第2号、諮問第3号並びに諮問第4号は、宮本芳子氏、奥 シゲコ氏、田宮ふみ子氏、家原 護氏の委員としての任期が来る12月31日をもって満了いたしますので、宮本芳子委員、奥 シゲコ委員、田宮ふみ子委員、家原 護委員を引き続き人権擁護委員の候補者に推薦することについて、議会の意見を求める



ものでありますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○田畑議長 これより質疑に入ります。

質疑に当たっては、市議会会議規則第55条の規定により、発言は簡明に行うとともに、議題外の質疑及び自己の意見を述べることをないようお願いいたします。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

質疑は自席から通告した内容を一括してお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 諮問第1号から4号について、3点にわたって質疑を行います。

今回の委員候補者の推薦についてであります。人権に関しては、今日、非常に侵害事件が発生しております。そういう意味で、大変重要な委員でありますので、それに関連して質疑をさせていただきます。

まず第1点は、人権に関する岩出市内の相談内容及び件数であります。具体的にご答弁をいただきたいと思えます。

2点目は、この委員会の開催回数についてであります。これについてどうなっているのか、お聞きをしたいと思えます。

3点目は、外国人増加、近年、特定技能という形で外国人労働者が増大をするという状況になっております。これらの外国人に対する人権擁護の立場からどういう取り組みをされようとしているのか、並びに方針についてお聞きをしたいと思えます。

○田畑議長 答弁願います。

地域福祉課長。

○長倉地域福祉課長 尾和議員のご質疑につきましては、諮問に対する質疑ではございませんので、本来であればお答えいたしかねますが、お答えさせていただきます。

質疑の1点目、人権に関する相談内容及び件数、具体的内容につきましては、岩出市で行っております人権相談の平成30年度の件数は4件でした。内容につきましては、人権擁護委員には守秘義務があり、また相談内容は個人が特定されてしまう場合もありますので控えさせていただきます。

2点目の委員会の開催回数につきましては、委員会についての捉え方にもよりませんが、人権擁護委員は法務大臣の委嘱を受けて、人権相談や人権啓発活動を行うことを職務としておりますので、何らかの事項を審議するような委員会は開催していませんが、必要に応じて市職員と事業の計画についての話し合いや意見交換を行っております。

3点目の外国人への人権擁護に向けた取り組み及び方針につきましては、市では、外国人に限らず、さまざまな人権施策を推進しております。その中で、外国人の人権問題に対する取り組みは、平成29年度は外国人問題を中心に、法の周知に関するリーフレットを全戸配布いたしました。また、人権を考える集いでの講演やヘイトスピーチに関する法律の周知について、チラシやポスターの掲示を行い、平成30年度は地区別人権学習会においてチラシの配布を行うなど、継続して啓発に取り組んでおります。今後もいろんな角度から継続して取り組んでまいります。

○田畑議長 再質疑ありませんか。

尾和議員。

○尾和議員 今ご答弁をいただきました。前段の答弁については、私はこれについて異議があるということを申し添えておきたいと思います。

そこで、人権の問題については、昨今、インターネットとか個人的な侵害事件が多発しておるわけでありますから、これらの問題について真剣にこの候補者が取り組みをしていこうとしているのか、ここら辺についての本人の見解がありませんのでただしているわけであります。

並びに外国人増加に伴っては、特化をして、これからふえてくるであろう外国人の諸問題について、岩出市並びに候補者がどういうスタンスで、どのような方針を持って対応していくのかが求められていると思います。問題が発生する以前に、基本的な方針を確立して取り組みをすべきだというふうに思っておりますので、質疑をしたわけであります。

○田畑議長 答弁願います。

地域福祉課長。

○長倉地域福祉課長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

市では、先ほどもお答えしましたように、外国人の人権問題に限らず、さまざまな人権施策を推進しておりますので、今後も継続してその対応は取り組んでまいります。

また、この人権擁護委員につきましては、市だけの取り組みではなく、法務局の委嘱を受けて活動しているということで、法務局では岩出市以外にさまざまな分野での人権の取り組みを行っておりますので、それにつきましてはいろんな取り組みを岩出市だけの取り組みではなく、県下レベルでもいろいろな取り組みをしている状況です。

外国人の人権につきましては、法務省では、外国人のための人権相談ということ

で、特に法務省及び地方法務局に外国人のための人権相談所を設置しております。  
その外国人の人権相談については、日本語を自由に話せない外国人からの人権相談  
にも応じているということで、電話相談、また相談所を設置しているということ  
です。

市としましては、そういった日本語を話せない外国人の方にも相談できる場所が  
あるということを積極的に周知啓発に努めてまいりたいと考えております。

○田畑議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○田畑議長 これで、尾和弘一議員の質疑を終わります。

以上で、諮問第1号から諮問第4号までの諮問4件に対する質疑を終結いたしま  
す。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております諮問第1号から諮問第4号までの諮問4件につ  
きましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略すること  
にご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田畑議長 ご異議なしと認めます。

よって、諮問第1号から諮問第4号までの諮問4件は、委員会の付託を省略す  
ることに決しました。

これより、討論及び議会の意見をまとめます。

討論及び議会の意見は、議題ごとに行います。

諮問第1号に対する討論はありませんか。

(なし)

○田畑議長 討論なしと認めます。

以上で、諮問第1号に対する討論を終結いたします。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦の件について、議会の意見をまとめます。

諮問第1号は、適任とすることに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

○田畑議長 起立全員であります。

よって、諮問第1号は、適任と決しました。

次に、諮問第2号に対する討論はありませんか。

(なし)

○田畑議長 討論なしと認めます。

以上で、諮問第2号に対する討論を終結いたします。

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦の件について、議会の意見をまとめます。

諮問第2号は、適任とすることに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

○田畑議長 起立全員であります。

よって、諮問第2号は、適任と決しました。

次に、諮問第3号に対する討論はありませんか。

(なし)

○田畑議長 討論なしと認めます。

以上で、諮問第3号に対する討論を終結いたします。

諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦の件について、議会の意見をまとめます。

諮問第3号は、適任とすることに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

○田畑議長 起立全員であります。

よって、諮問第3号は、適任と決しました。

次に、諮問第4号に対する討論はありませんか。

(なし)

○田畑議長 討論なしと認めます。

以上で、諮問第4号に対する討論を終結いたします。

諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦の件について、議会の意見をまとめます。

諮問第4号は、適任とすることに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

○田畑議長 起立全員であります。

よって、諮問第4号は、適任と決しました。

~~~~~○~~~~~

○田畑議長 以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議を6月20日金曜日、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田畑議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議を6月20日木曜日、午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。  
どうもご苦労さまでございました。

散会

(10時26分)

# 議 会 定 例 会 会 議 録

令和元年 6 月 2 0 日

岩出市議会

## 議事日程（第2号）

令和元年6月20日

|       |         |                                                                 |
|-------|---------|-----------------------------------------------------------------|
| 開 議   | 午前9時30分 |                                                                 |
| 日程第1  | 報告第2号   | 平成30年度予算の繰越使用報告について                                             |
| 日程第2  | 議案第33号  | 専決処分の承認を求めることについて<br>(岩出市税条例等の一部改正)                             |
| 日程第3  | 議案第34号  | 専決処分の承認を求めることについて<br>(岩出市都市計画税条例の一部改正)                          |
| 日程第4  | 議案第35号  | 専決処分の承認を求めることについて<br>(岩出市地方活力向上地域における固定資産税の特例措置<br>に関する条例の一部改正) |
| 日程第5  | 議案第36号  | 専決処分の承認を求めることについて<br>(岩出市国民健康保険税条例の一部改正)                        |
| 日程第6  | 議案第37号  | 専決処分の承認を求めることについて<br>(組織改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定)                  |
| 日程第7  | 議案第38号  | 専決処分の承認を求めることについて<br>(平成30年度岩出市一般会計補正予算第8号)                     |
| 日程第8  | 議案第39号  | 専決処分の承認を求めることについて<br>(平成30年度岩出市介護保険特別会計補正予算第5号)                 |
| 日程第9  | 議案第40号  | 専決処分の承認を求めることについて<br>(平成30年度岩出市下水道事業特別会計補正予算第4号)                |
| 日程第10 | 議案第41号  | 専決処分の承認を求めることについて<br>(平成30年度岩出市墓園事業特別会計補正予算第1号)                 |
| 日程第11 | 議案第42号  | 岩出市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例<br>の一部改正について                         |
| 日程第12 | 議案第43号  | サンホール設置及び管理に関する条例の一部改正について                                      |
| 日程第13 | 議案第44号  | 岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に<br>関する条例の一部改正について                    |
| 日程第14 | 議案第45号  | 岩出市公民館設置及び管理条例の一部改正について                                         |
| 日程第15 | 議案第46号  | 岩出市民俗資料館の設置及び管理に関する条例の一部改正<br>について                              |
| 日程第16 | 議案第47号  | 岩出市陶芸館設置及び管理条例の一部改正について                                         |

|       |        |                                    |
|-------|--------|------------------------------------|
| 日程第17 | 議案第48号 | 岩出市体育館設置及び管理条例の一部改正について            |
| 日程第18 | 議案第49号 | 岩出市民スポーツ広場設置及び管理条例の一部改正について        |
| 日程第19 | 議案第50号 | 岩出市学校施設使用条例の一部改正について               |
| 日程第20 | 議案第51号 | 岩出市総合保健福祉センター設置及び管理条例の一部改正について     |
| 日程第21 | 議案第52号 | いわで御殿設置及び管理条例の一部改正について             |
| 日程第22 | 議案第53号 | 岩出市農業構造改善総合センター設置及び管理条例の一部改正について   |
| 日程第23 | 議案第54号 | 岩出市水田利用再編対策研修指導施設設置及び管理条例の一部改正について |
| 日程第24 | 議案第55号 | 岩出市農家高齢者創作館設置及び管理条例の一部改正について       |
| 日程第25 | 議案第56号 | 旧和歌山県議会議事堂管理条例の一部改正について            |
| 日程第26 | 議案第57号 | 岩出市都市公園条例の一部改正について                 |
| 日程第27 | 議案第58号 | 岩出市下水道条例の一部改正について                  |
| 日程第28 | 議案第59号 | 岩出市水道事業給水条例の一部改正について               |
| 日程第29 | 議案第60号 | 損害賠償の額を定めることについて                   |
| 日程第30 | 議案第61号 | 令和元年度岩出市一般会計補正予算（第1号）              |
| 日程第31 | 議案第62号 | 令和元年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）        |
| 日程第32 | 議案第63号 | 令和元年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第1号）          |
| 日程第33 | 議案第64号 | 令和元年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第1号）         |
| 日程第34 | 議案第65号 | 令和元年度岩出市水道事業会計補正予算（第1号）            |
| 日程第35 | 議案第66号 | 市道路線の認定について                        |
| 日程第36 | 議案第67号 | 動産の取得について                          |
| 日程第37 | 議案第68号 | 動産の取得について                          |



○田畑議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、本日の会議を開きます。

議事に先立ちまして、市長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

市長。

○中芝市長 おはようございます。

今議会に上程させていただきました議案第52号 いわで御殿設置及び管理条例の一部改正についての説明書において、新旧対照表の金額の記載に誤りがありましたこととおわび申し上げます。今後、このようなことがないように努めてまいりますので、どうかよろしく願いをいたします。

○田畑議長 執行部におかれましては、今後、このようなことのないよう適正な事務に努めてください。

それでは会議を進めます。

本日の会議は、報告第2号につきましては、質疑、議案第33号から議案第68号までの議案36件につきましては、質疑、委員会付託です。

~~~~~○~~~~~

日程第1 報告第2号 平成30年度予算の繰越使用報告について

○田畑議長 日程第1 報告第2号 平成30年度予算の繰越使用報告についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑に当たっては、市議会会議規則第55条の規定により、発言は簡明に行うとともに、議題外の質疑及び自己の意見を述べることのないようお願いいたします。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

質疑は、自席で願います。

尾和弘一議員、報告第2号に対する質疑をお願いいたします。

○尾和議員 おはようございます。

報告第2号について質疑をさせていただきます。今回の繰越明許費として報告でされておりますが、その点について3点、私のほうから質疑をしたいと思っています。

まず第1点は、岩出駅のバリアフリーの負担金であります。計上している金額

3,600万余りですが、これについて、現在の進捗状況はどのようになっているのか。それから、完成時期についてはどう見ているのかについて質疑をしたいと思います。

2番目に、小中学校の空調設備事業についてであります。これについても繰越明許費として計上されております。現在、工事着手の時期についてはいつからなのか。それから、設置完成の時期をいつと見ているのかについてご答弁をください。

それから、災害復旧費の境谷の工事費であります。この工事は、去年の台風によって発生した事案であります。その後、予算計上して、工事についてはどこまで進んでいるのか、これについてお聞きをしたいと思います。また、期末までに終了できなかった理由についても重ねて質疑をさせていただきます。

○田畑議長 答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長 おはようございます。

尾和議員ご質疑の岩出駅バリアフリー化負担金、この進捗状況と完成時期についてですが、事業の進捗状況について、J R西日本和歌山支社に確認しましたところ、工事設計が完了し、支障移転関係も完了しているということでございます。

あと、完成時期につきましては、令和2年3月末の予定と聞いてございます。

○田畑議長 教育総務課長。

○南教育総務課長 尾和議員ご質問の2点目、小中学校の空調設備事業につきましては、平成31年3月6日にプロポーザル方式により業者からの提案を審査し、全事業について、3月26日に設計監理・施工の一括契約を締結しました。契約締結以降、室外機設置の基礎工事などから随時進めております。設置完了の時期は、2学期が始まります9月2日からの使用を目標にしております。

○田畑議長 土木課長。

○山本土木課長 尾和議員の3点目、境谷地区の災害復旧費のどこまで工事は進んでいるのかについてですが、のり面ののり枠工事は既に完了しております。金額ベースで約95%程度終了しており、6月28日までに完了いたします。

次に、期末までに終了できなかったことについてですが、昨年9月4日の台風21号により被災し、11月8日に国の災害査定を受けました。11月29日の契約となり、契約後、資材調達や納入に時間を要したことと、地元地区のし尿くみ取りなど、通行どめの日程調整が必要であったため、期末までに終了できませんでした。

以上でございます。

○田畑議長 再質疑はありませんか。

尾和議員。

○尾和議員　今ご答弁いただきました。まず、岩出駅のバリアフリー化の問題であります。この事業については、今、ＪＲと調整をして、ＪＲのほうから回答いただいたということでもあります。この協議について、岩出市はどこまで絡んでいるのか。意見としてどのような意見を上げているのか。それから、そこら辺について具体的にご答弁をいただきたいと思います。

それから、この予算について、令和２年といいますと、再来年の３月末ということになりますから、いまだに約２年余り要するということでもあります。そこまですかるのかかわらず予算計上だけでして、その後は繰り越しというような形では、事業の取り組みについて問題があるのではないかというふうに思いますが、それについてお聞きをしたいと思います。

それから、小中学校の空調設備についてですが、今のお話では９月の使用ということでもあります。夏休み期間中に全て完了するということなのか、それとも、それがずれ込むことなのか。今、温暖化の問題で気温も３０度近くなると言われております。工事の着手について、もっと早く着手をしておく必要があるんじゃないか。ただ、授業もありますので騒音も立てられないという配慮があると思うんですが、夏休み中の完成を早期にやるべきだというふうに思います。それについてお答えをいただきたいと思います。

それから、災害復旧の問題であります。これについては、現在、９５％完了しておるということですので、早く全ての工事が完了して、災害復旧が終わった後、安全・安心な道路が通れるように、早急にしていきたいということを申し添えておきたいと思います。

○田畑議長　答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長　尾和議員の再質疑についてですが、まず初めに、工事完了ですけれども、令和２年３月末ということで、本年度末で終了と聞いてございます。

バリアフリーのＪＲとの調整についてですが、これの協議につきましては、まずはバリアフリー化ということがまず第一にございますので、それをどうするのかということで協議をしてございます。

そのことにつきまして、市の身体障害者連盟の代表の方とも調整をしてございます。あと、ＪＲによるパブリックコメントの実施、それから、岩出の玄関駅というのにふさわしいものとなるように観光ＰＲができるようにしてございます。

以上です。

○田畑議長 教育総務課長。

○南教育総務課長 尾和議員の再質についてお答えいたします。

夏休み中で工事完了を予定しております。天候の影響等は予測できませんので、9月2日からの使用を目標としております。我々といいたしましても、できるだけ早期の完成を目指しております。

以上でございます。

○田畑議長 土木課長。

○山本土木課長 尾和議員の再質疑ですが、地元の方のためにも早期に完成に努めたいと思います。

○田畑議長 再々質疑ありませんか。

尾和議員。

○尾和議員 岩出駅のバリアフリーの問題であります。今、総務課長のほうから、一番最初に、令和2年3月末ということで、2回目の答弁では今年度末ということではありますが、いわゆることしは元年ですから、令和2年、来年の3月末という理解でいいのか。

それと、バリアフリー化の設計図、これらについて全て完了しておるのであれば、議会のほうに提出をしていただきたいということを申し添えておきます。

○田畑議長 答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長 尾和議員の再々質疑にお答えいたします。

本年度末が終了ということで、令和2年の3月末となります。

設計等全て完了で提出ということですが、これはJRの事業でございますので、JRと調整する必要があるございます。

○尾和議員 議長、調整して提出を議長のほうへ。非公開にするもんじゃないです。

○田畑議長 総務課長。

○木村総務課長 提出になりますとJRの許可も必要となりますので、ちょっと今お答えすることはできません。

○田畑議長 これで、尾和弘一議員の質疑を終わります。

以上で、報告第2号に対する質疑を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 議案第33号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市税条例

等の一部改正)～

日程第37 議案第68号 動産の取得について

○田畑議長 日程第2 議案第33号 専決処分の承認を求めることについて(岩出市税条例等の一部改正)の件から日程第37 議案第68号 動産の取得についての件までの議案36件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑に当たっては、市議会会議規則第55条の規定により、発言は簡明に行うとともに、議題外の質疑及び自己の意見を述べることをしないようお願いいたします。

質疑の通告がありますので、発言時間の制限を行った上、順次発言を許します。

質疑は、発言席からお願いいたします。

日本共産党議員団、増田浩二議員、質疑時間40分以内で、通告した議案を一括して議案ごとに質疑をお願いいたします。

議案第36号をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 おはようございます。

日本共産党を代表して、6議案について質疑を行いたいと思います。

まず、議案第36号から行います。

この36号では、国保利用者に対して軽減策というのがとられるという内容になっていますが、おのおのこの条例改正による影響額、これと対象者数というのがどれぐらいあるのかという点、この点をお聞きしたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

保険年金課長。

○中井保険年金課長 増田議員の質疑にお答えいたします。

今回の一部改正では、所得が高い方の基礎課税分の限度額の増額と軽減判定所得の拡充により低所得者の国保税を減額する改正を行っております。

今年度6月5日時点の被保険者の状況で申し上げますと、基礎課税額の限度額を引き上げることによる影響者数は30人で、影響額は293万5,000円の増となります。

また、軽減判定所得の改正による影響者数及び影響額は、5割軽減につきましては、基礎課税分は36人、影響額は66万5,000円の減、後期高齢者支援金等分は36人、影響額は20万9,000円の減、介護納付金分は5人、影響額は3万7,000円の減です。また、2割軽減につきましては、基礎課税分は28人、影響額は22万1,000円の減、後期高齢者支援金等分が28人、影響額は6万9,000円の減、介護納付金分は10人、

影響額は3万3,000円の減です。

○田畑議長 再質疑はありませんか。

(なし)

○田畑議長 続きまして、議案第38号の質疑をお願いいたします。

増田議員。

○増田議員 議案38号、平成30年度の一般会計補正なんですが、この点では3点お聞きをしたいと思います。

クリーンセンターの公用車部分、この部分で164万5,000円の差額というのが出ています。当初予算を調べてみましたら、2トンのフォークリフトと、もう1台、何かの形でその2つが予算書の中にちょっと書いていたんですが、その2つの部分で869万4,000円程度の予算が計上されていました。この予算に比べて164万5,000円というのは非常に大きな開きがあるように私は思うんですね。これが入札も含めて、状況がどうだったのかと、この点をお聞きしたいと思います。

2点目は、今回のこの補正予算においては、都市計画事業資金の基金、教育施設の建設事業基金、公共施設の整備基金、これを合わせて7億5,000万円というものが、今回、基金に積み上げられてきています。そういう点でいうと、当初予算においてこのように莫大な基金が積み上げられる状況が生まれるということは、過大な見積もりがされていたのではないかと。

また、事業計画やいろんな施策に対する金額的な部分の先見性ですね、見通しという、そういう部分の正確性というものなんかも問われる部分があるのではないかとというふうに思うところもあります。実際には、今回、このような莫大な額を生じてきたという点に関する当局の見解ですね、その見解をお聞きしたいと思います。

それと3点目は、今回、3つのところに基金が積み上げられているわけなんですが、中でも教育施設の建設、また公共施設の整備計画というところなんかに基金が積み上げられているわけなんですが、市の計画、将来、積み上げるということは計画があるからこそ、こういうところに積み上げられると思うんです。岩出市において教育施設、また公共施設という、こういう部分の改善とか整備、こういう点については将来計画についてはどのように考えた上で、今回このように積み上げられたのかという点、この点をお聞きしたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

クリーンセンター所長。

○山本クリーンセンター所長 増田議員、1番目、フォークリフトほかで164万5,000

円の差額が出ているが、金額的に大きな開きがあると思うが、入札状況はどうだったかについてお答えいたします。

今回のフォークリフト購入に際しましては、二十数年間、購入機会がありませんでしたが、精査した上で予算計上を行いました。しかしながら、結果として、過剰な積算となり、入札差額として175万8,000円が発生しました。今後、このようなことのないよう予算を計上いたします。

○田畑議長 答弁願います。

総務部長。

○大平総務部長 増田議員の質疑にお答えをいたします。

まず、2点目の都市計画事業資金基金、教育施設基金、公共施設整備基金、合わせて7億5,000万円が基金に積み立てられるが、当初予算における過大見積もり、事業計画や施策に対する正確性が問われるものではないかということでの当局の見解はということでございますが、今回の一般会計補正予算第8号では、平成30年度の事業執行において、予算編成時には見込むことが困難である歳入実績や事業の精算などによる増減差額を積み立てる補正を行っております。積み立ての財源が生じた最も大きな要因は、地方消費税交付金及び普通交付税の各歳入財源の増、これが4億3,089万2,000円あります。これによるものでございます。

これらの財源は、国から配分される財源であり、市独自で見込むことが困難であることから、国が示す地方財政計画及び過去の決算額を踏まえて当初予算を計上しておりましたが、交付額が確定したため補正をしたものであります。

なお、歳出の不用額の減額も行っておりますが、これは市全体として健全財政の堅持を財政運営の軸として、経常経費の削減に積極的に努めており、コスト意識を持ち、事業を執行したことによるものであると考えてございます。

続きまして、3点目のご質疑の積み上げられた基金面での点では、教育施設の建設や公共施設の整備計画はどのような必要性があると捉えて基金に積みかえたのかということでございますが、基金の積み立てについて、教育施設の建設基金につきましては、さきの議会でご承認いただきました、令和元年度への繰り越し事業であります小中学校の普通教室の空調設備事業の財源として2億円を取り崩す予定であることを見据えて、積立金を計上しております。

また、公共施設整備基金については、公有財産等の売却実績に伴う2,786万4,000円の増額のほか、公共施設の老朽化が進んでいることから、今後、老朽化対策や大規模改修が予測されるため、3億7,135万1,000円の積立金を増額しております。

なお、現時点では、両基金を活用して実施する新たな施設の整備の計画はございません。

○田畑議長 再質疑はありませんか。

増田議員。

○増田議員 1点目のフォークリフトなのですが、今、実際には当局自身が過剰な見積もりだったというようなこともおっしゃいました。こういう点でいうたら、なぜ過剰な見積もりが生じたのかという、やっぱりこういうところをしっかりと検討していくということが、私、必要だと思うんですね。こういうフォークリフトなんかでいうと、大体幾らぐらいなのかというのは、過剰な見積もりを起こさないような状況なんかは、計画そのもの自身立てるときに、やっぱりわかるんじゃないかなというふうに思うんです。

そういう点でいうたら、今、所長のほうからも言われたんですが、本当にしっかりと正確性という面を対応していただければなというふうには、指摘というんですか、だけはちょっとさせていただきたいというふうには思います。

もう1点は、基金の関係なのですが、教育施設関係でいうと、今回、普通教室なんかのそういう対応だというようなことを言われました。ただ、公共施設の部分については老朽化が進んでいるということだけはおっしゃられたんですが、現実的には、やっぱり将来的というんですか、かなり老朽化が進んでいるんだけど、大分先のことを見据えて整備をするためにお金を積み上げるんだということですね。

でも、それでいうと、やっぱりしっかりと、この老朽化対策についても年度計画なんかもしっかりと立てていただいて、この年度、この年度と、5年先になり、4年先、5年先には、この施設を改修していくんだという、そういう部分で、やっぱり市としての計画というのは、やっぱり立てていくべきだと思うんですね。今のところ、その計画はないというのではなしに、やっぱりそういう点なんかもきちんと対応していただければなというふうに思うんです。

そういう点でいうと、基本的には、そういう計画というのは今のところないんであれば、財政調整基金なんかにもやっぱり積み上げていくという、そういう対応なんかが求められているんじゃないかという点があるとは思っています。そういう点では、今後の老朽化対策という面で、今のところ計画はないとおっしゃられたんだけど、現時点では、どのような対応のもとでそういうふうに積み上げられたのかという点、この点だけちょっと改めてお聞きをしたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。



クリーンセンター所長。

○山本クリーンセンター所長 増田議員の再質疑にお答えいたします。

先ほども申し上げましたが、今後このようなことのないよう、慎重に予算計上いたします。

○田畑議長 総務部長。

○大平総務部長 増田議員の再質疑にお答えいたします。

基金、教育施設、公共施設の現実的な老朽化が進んでいる中での、いわゆる計画というのはしっかりと立ててほしいという旨のご質疑であったと思います。

現時点では、岩出市においては、平成27年度に公共施設総合管理計画という計画を策定してございます。これは公共施設の施設管理の全体的な計画でございますが、それに基づいて個別の施設ごとの長寿命化計画、これについては、現時点では、橋梁及び公営住宅については作成しておりますが、その他の計画については、今後、平成32年度までに策定をする方向で進めてございます。

この計画の策定につきましては、準備を進めるとともに、各施設担当課との情報共有に努めてまいります。

○田畑議長 再々質疑ありませんか。

増田議員。

○増田議員 今、32年度ということでは言われたんですが、要するに今年度末に、その計画そのもの自身について立てていくんだということだと思いませんか。その中で、市としてのそういう計画ができた時点で、それは市民に対しても公表というんですか、それはできるものだと思うんですが、その点については、市として年度ごとに公表するという、そういうお考えはあるんでしょうか。

○田畑議長 答弁願います。

総務部長。

○大平総務部長 増田議員の再々質疑にお答えいたします。

済みません。先ほど答弁の中で32年度と言いましたが、現在は元号変わってございまして、令和2年度末ということでございますので、再来年度までに計画を策定するという方向で進めるということでございます。当然、計画が策定されれば公表はする予定でございます。

以上でございます。

○田畑議長 続きまして、議案第39号の質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 この議案39号については、介護保険の部分において、総合相談事業という部分において臨時職員を募集したと。ところが応募者がなかったので減額をするというようなものになっているんですが、そもそも総合相談事業、この事業について、当局として募集したんだけど、なぜ来なかったのかという点について、当局としてどのように、なぜ応募がなかったんやろうというふうに捉えているのか、この点をお聞きしたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

地域包括支援センター長。

○田村地域包括支援センター長 増田議員の質疑にお答えいたします。

総合相談事業において、臨時職員を募集したが応募者がなかった理由を当局はどのように見ているのかについてですが、これにつきましては地域包括支援センターの総合相談事業における臨時職員につきまして、育児休暇中の社会福祉士の代替職員として募集を行ったものです。

近年、医療・介護分野においては、専門職の不足が大きな問題となっているところですが、市においても同じような状況にあります。

今回の募集は、育児休暇中の期間限定の雇用ということで、特に応募しにくいという状況があったことも応募につながらなかった要因であると考えております。

現在は、社会福祉士も育児休暇から復帰しており、欠員もなく、正職員5名で総合相談事業及び地域包括支援センター業務を行っております。

○田畑議長 再質疑ありませんか。

増田議員。

○増田議員 今、応募がなかった理由というのは、期間が限定されていると。要するに身分保障との関係で応募がなかったのかなというふうに見ておられるということなんですが、今年度も、実際には総合相談事業というのが、多分、あとのところでも若干補正なんかも出てくるという部分なんかもあるんですけども、去年はそういう代替要員で対応されていたということなんですが、そもそも総合相談事業そのものについての賃金面の改善とか、待遇面というんですか、それについては、こういった代替職員さんの労働条件なんかも含めた対応面というのと、今年度進められている総合相談事業での職員さんの待遇面というのでは、違いというんですか、そういうのはあるんでしょうか。その点だけちょっとお聞きしたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

地域包括支援センター長。

○田村地域包括支援センター長 増田議員の再質疑にお答えいたします。

まず1点目、代替職員の待遇面につきましては、地域包括支援センターの専門職員につきましては、岩出市臨時的任用職員の給与等に関する条例におきまして日額を設定しておりますので、それに対応しているところです。近隣市においての給与面等についても調査したことがございますが、特に岩出市と他市において差はあるというような状況はございません。

今年度の総合相談事業において、待遇というところにつきましては、正規職員での対応となりますので、特に変動はございません。

○田畑議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○田畑議長 続きまして、議案第48号の質疑をお願いいたします。

増田議員。

○増田議員 この議案第48号については、消費税率の引き上げに伴う改正だという説明がありました。しかし、条例の中身を見てみますと、照明とか音響技術要員という方については、旧が1万5,000円と。新しいものについては1万6,500円という引き上げになってきていますし、説明のあった消費税の税率引き上げに伴うという額以上のものになっているんですが、その点についての理由についてお聞きをしたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

生涯学習課長。

○佐谷生涯学習課長 増田議員の質疑にお答えします。

照明・音響技術要員については、1人1日1万5,000円から1万6,500円になっているが、増税以上の金額になっているが理由はということでございます。回答いたします。

照明・音響技術要員使用料については、消費税3%導入時から対象にならないものという認識で消費税は反映させていませんでした。しかし、この使用料も消費税の対象となるものでありますので、今回、改めて反映させるものでございます。

○田畑議長 再質疑ありませんか。

増田議員。

○増田議員 ちなみに、こういった音響とか技術要員の利用料というんですか、使用料というんですか、この辺については、ちなみに近隣の自治体というんですかね、同じような仕事をされている照明さんとか音響技術要員の技術料というんですか、

そういうのは幾らなんですか。

○田畑議長 答弁願います。

生涯学習課長。

○佐谷生涯学習課長 増田議員の再質疑にお答えします。

利用料金の設定につきましては、どこまでを利用負担とし、どこまでを税負担とするかのバランスや自治体ごとの財政状況の違いもございまして、一概にほかの自治体と比べ、安い高いと判断するのは難しいと考えてございます。

○田畑議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○田畑議長 続きまして、議案第60号の質疑をお願いいたします。

増田議員。

○増田議員 議案60号については損害賠償の件なんですけど、ここでは3点伺いをしたいと思います。

実際に事故を起こされた方については、本当に大変な状況が今生まれているのではないかなというふうには思うんです。そういう点では、ここでは平成30年1月24日と書かれているんですが、今現在、事故を起こされた方の状況というのはどのようなになっているんでしょうか。

それと、グレーチングのすき間にタイヤが落ち込んだというようなことも書かれているんですが、実際には事故を起こされたときの状況というのはどれぐらいのすき間があったのか。また、事故の起きた時間帯とか、事故当時の状況というのがどのようなものだったのかという点、この点について、もう少し詳細な点を、状況についてはどうだったのかという点、この点をお聞きしたいと思います。

3点目には、このような事故が、やっぱり起きないようにしていくというのが非常に大事であって、現在の事故現場というのについては、今の状況についてはどのように改善がされているのかという点、この3点をお聞きしたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

土木課長。

○山本土木課長 増田議員のご質疑にお答えします。

1つ目、事故を起こされた方の現在の状況ですが、車椅子での生活をしており、下半身不随で麻痺が残っております。上半身については両手・両腕に若干のしびれがありますが、会話することに支障は出ておりません。

2つ目、事故の状況ですが、平成30年1月24日午前10時44分ごろ、市道畑毛馬道

線、岩出市中島878番地先の道路を縦断している山崎かんがい排水路部に設置していたグレーチングとグレーチングのすき間、約2.7センチに、被害者がロードバイクで南進中、そのすき間に前輪、タイヤ幅2.5センチになりますが、落ち込み、前かがみに転倒し、顔や首を損傷したものでございます。

3つ目の現在、事故現場の現在の状況ですが、グレーチングを撤去し、コンクリート床板に取りかえております。

以上でございます。

○田畑議長 再質疑はありませんか。

増田議員。

○増田議員 今お答えいただいたんですが、事故当時の現状という部分で、2.7センチのすき間だったということでした。ロードバイクは2.5センチという話だったんですが、こういう2.7センチという、ロードバイクのタイヤというのがちょっとよくわからないんですが、普通、単車ってもうちょっとタイヤの幅はあるんじゃないかなというふうには思うんですが、現実的には2.5センチのロードバイクという、単車の状況というのがそんな状況で、2.7センチの幅のところで落ち込むというのが、その辺がちょっとわからんので、今言われている2.7センチとか2.5センチというのが、もう少しわかるような形でちょっと説明していただけたらありがたいかなというふうに思うんです。

ただ、もう1点、今の状況そのもの自身が車椅子の状況だという点になっているという点から見れば、市として、この間のそういう現状になられた、そういう方に対しての病院のお見舞いも含めた対応という点については、この間どのような対応をされてきたのかという点、その点だけちょっと改めてお聞きもしたいと思うんです。

○田畑議長 答弁願います。

土木課長。

○山本土木課長 増田議員の再質疑にお答えします。

ロードバイクと申しました。単車ではございません。最近、はやっていますサイクリングとかしているようなタイヤの幅の狭い自転車になります。

あと、それと2点目の市としての対応ということなんですけれども、事故が起ってすぐ被害者の方の病院のほうにもお見舞いに行っております。

以上でございます。

○田畑議長 再々質疑ありませんか。

(な し)

○田畑議長 続きまして、議案第61号の質疑をお願いいたします。

増田議員。

○増田議員 今年度の補正予算については2点お伺いしたいと思います。

プレミアム付商品券というのも出ているんですが、今回の事業の内容という点。  
もう1点は、緊急防災とか減債事業債というものも発行するんだというふうになっています。震災公園という部分なんかも計画がされてきているんですが、震災公園という面についての、今後、市としての取り組みの点において、計画というものについては市としてはどのようなものを想定されているのかという点、この点だけお聞きしたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

総務部長。

○大平総務部長 増田議員のご質疑にお答えいたします。

1点目のプレミアム付商品券事業の内容はということでございますが、この事業につきましては、令和元年10月に予定されている消費税、地方消費税率の10%への引き上げに伴い、低所得者、子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起、下支えするため、低所得者、子育て世帯向けのプレミアム付商品券を販売するものです。

購入対象者は2019年度の住民税非課税者、ただし住民税課税者と生計同一の配偶者、扶養親族、生活保護の受給者は対象外となります。それと、学齢3歳未満の子供、2016年4月2日から2019年9月30日までの間に生まれた子供が属する世帯の世帯主が購入対象者となります。

1枚500円分の商品券を1冊10枚つづりで、額面合計5,000円、この5,000円分を4,000円で販売を行います。対象者1人につき5冊まで購入可能となっております。

○田畑議長 総務課長。

○木村総務課長 増田議員ご質疑の2点目、震災公園の今後の取り組み計画、内容ということですが、呼び名はいろいろあるかと思いますけれども、市といたしましては、一応、防災公園ということで計画を進めてございます。

この防災公園につきましては、堀口プールの跡地を利用し、平常時には交通公園を含めた市民に親しまれる公園として、また、災害発生時には一時避難場所としての機能を備えた防災公園として、本年度に設計及び工事を行ってまいります。

○田畑議長 再質疑ありませんか。

増田議員。

○増田議員 今の説明では、防災公園にするんだという説明だけはあったんですが、中身については、防災公園という名前の中で、どのような公園の内容にしていくのかという点が、もうひとつわからなかったと思うんですね。一時避難所の対応なんかもとるんだということを言われるんだけど、そういう点でいうと、新たに施設、避難できるような施設も含めて対応をとっていくのか。

さらに、今ある交通公園の敷地、プールの跡地以外にでも震災に対応するという部分の中で、隣接地なんかも用地購入を行って、実際には震災という部分について、やっぱり怖いんだと。震災が起きたらこうなるんですよということなんかも含めて、例えば、岩出市なんかも、この間、阪神大震災を初めとして、つい最近も、新潟でしたか、秋田でしたかね、ああいうとこなんかも地震が起きているという状況の中で、震災の怖さなんかも含めて、市民に理解してもらおうというようなパネルの展示とか、実体験できるような、そういうような施設なんかも想定した中で、そういう公園なんかもつくっていくのか。その辺はもうひとつちょっとよくわからないところがあるので、市として、震災公園というのがなぜ岩出市に必要なのか。そしてまた、なぜこの岩出市でその震災公園をつくろうとしているのか。この点について、改めて市の必要性、なぜそういう公園をつくらなければいけないと考えているのかという点と、今後どのような考えを持って、震災公園に策定というんですか、つくっていかようとしているのかという点、この点を再度ちょっとお聞きしたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長 増田議員の再質疑にお答えいたします。

まず、他の用地、近隣の用地も購入するのということですが、現在考えておりますのは、現在の堀口プールの跡地、これを利用してと考えてございます。また、公園部分につきましても、できるだけ現状で使いたいと考えてございます。

防災公園の内容についてですが、まずは備蓄倉庫、それと災害時にかまどとして使用可能なベンチやテントとして使用可能な東屋、防災活動用の空き地ということで予定してございます。

議員おっしゃるような体験型というのは、現在はそれは予定してございません。

○田畑議長 再々質疑ありませんか。

(な し)

○田畑議長 これで、日本共産党議員団、増田浩二議員の質疑を終わります。

2 番目、尾和弘一議員、質疑時間30分以内で、通告した議案を一括して議案ごとに質疑をお願いいたします。

議案第33号、お願いします。

○尾和議員 この一連の議案について、疑問点についてただしていきたいと思います。

まず最初に、議案第33号の岩出市税条例改正の問題であります。

この条例の中で、軽自動車税の問題が改正をされようとしております。その中身は、環境性能割の税率の特例に従って税率を変えるんだということですが、現在、市内にこれに関連する軽自動車は何台登録されているのかということでもあります。

2 番目は、三輪以上とありますが、使用台数、種別に、現在何台あるのか、ご答弁をいただきたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

税務課長。

○松本税務課長 尾和議員の質疑についてお答えいたします。

まず1 点目、環境性能割の税率の特例について、市内に何台登録あるのかということですが、環境性能割は、ことしの10月から導入される制度であるため、現在のところ該当はございません。

よって、2 点目の三輪以上の現在使用台数についても、環境性能割という点についてはなしということでございます。

○尾和議員 議長ね、2 番目の三輪以上については、これは環境性能割じゃなくして、全ての問題を聞いていますので、その答弁をお願いします。

○田畑議長 お願いします。

税務課長。

○松本税務課長 環境性能割ではなくて、種別割のほうでお答えいたします。

種別割における全ての登録台数、平成31年3 月末現在で、三輪はゼロ台、それから軽四輪の乗用の営業用のものは5 台、それから軽四輪の乗用の自家用のものは1 万6,795台、それから軽四輪の貨物の営業用のものは65台、それから軽四輪の貨物の自家用のものは3,446台、計2 万311台でございます。

○田畑議長 再質疑ありませんか。

尾和議員。



○尾和議員 この環境性能割の車種については、普通乗用車で、今開発がされて使用されております。軽自動車についても地球環境を守るという意味から、これから拡大をしていこうとするんですが、しかしながら、現在の軽自動車については、7,200円が1万2,900円という形で税率が変更をされていこうとしております。これらについて年次別にどのように新税が適用されるのか、これについてお聞きをしたいと思います。

それから、2番目に、三輪以上の車種についての岩出市内での使用台数については約2万1,000台あるんだということなんですが、小型特殊自動車、これについては、今、私、聞き漏らしたかわかりませんが、何台、現在あるのか、これについてご答弁いただきたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

税務課長。

○松本税務課長 尾和議員の再質疑についてお答えいたします。

まず、環境性能割のほうなんですけども、環境性能割は、軽自動車についてちょっとご説明いたしますと、軽自動車税の環境性能割は、消費税率10%の引き上げ時に県税である自動車取得税を廃止し、軽自動車税に新たに創設されるものです。

なお、現行の軽自動車税は、軽自動車税種別割となります。つまり軽自動車税が10月から環境性能割と種別割の二本立てということになります。

先ほどおっしゃいました1万2,900円になるということでございますが、それについては種別割のほうになるということでございます。

今回、環境性能割のほうの税率でいきますと、電気自動車とか電気ガス自動車、それから電気自動車等を除き、平成30年、排ガス基準50%低減達成車、または平成17年排出ガス基準75%以上の低減車、かつ2020年の燃費基準プラス10%、これにつきましては非課税ということでございます。

それから、先ほど75%以上の低減達成車、かつ2020年度基準達成車については1%のところ、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間は非課税になりまして、それから上記以外の車につきましては2%のところ、1%になるということで、臨時的軽減措置がとられるということでございます。

それから、もう1つ質問がございました。小型特殊自動車のつきましては、農業用の小型特殊自動車の登録台数は487台、それから、その他の特殊につきましては51台ということでございます。

○田畑議長 再々質疑ありませんか。

(な し)

○田畑議長 続きまして、議案第36号の質疑をお願いいたします。

尾和議員。

○尾和議員 議案第36号について質疑を行います。

今回の国保税の一部改正についてであります。これに伴う増税額の波及についてお聞きをしたいと思います。どのようになるのか。

それから、対象者数は何人になるのか、ご答弁をいただきたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

保険年金課長。

○中井保険年金課長 尾和議員の質疑にお答えいたします。

今回の一部改正では、所得が高い方の基礎課税分の限度額の増額と軽減判定所得の拡充により、低所得者の国保税を減額する改正を行っております。今年度6月5日時点の被保険者の状況で申し上げますと、基礎課税額の限度額を引き上げることによる影響額は293万5,000円の増です。

また、対象者数につきましては、基礎課税額の限度額引き上げに係る影響者数は30人であります。

○田畑議長 再質疑ありませんか。

尾和議員。

○尾和議員 対象者数のところで30名というのは、所得が幾らあって、その方に対するアップ率ですね、アップ額というんですか、これについてご答弁をください。

○田畑議長 答弁願います。

保険年金課長。

○中井保険年金課長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

課税限度額に係る所得は、大体900万円弱ぐらいの所得の方になります。アップ額は3万円、改正で行っておりますので、3万円ということになります。

○田畑議長 再々質疑ありませんか。

(な し)

○田畑議長 続きまして、議案第37号の質疑をお願いいたします。

尾和議員。

○尾和議員 議案第37号の専決処分であります。これについては岩出市の組織の中で組織名を変えるということですが、私は、これについて和歌山県下における自治体が統一した名称変更になるのか、そこについて岩出市のご答弁をいただきました。

いと思います。

○田畑議長 答弁願います。

地域福祉課長。

○長倉地域福祉課長 尾和議員のご質疑にお答えいたします。

今回の組織改正については、岩出市独自のものであり、和歌山県下統一して名称変更されるものではございません。

○田畑議長 再質疑はありませんか。

尾和議員。

○尾和議員 そうしますと、岩出市だけで名称変更するということではありますが、基本的に他の地方自治体において、窓口に行ったときに、岩出市ではこういう名称を使うと。その他の地方自治体については別の名称を使うということで、転入・転出の際に戸惑いが起きる可能性が発生すると私は思っておりますが、そこら辺で、名称については岩出市から県のほうに上げて、県下の統一した取り組みを求めていくべきではないかなというふうに思っています。

それから、名称を変えておってでも、市民にとっては非常にわかりづらい。そういう親しみのない名称であろうというふうに思うんですが、そこら辺についての啓発、市民に向けての取り組みをどのようにやろうとしているのか、お聞きをしたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

地域福祉課長。

○長倉地域福祉課長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

まず1つ目の名称については、県の統一とすべきとのことにつきましては、生活福祉部の各課の名称変更につきましては、各それぞれの市町村の特徴もございします。それぞれ県下の中での市町村でも、それぞれの課の名称は多々、いろいろと違うと思いますので、県で統一するべきというのではなく、それぞれの市町村に応じた対応で岩出市も考えております。

2つ目に、名称を変えると市民にとってわかりづらいのではないかとありますが、今回の組織改正を行ったのは、平成31年4月からの子育て世代包括支援センターの開設に伴い、子供関係の部署を1つにまとめるなど、市民の皆様によりわかりやすくより効率的に取り組めるようにするため、生活福祉部の組織改正を行ったものです。生活福祉部は、子ども・健康課を除き、本庁舎の1階にありますので、市民の方がお越しになった窓口を担当職員が出向き、可能な限り対応することができる

と考えております。

子ども・健康課につきましては、子供関係の部署を1つにまとめることで、市民の方にわかりやすく、より効率的に対応できると考えております。

これにつきましては、広報いわで3月号、4月号及びチラシ、ポスターなど、事前周知も行っております。組織改正につきましては、4月の広報で周知行っております。

○田畑議長 再々質疑ありませんか。

尾和議員。

○尾和議員 ホームページを見て、岩出市内の入り口、市役所の入り口等についても掲示をされておりますが、なかんずく、例えば長寿介護課長という形で、それが地域福祉課長ということになりますと、長寿介護の問題についてとリンクしにくい面が多々出てくると思うんですね。表示のやり方については、名称については、こういう形で決められましたが、その各課において、括弧書きで、例えばこういう問題についてはここで相談窓口ですよというような掲示も必要ではないかなと。若干されておりますが、もっと詳しくそこら辺の広報を重ねていただきたいというように思っておりますが、岩出市のご見解をお聞きしたいと思います

○田畑議長 答弁願います。

地域福祉課長。

○長倉地域福祉課長 市役所の1階のフロアには、それぞれ改正された課の名称の看板が上がっております。生活福祉部の市役所の窓口は、ワンフロア、ほとんど1つのカウンターになってますので、1人の方がカウンターに座られたら、そこでほかの、このところとも言われたら、できるだけ職員のほうが、ご本人さんが動かななくてもいいように、職員のほうがほかの課の職員を呼んで対応できるようにと努めております。

また、暮らしの便利帳というものも発行して、作成ができておりますので、そういった方にも、市民の方々にも、どこの課がどういう業務を対応しているかということも周知を進めております。

今のところ、4月1日以降に来庁された方につきましては、できるだけ、ちょっと迷われている方については、どこをお探しですかとか声もかけている中で、大きな問題なく進められていると考えております。

○田畑議長 しばらく休憩いたします。

午前10時55分から再開いたします。

休憩

(10時40分)

再開

(10時55分)

○田畑議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続けます。

議案第38号の質疑をお願いいたします。

尾和議員。

○尾和議員 議案第38号、30年度補正予算についてであります。

まず、法定外公共物等とあるが、その内容についてお聞きをしたい。

それから、土地の売払収入として1,800万余り計上されておりますが、これらの2件についての件数及び代金の金額の算出方法として、どういう根拠に基づいて行っているのか、統一したものがあるのかどうか、お聞きをしたいと思います。

それから、PCBの調査委託料というのが、予算計上からマイナス約400万円計上されておりますが、このマイナスになった要因についてお聞きをしたい。

それから、市有施設回線使用料について、マイナス52万の計上あります。これについてもお聞きをしたいと。

それから、経営体育成支援事業補助金1,100万計上されたところをマイナスになっておりますが、その理由についてお聞きをしたい。

それから、農地等防災事業として、ため池耐震調査委託料というのを計上されております。市内のため池件数と今回調査をしたため池件数とその名称についてお聞きをしたいと思います。

それから、家具固定委託料マイナス、並びに危険ブロック等の補助金マイナスとして計上されております。予算との比較で、なぜそういう理由になったのか、これについてお聞きをしたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

総務部長。

○大平総務部長 尾和議員の質疑にお答えいたします。

1点目、法定外公共物等とあるが、その内容は何かということですが、法定外公共物等の中には、里道、水路、道路がございます。それと、土地の売払収入1,840万円につきましては、公売によるもので、場所は岩出市根来の旧にぎり池でございます。件数につきましては、法定外公共物等では18件、土地の売払収入は1件の19件です。金額の算出につきましては、岩出市普通財産売払事務取扱要綱に基づき、土地の立地条件などにより、鑑定価格、固定資産評価額及び岩出市の路線

価をもとに算定をしております。

続きまして、２点目のＰＣＢ調査委託料の397万8,000円の減額の原因についてお答えをいたします。

当初は、公共施設の照明器具を３カ年で調査する年次計画を立て、平成30年度については250件の取り外し調査に要する経費810万円を計上し、事業を進めていたところ、まず調査対象器具に同規格の器具が多かったことと、また、それらは目視による調査で対応ができたことにより安価となったことが減額の要因でございます。

○田畑議長　総務課長。

○木村総務課長　続きまして、市有施設回線使用料の52万の減額につきましては、産業振興課の移転に伴い、利用していた基幹系システムと情報系システムの２回線分のＮＴＴへの通信料の減、及び子育てマイナポータルのシステムでＬＧＷＡＮ専用ネットワークを総合保健福祉センターに新設予定でしたが、既設の基幹系システム回線を使用することとしたため、減額するものでございます。

続いて、家具固定委託料の減額理由についてですが、当初予算において50件で275万円を計上しておりましたが、補助実績件数が24件で127万80円であったため、差額の147万9,000円を減額しております。

続いて、危険ブロック塀等撤去改善事業補助金の減額理由についてですが、当初予算において、上限額である50万円で20件、1,000万円を計上しておりましたが、補助実績が16件で436万円であったため、差額の564万円を減額しております。

○田畑議長　産業振興課長。

○今井産業振興課長　経営体育成支援事業補助金1,124万8,000円の減額についてお答えします。

国において実施される平成30年台風21号による農業施設等被害の復旧・修繕・撤去等に関する補助事業につきまして、被害発生直後、被害状況や被害者からの復旧要望をもとに補正予算額2,100万を見込んでおりました。

しかしながら、復旧事業が進むにつれて、申請者都合による復旧の取りやめや復旧等に係る費用の節減などにより事業費が減少し、不用額が生じたものであります。

○田畑議長　土木課長。

○山本土木課長　続きまして、ため池の件でございますが、市内のため池件数についてですが、43カ所あります。今回、調査したため池は１カ所で、安上地区にある徳上池でございます。

以上です。

○田畑議長 再質疑ありませんか。

尾和議員。

○尾和議員 まず、第1点の法定外公共物についてであります。それとあわせて、売り払いの基準についてですが、今ご答弁では、にぎり池を売り払いして、その収入だということであります。これはどこの団体に売り払いをしたのか。それから、算出方法については、路線価ということではありましたが、路線価に基づいて、路線価、固定資産税評価額とか、いろいろな基準があると思うんですが、その路線価の何%という基準があるのか。例えば2割引きとか3割引きとかというような形で算出をされているのか。それが法定外公共物の売り払いに対して、統一した取り扱いをされているのか、これについてお聞きをしたいと思います。

それから、PCB並びに経営体、市有の施設回線についてのマイナスであります。今ご答弁では、見積もりが違ってたと。状況判断をして、それだけマイナスになったということあります。私は、これらの当初予算の計上に、えてして、例えば各課によっては入札差額であるとか、あるいはその入札における効果によって出てきたとか、そういうような表現を各課においてされておりますが、これは統一した見解を持って市民に回答すべきではないかというふうに思っております。そこら辺について岩出市ではどうするのか、お聞きをしたいと思います。

いずれにしても、当初予算と差額が出たことに対する責任、認識というのが非常に甘いのではないだろうかというように思っておりますが、これについてご見解をいただきたいと思います。

それから、ため池の耐震の問題については、非常に震災、地震等において決壊をするという痛ましい事件が発生しております。私は、1カ所だけ検査をしたというんですが、今後の43件あるため池についても継続して調査されるのか、ここら辺についてお聞きをしたいと思います。

それから、家具固定、危険ブロックの問題であります。危険ブロックについては1,000万計上して、560万、補正でマイナスになっております。一昨日の新潟村上市における震災、中心的な震災においても、ブロックの倒壊によって通行が妨げられたり、そういう事案が発生をしております。この問題については継続して呼応して、危険ブロック点検・再調査実施していくという基本的な姿勢をとっていくべきではないかと思いますが、岩出市の見解を聞かせてください。

○田畑議長 答弁願います。

総務部長。

○大平総務部長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

1点目は、にごり池に関することであつたかと思われます。にごり池につきましては、価格の算定につきましては、鑑定士に依頼をして算出をしていただいた額をもとに、公売にかけたところでございます。落札したところは河井産業であります。

2点目、それと基準は統一ということで、岩出市の普通財産売却事務取扱要綱自体は、これで土地の形状とか、いろんなケースに対応するように標準的な基準を定めたものでございますので、特に恣意的にとかいうことはないもので、これで標準的な取り扱いというのはできていると思います。

また、評価額の基準の算定方法についても、ちょっと中身は詳細になりますので、この場でちょっと一概にはお答えはできませんが、取扱要綱自体は公表してございますので、その点についても公平性の担保はできていると思います。

2点目のPCBの関係でございますが、当初予算との計上の差があつたということでございますが、これは実際に調査に入つて目視で済むということがわかつたので、予算の、まず策定の段階では、これだけ減額になるということとはわかりませんでした。

ちなみに取り外しの予算は1件当たり3万円で組んでいたところ、目視であれば2,000円で済むということになりました。これは実際現場に行つて専門の方に見てもらわないとなかなかわかりづらいということでございますので、これについては予算の見込みが甘いということでのご指摘ではございましたが、実際には現地に行つて調べないとわからなかつたということでございます。

それと、予算全般ではございますが、やはり入札効果による事業の削減とか、どうしても生じる場所ではございますが、予算の策定に当たりましては、できるだけこの乖離がないようにというふうには、今後とも努めてまいります。

○田畑議長 総務課長。

○木村総務課長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

まず、家具固定とブロック塀等の改善の分ですけれども、これは一昨日の新潟、山形の地震でもブロック塀が倒れているというような報道もされておりました。また、家庭の中では食器類が落ちて割れているというような、そういう報道もございました。これにつきまして、岩出市としましても、こういう制度があるということのPR、これを今後も努めてまいりたいと考えてございますが、ブロック塀につきましては早期にさせていただく必要があるということで、これにつきましては、令和3年3月末までの補助事業としてございます。これにつきましても十分PRに努めてい



きたいと考えております。

それと、これのもっともっと知ってもらおうということなんですけども、あくまでも私有のものでございますので、強制ということはできませんので、PRに今後も努めていきたいと考えてございます。

○田畑議長 土木課長。

○山本土木課長 再質疑にお答えいたします。

全ての池を点検・調査するののかということですが、ため池の一斉点検において、優先度が高い6池を調査するということになっております。今回、市事業で徳上池を行いましたので、残る5池を県事業で実施することになっております。

済みません。ちょっと訂正させていただきます。

残り4池になってございます。

○田畑議長 再々質疑ありませんか。

尾和議員。

○尾和議員 危険ブロックと家具の固定の問題について、これ再々度聞きたいんですが、岩出市が一斉点検をやられたと思うんですね。私有地の家具の固定については、宅内ですから入って目視はできないと思うんですが、岩出市が調査をした通学路並びに道路に面するブロック塀についての危険箇所については何件あって、そういう所有をしている方に直接アプローチをしているのか、啓発をしているのか、こちら辺について再度聞いておきたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

教育部長。

○湯川教育部長 尾和議員の再々質疑にお答えいたします。

危険ブロック塀の対応につきましては、大阪北部地震発生後、小中学校周辺のブロック塀所有者を調査をいたしまして、その所有者に対して、県も含めて、撤去、改修、これをPRしてございます。市といたしましては、もともと補助金、補助制度あったわけなんですけども、時限をもって上限額を拡大やった補助制度に改善を行ってございます。市政懇談会におきましてもPRをしてございます。ちょっと今件数につきましては、手元に数字がございませんので申し上げられませんが、市といたしましては引き続き、ことしの市政懇談会も含めて、この補助制度についてPRをしてまいります。

○田畑議長 続きまして、議案第41号の質疑をお願いいたします。

尾和議員。

○尾和議員 議案第41号、平成30年度墓園の予算についてお聞きをしたいと思います。

販売予定基数の減少の要因について、お聞きをまずしたい。

それから、残基数については幾つあるのか、今年度の販売目標についてはどうなのか、お聞きをしたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

産業振興課長。

○今井産業振興課長 販売予定区画数に達しなかった原因といたしましては、近年における墓地需要の低下が考えられます。しかしながら、前年度の販売実績と比較すると2区画の増となっております。

次に、平成30年度3月末現在での残区画数は926区画となっております。

平成31年3月末現在です。

次に、今年度の販売目標はどうか。今年度の販売目標は50区画としております。

以上でございます。

○田畑議長 再質疑はありませんか。

尾和議員。

○尾和議員 墓地の問題についてですが、これは私もたびたび意見を申しておりますが、近年の墓地利用については、墓じまいとか、後継者がいなくて、あとどうするのかという問題を切実に市民の皆さんは考えておられます。

私は、墓地1区画の販売もさることながら、共同墓地に埋葬する私案というものを提案してまいりましたが、これらの問題についても岩出市はどのように考えているのか。そこで、埋葬して、遺骨を納めて、それと同時に、本山のほうにも分骨をされるというのが今日の状況やと思います。余り墓地に依存しなくて、そういうような流れを岩出市も的確に敏感に把握をする必要性があるのではないかと思います。が、ご答弁をいただきたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

産業振興課長。

○今井産業振興課長 再質疑にお答えいたします。

近年、議員おっしゃいますように、墓じまいでありますとか、後継者不足というのがよく言われております。報道等におきましても同様の問題を提起するとともに、共同墓地などがたくさんできているということを私たちも認識しております。

市政懇談会でありますとか、そういった市民の方の要望をお聞きする場でもそういった意見が聞かれますので、現在、共同墓につきまして、いろいろと研究をして

いるところでございます。平成30年度におきましても、近畿管内でございますが、2カ所、先進事例、研究に行っていました。その中でいろいろメリット・デメリットというのを伺いして来たり、それから、大きな問題となりますのが公営していますので、一部の方が求められるような永代供養、宗教的な供養ということが付加できないという問題もあります。そういったこともいろいろ考えながら、近隣の事例も参考にしながら、今後、市民のニーズに応じて、応えていけるように考えていきたいと思っております。

○田畑議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○田畑議長 続きまして、議案第42号の質疑をお願いいたします。

尾和議員。

○尾和議員 議案第42号について質疑を行います。

今回の一部改正についてであります。市長が社会保障の安定財源の確保等として改正するもんだということですが、消費税2%アップに見合う便乗値上げではないかというように思っておりますが、岩出市の見解をお聞きしたい。

並びに、これからの問題として、10月から消費税アップの動きがありますが、この問題については消費税アップを延期をすると、取りやめると、中止をするというような動向が起きた場合に、この一連の議案の43号から57号の値上げ案については撤回をされるのか、そういう事態が発生しなくとも既存の2%の値上げをするのか、これについて市長のほうからご見解をいただきたいと思っております。

○田畑議長 答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長 尾和議員ご質疑の消費税のアップ部分についてですが、消費税は消費者が負担するもので、消費税の増額分を使用料に適切に転嫁しない場合、本来の施設使用者に転嫁すべき消費税を市民全体に転嫁することになります。さらに、使用料は、施設を利用した場合、実費負担的な意味で受益者から徴収するもので、受益者負担が過大となることのないよう、今回消費税及び地方消費税の税率の引き上げ相当分の使用料を見直しとしてございます。

また、消費税アップが中止になったときはどうなるのかということですが、消費税税率の改正が行われなかった場合には、使用料等を現行に戻すため、使用料等の一部改正の議案を上程させていただきます。

○田畑議長 再々質疑ありませんか。

尾和議員。

○尾和議員 消費税のアップに伴ったこの値上げの問題については、消費税が、ちまたでは、ある政府高官も延期をすべきだと、中止をすべきだという動きが、この選挙の前に出てきていることは岩出市も知っていると思うんですが、この議案について消費税がストップした場合は、再度引き下げると。引き下げる議案を提出するという理解でよろしいのか、それについてご答弁をいただきたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

先ほどもお答えしましたように、消費税率の改正が行われなかった場合には、使用料等、現行に戻すため、使用料等の一部改正の議案を上程させていただきます。

○田畑議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○田畑議長 続きまして、議案第52号の質疑をお願いいたします。

尾和議員。

○尾和議員 議案第52号について質疑をさせていただきます。

今回のいわで御殿の設置、管理条例の改正であります。この中に利用券及び回数券の発行の問題の値上げが出ております。これに関して、現行、過去5年間の利用回数並びに回数券の発行枚数、この推移についてご答弁をいただきたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

地域福祉課長。

○長倉地域福祉課長 尾和議員の質疑にお答えいたします。

いわで御殿の利用券及び回数券の発行枚数の過去5年間の実績を申し上げますと、平成26年度、利用券は、大人5,636人、子供73人分、回数券は、大人62冊、子供1冊、平成27年度、利用券は、大人5,231人、子供64人分、回数券は、大人58冊、子供なし、平成28年度、回数券は、大人5,530人、子供74人分、回数券は、大人89冊、子供1冊、平成29年度、利用券は、大人5,118人、子供70人分、回数券は、大人111冊、子供なし、平成30年度、利用券は、大人4,579人、子供102人分、回数券は109冊、子供なしでした。

○田畑議長 再質疑ありませんか。

尾和議員。

○尾和議員 今、発行枚数並びに利用者数についてですが、このいわで御殿が設置された当初から見ますと、非常に利用者数については増減がありますが、マイナスの実態であろうということは私も認識をしておるんですが、やはり場内の設備あるいはリフォーム、非常に浴室のスペースが狭いとか、維持管理が十分いってないんじゃないかというようなご意見も聞いております。

並びに開園している時間についても対策をすべきではないかというご意見があるんですが、これについて午後5時に終わるということでは、午後5時でしたかね、入浴最終は6時か5時か、私も何回か利用させていただいたんですけども、そこら辺の踏み込んだ改革をしないと、じり貧になっていくんじゃないかという危惧をしておりますが、岩出市のご見解をお聞きをしたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

地域福祉課長。

○長倉地域福祉課長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

これからの対策ということの質問ですけれども、お風呂の利用者が年々減ってきている状況の中で、民間の入浴施設が整備され、やはり年々入浴者数が減少しているのが現状であります。市としましては、施設の効率的な活用について、今後の方向性について検討してまいります。

○田畑議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○田畑議長 続きまして、議案第58号の質疑をお願いいたします。

尾和議員。

○尾和議員 議案第58号、下水道条例改正の件であります。まず第1点目に、下水道接続件数は、現時点でどうなっているのか。それから、共用枡が設置をされて、共用枡が届いておるのに使用してないところ、それは何件なのかということであり

ます。

それから、料金の市民への影響額について、この値上げ案の問題について、どのように岩出市は認識をしているのか。

それから、値上げに伴う収入増は幾らと見込んでいるのか、お聞きをしたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

上下水道局長。

○梅田上下水道局長 尾和議員の質疑にお答えいたします。

まず、１点目の下水道接続の件数はどうかにつきまして、５月末時点で4,137件でございます。

２点目の料金の市民への影響額はどうかにつきましては、消費税及び地方消費税引き上げの２％分でございます。水道の使用水量、家庭用における２カ月分の平均水量38立米で、料金を比較した場合、消費税及び地方消費税８％での料金は5,290円、消費税及び地方消費税10％での料金は5,400円となり、その差110円が増税による２カ月分の影響分となります。

続いて、３点目の値上げによる収入額は幾ら見込んでいるのかにつきましては、消費税の確定申告を行い、増税分についても税務署に納めることになりますので、市としての収入は見込めません。

それから、接続柵でございますが、全体で柵でいいますと、7,823戸に対しまして4,137戸の接続で、未使用が3,686戸となっております。

○田畑議長 再質疑ありませんか。

尾和議員。

○尾和議員 今、接続件数についてご回答いただきましたが、7,800余りで4,000だということは、約3,000軒の方が共用柵まで下水道を接続してないという実態であります。これについて、やっぱり真剣に岩出市がこの問題をどうしていくのかということとを討議して、結論を得ていかないと前に進まないのではないだろうかというふうに思っておりますが、それについてご答弁をください。

３番目の値上げによる収入減は、消費税としてプラスマイナスゼロだということではありますが、この値上げに伴う２％については国のほうに納めるということでしょうか、それについてお聞きをしたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

上下水道局長。

○梅田上下水道局長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

まず、下水道への接続面の向上をどうしていくのかということについてでございますが、事業認可区域の拡大ごとに周知、それから各工事の着手前に地元説明会の開催、供用開始前に対象家庭への資料の配布と説明会の実施、下水道接続のふれあいまつりなどでの啓発活動、上下水道業務課に窓口相談の設置や工事完了後に速やかに供用開始を行うことで、早期の接続向上に努めているところでございます。

また、供用開始後も半年経過時点で戸別訪問によるＰＲや、１年目、２年目、３年目の水洗化助成金の期限が来る前にお知らせのチラシのポストインを実施し、住

民周知を行い、接続率の向上に努めているところでございます。今後も接続率の向上に対しましては、一丸となって努めていきたいと考えてございます。

それから、消費税につきましては、課税事業者として確定申告を行うこととなりますので、増税分につきましては納めることとなります。

○田畑議長 再々質疑ありませんか。

尾和議員。

○尾和議員 下水道の接続で、岩出市も認識されておると思うんですが、私が調査をして聞きに行った段階では、私は先がそんなに長くないんで、宅内工事をして100万も150万もかけて接続するということに対してちゅうちょをされているのが実態ではないかなと思うんですよね。

なかんずくは公共施設、下水道が設置をされて、長期に、使用が接続されますと、使用料がその分収入として上がってくるんですけども、今の助成金制度についても見直しをする必要があるんじゃないかと。これぐらいの助成金をもらっても私は嫌よという方が多くおられます。少なくとも今の助成金を何倍かに引き上げて、早期に3,000軒余りある接続してない市民の皆さんに啓発をするということで、一度接続をすれば、それは永遠に、20年、30年ずっとにわたって使用料が入ってくるわけですから、そういう斬新なアイデアで取り組みをする必要があるんじゃないかと思うんですが、岩出市のご見解をお聞きしたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

上下水道局長。

○梅田上下水道局長 まず、宅内の改造の費用が非常に高くついているという件でございしますが、昨年度、30年度の実績で申し上げますと、くみ取りトイレでの宅内の改造費用の平均金額については51万3,000円、単独浄化槽では48万円、合併浄化槽では20万1,000円となっております。

現在の助成金が、1年目であれば7万円、2年目であれば5万円、3年目が3万円となっております。この助成金につきましては、あくまでも早期接続のための助成金でございまして、今までつないでいただいた方にもこの助成金でつないでいただいておりますので、今新たに大きく変更することは、前までつないでいただいた方との不公平ということが出てまいりますので考えてございません。

○田畑議長 続きまして、議案第59号の質疑をお願いいたします。

尾和議員。

○尾和議員 議案第59号について質疑を行います。

今回の水道料の一部改正についてであります。この中で分担金に関して、和歌山県下の地方自治体の各口径別の金額について、どのように把握をされているのか。

2点目に、料金の市民への影響額、これについても各口径別に求めたいと思います。

それから、口径別設置件数であります。これについて現在どのような状況にあるのか、これについてお聞きをしたいと思います。

それから、値上げによる収入額、これについては幾らと見込んでいるのか、これについてお聞きをしたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

上下水道局長。

○梅田上下水道局長 尾和議員の質疑にお答えいたします。

まず、分担金に関して、各県下の金額はということでございますが、大変非常に多くの口径がございますので、ここでは一般家庭で主に使用されています13ミリで、現在の分担金についてお答えさせていただきます。

和歌山市では7万5,600円、海南市7万5,600円、橋本市15万4,000円、有田市6万4,000円、御坊市5万4,000円、田辺市6万4,800円、新宮市はなし、紀の川市25万7,000円、岩出市21万6,000円となっております。

なお、当市では昭和45年より20万円となっております。その後、消費税相当分を除いての値上げはしてございません。

続きまして、2点目の料金の市民への影響額はについてでございますが、消費税及び地方消費税の引き上げの2%でございます。

水道料金につきましては、用途別を採用していますので、主に使用されている家庭用でお答えいたします。2カ月分の平均水量38立米で料金を比較した場合、消費税及び地方消費税8%では4,480円、消費税及び地方消費税10%では4,570円となり、その差90円が増税による2カ月分の影響額となります。

3点目の口径別設置数についてでございますが、令和元年6月17日現在、13ミリは1万8,556件、20ミリは713件、25ミリは131件、30ミリは67件、40ミリは58件、50ミリは26件、75ミリは8件、100ミリは1件となっております。

続いて、4点目の値上げによる収入額は幾ら見込んでいるかにつきましては、消費税の確定申告を行い、増税分についても税務署に納めますので、市としての収入は見込めません。

以上でございます。



○田畑議長 再質疑ありませんか。

尾和議員。

○尾和議員 分担金の問題であります。今、局長がご答弁されましたが、岩出市は断トツ、紀の川市と横並びで高いというのが現状やとは思うんですね。この問題については、過去、市長が、この本会議場で、高いと認識しているということですが、この問題も含めて分担金の引き下げ、これについて検討をすべき時期に来ているのではないかというように思います。

口径別の分担金についてですが、これは極端に、私が調査した内容で申しますと、紀の川市で75ミリ径のところで850万、これは岩出市は1,800万、それから橋本市では1,500万が岩出市では1,800万と300万ぐらい高いと。御坊市はこの75径で166万で、岩出市では4,865万円と。余りにもこの既存の制度そのものに高いという現状があるわけですから、この問題について、岩出市はどう認識して、どのように改善をしていこうとしているのか、これについてお聞きをしておきたいと思います。

さらに、市民への影響については90円だということなのですが、口径別、用途別の件数については、また、これ後ほど議会事務局のほうに提出をいただきたいんですが、件数について、家庭用、公共用、営業用、工業用、それから浴場用と、臨時用については、これは臨時ですから必要ありませんが、そこら辺について報告を求めておきたいと思います。

それから、この値上げについては確定申告で国税に納めるので、岩出市の収入はゼロだということではありますが、そういうことであれば、これも重ねてですが、消費税が値上げにならなかったときにはどうするのか。今、総務課長のほうから引き下げをするということですので、再度水道料金についてのご見解をいただきたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

上下水道局長。

○梅田上下水道局長 まず、先ほどちょっとお答えしました、当市での分担金でございますが、私、先ほど、20万円、45年からというふうに答えてしまったかと思うんですけども、ちょっと訂正のほうさせていただきまして、昭和49年から20万円ということで変わってございません。

続きまして、尾和議員の再質疑にお答えいたします。

加入分担金については高額であるということですが、加入分担金につきましては、新たな水道を利用する、また、水道メーターを増径するお客様に、水道

施設の拡充整備に要する費用の一部を負担していただくものでございます。

当市の分担金は、他の市と比較して高い設定となつてございますけれども、新旧水道利用者間の負担の公平を図るため、分担金の変更は現在のところ考えてございません。

消費税につきましては、先ほど総務課長のほうからお答えしたとおりでございます。また、水道につきましても課税事業者となりますので、それがそのまま納税されるかどうかというのは、その年の消費税の受けた分と、それから消費税の支払った分との関係でございますので、2%がどうなるかというのは、そのときの確定申告の状況によって変わってまいります。

○田畑議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○田畑議長 続きまして、議案第60号の質疑をお願いいたします。

尾和議員。

○尾和議員 議案第60号について質疑をさせていただきます。

道路管理者である岩出市の責任というのは、これは重いと思います。並びに本人の方が長期に治療・療養しなければならないということについては、その責任を十分認識しておられると思いますが、これらに関して質疑をさせていただきます。

まず、慰謝料、給与損害、後遺障害慰謝料及び逸失利益の算定根拠について、お聞きをしたいと思います。具体的にどれを参考にしてしたのか。それから、本人の過失を20%見たということですが、これはどのようなもとに基づいて20%、本人過失があると算定したのかであります。

それから、介護料が計上されておりますが、介護等級というのは、この方は何級となっているのか。

それから、障害等級は、推測で見ますと、少なくとも1級から3級に該当するのではないかなと思うんですが、介護等級は何級と認定をされているのか。

それから、これらの一連の示談交渉について、交渉していく中で、いつ示談が成立しているのか、お聞きをしたいと思います。

並びに9,200万余りの金額についてですが、この金額はどこの財布からお支払いをするのか、一般財源なのか、それとも保険の掛けているところから出てくるのか、ここら辺についてお聞きをしたいと思います。

それから、二度と発生させないために、市道路の総点検を実施をしているのか。私は、少なくとも、これらの事案が発生するたびに申ししておりますが、ルーチンで

定期的に土木課において総点検をして、目視で確認作業というのが一番大切やと思うんですね。なられた方については大変ご不幸なことで、今後ずっと回復する見込みがないという状況にあらうと思うんですが、そこら辺も含めて、若い方やと思うんですが、逸失利益が7,400万となりますと、この金額を見る場合に、20代から30代、働き手の方であらうと私は推測しているんですが、そこら辺について、岩出市の道路点検、整備、確認、これについてお聞きをしたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

土木課長。

○山本土木課長 尾和議員のご質疑にお答えいたします。

1つ目の損害賠償額の算定根拠についてですが、障害慰謝料とは、精神的被害に対する損害賠償です。197万7,900円は、過去の裁判事例や保険会社の示談交渉に基づいた算定表から算出したものでございます。

次、休業損害とは、事故により仕事に従事できず、休んだ期間の給与や収入の減少額です。107万1,600円は、1日当たり5,700円、休業損害になります。掛けることの188日休業期間となります。

続きまして、後遺障害慰謝料とは、身体に障害をこうむり、その結果として改善の見込みがない障害が残存していることに対する損害賠償です。2,150万円は、過去の裁判事例や保険会社の示談交渉に基づいた算定表から算出したものでございます。

逸失利益とは、将来的に得られたとして算定される収入です。7,411万415円、事故時の収入549万4,300円掛けることの計数13.4886、この金額になります。

続きまして、過失割合の20%はどのように算定したのかということですが、被害者がグレーチングのすき間を発見できた可能性もあり、前方不注意や本人が注意義務を怠ったとして20%の過失があると、保険会社が過去の事例から算定したものでございます。

3つ目の介護等級についてですが、今回は介護保険制度の受給対象ではありません。この介護料とは、将来にわたっての介護費用に当たります。

続きまして、障害等級は何級かということですが、1級になります。

それから、示談交渉についてですが、賠償金額については、この金額で合意していただいております。議会の議決をもって示談は成立することになります。

支払い額はどこからかということですが、市が加入している全国町村会総合賠償補償保険、損害保険ジャパン日本興亜株式会社から支払われることになっておりま

して、市の持ち出しはありません。

次に、二度と発生させないための市道路としての総点検を実施しているかということについてですが、市内を８エリアに分割し、毎月２回、事業部と上下水道局が連携して、道路の状態、路面、側溝、横断溝のグレーチング及びふたについて、これは車から降車し、目視と打音による点検をしております。また、防護柵、樹木の繁茂等、水道の漏水箇所、仕切り弁と路面の段差及びマンホールのがたつきなどを点検しています。

また、事故後、早急に市道で道路を横断している同等の大型グレーチング設置箇所については、グレーチングを撤去し、コンクリート床版に取りかえています。

以上でございます。

○田畑議長 再質疑ありませんか。

尾和議員。

○尾和議員 この算出方法についてですが、逸失利益の問題について、今、過去の事例、裁判事例等も参考にしながら決めたということではありますが、ホフマン方式なのか、ライプニッツ方式なのか、それによっても非常に変わってきます。ホフマン方式のほうが率が高くなりまして、そういう状況にあると思うんですが、それについてお聞きをしたいと思います。

これ、障害を負われた方は、症状固定で回復する見込みがないと限定して、こういう交渉がされたというように認識をされるんですが、そこら辺についてお聞きをしたいと思います。

それから、年齢なんですが、私が調べたところによると、その方式によって変わるんですが、何歳の方がこの障害に遭われたのか、お聞きをしておきたいと思います。

それから、道路点検の問題で、月２回実施をしているということでもあります。多くの路線がありますので、人員不足の中で、全てを点検をするということは非常に困難な作業でもあります。これは避けて通れない状況でありますので、保険から金が出るから岩出市の持ち出しがないといっても、与えた影響、それらに対する責任というのは非常に重大だと思っておりますので、そこら辺について再度お聞きをしたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

土木課長。

○山本土木課長 再質疑にお答えいたします。

まず、1つ目の逸失利益の算定した根拠ですが、ライプニッツ方式で計算しております。算定しております。

それから、被害者の症状固定ということですが、現段階で症状固定されての算定としております。

それから、年齢についてですが、44歳、男性になります。

4つ目、点検のことになりますが、事業部、上下水道局、その管理瑕疵事故をなくすように、職員が一丸となって適正な維持管理に努めております。その中でこういう事故が起こるということは本当にまれなことと思いますので、どうかご理解していただきたいと思います。

以上です。

○田畑議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○田畑議長 続きまして、議案第61号の質疑をお願いします。

尾和議員。

○尾和議員 議案第61号について、手っ取り早く申し上げます。

超過勤務手当の減は何か。

それから、認定こども園の数と児童数について。

消防施設費の工事に関して。

それから、共済組合負担金の減額の理由について。

プレミアム商品券について、いつから発行するのか。購入できる対象者、上限の金額。

消防施設の請負工事、これについて具体的に求めます。

○田畑議長 答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長 尾和議員ご質疑の超過勤務手当の減は何かについてですが、これにつきましては、昇格、採用、異動、退職等によるものでございます。

各課ごとの内容ですが、減額となったところの主なものを申します。市長公室は人事異動による減、総務課、人事異動による減、財務課も同じく人事異動による減、市民課も同じく人事異動による減となってございます。地域福祉課につきましては、特別会計の組み替えによる減となってございます。保育所につきましては、超過勤務対象者の減による減となってございます。保険年金課につきましては、超過勤務対象者の減。クリーンセンターにつきましては、人事異動による減。教育総務課に

つきましても、人事異動による減となっております。

続きまして、共済組合負担の減額の理由は何かについてですが、人事異動、標準報酬月額の改定、共済率の変更などによるものとなっております。

共済負担金の率については、平成31年度当初予算算定時は、平成30年度の共済負担率で算定を行っています。今回の補正では、平成31年度の負担率で算定をし直しております。当初予算時の算定時から負担金率は40歳以上では0.0020237、40歳未満では0.0022637下がっております。標準報酬月額が改定や異動がない場合などは、共済負担金は減額となります。

各課ごとの減額の理由についてですが、減額となった課のみ申し上げます。議会議事務局は共済負担金率の減、総務課につきましても対象者の減、財務課につきましても人事異動による標準報酬月額の減、税務課は対象者の減、出納室は共済負担金率の減、地域福祉課は対象者の減、子ども・健康課につきましても対象者の減、保育所につきましても共済負担金率の減及び人事異動による標準報酬月額の減及び育休による減となっております。保険年金課につきましても対象者減による減と、生活環境課につきましても人事異動による標準報酬月額の減、クリーンセンターにつきましても共済負担金率の減、農業委員会につきましても共済負担金率の減、産業振興課につきましても対象者の減、都市計画課につきましても対象者の減、土木課につきましても共済負担金率の減及び人事異動による標準報酬月額の減となっております。教育総務課につきましても人事異動による標準報酬月額の減、岩出図書館及び民俗資料館につきましても共済負担金率の減となっております。

続きまして、消防施設費の委託料及び工事費についてお答えいたします。

工事請負費につきましてもは、堀口プールの跡地を利用し、平常時には交通公園を含めた市民に親しまれる公園として、災害発生時には一時避難所として機能を備えた防災公園の建築をするものでございます。委託料につきましてもは、当該工事に係る設計及び管理委託料となっております。

次に、消防備品購入費につきましてもは、総務省が消防団の災害対応能力の向上を図るため、設備の整備を推進することを目的に実施する消防団設備整備費補助金を活用し、火災などの災害時の団員の安全確保及び迅速かつ的確な活動に資するため、消防団に支給するトランシーバー80台分となっております。

○田畑議長 子ども・健康課長。

○広岡子ども・健康課長 尾和議員ご質疑の認定こども園の数と児童数についてですが、市内認定こども園は、本年4月1日現在で、おひさまこども園、山崎北こども

園の２施設となっております。児童数については、同じく本年４月１日現在で、おひさまこども園が149名、山崎北こども園が206名となっております。

○田畑議長 総務部長。

○大平総務部長 尾和議員の質疑についてお答えいたします。

プレミアム付商品券に関してですが、１点目のいつから発行するのかについてですが、10月から販売開始を予定しております。

２点目の購入できる対象者はどうかについてですが、購入できる対象者は2019年度の住民税非課税者、ただし住民税課税者と生計同一の配偶者、扶養親族、生活保護受給者の方は対象外となります。それと、学齢３歳未満の子供、2016年４月２日から2019年９月30日までの間に生まれた子供が属する世帯の世帯主であります。

３点目の上限の金額は幾らかについてであります。対象者１人につき２万5,000円の券面額を２万円で購入可能となります。

○田畑議長 質疑時間30分が経過いたしましたので、質疑を終了いたします。

これで、尾和弘一議員の質疑を終わります。

以上で、議案第33号から議案第68号までの議案36件に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第33号から議案第68号までの議案36件は、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

○田畑議長 以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議を６月28日金曜日、午前９時30分から開くことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田畑議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議を６月28日金曜日、午前９時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会

(12時05分)

# 議 会 定 例 会 会 議 録

令 和 元 年 6 月 2 8 日

岩 出 市 議 会



## 議事日程（第3号）

令和元年6月28日

|       |         |                                                                 |
|-------|---------|-----------------------------------------------------------------|
| 開 議   | 午前9時30分 |                                                                 |
| 日程第1  | 諸般の報告   |                                                                 |
| 日程第2  | 議案第33号  | 専決処分の承認を求めることについて<br>(岩出市税条例等の一部改正)                             |
| 日程第3  | 議案第34号  | 専決処分の承認を求めることについて<br>(岩出市都市計画税条例の一部改正)                          |
| 日程第4  | 議案第35号  | 専決処分の承認を求めることについて<br>(岩出市地方活力向上地域における固定資産税の特例措置<br>に関する条例の一部改正) |
| 日程第5  | 議案第36号  | 専決処分の承認を求めることについて<br>(岩出市国民健康保険税条例の一部改正)                        |
| 日程第6  | 議案第37号  | 専決処分の承認を求めることについて<br>(組織改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定)                  |
| 日程第7  | 議案第38号  | 専決処分の承認を求めることについて<br>(平成30年度岩出市一般会計補正予算第8号)                     |
| 日程第8  | 議案第39号  | 専決処分の承認を求めることについて<br>(平成30年度岩出市介護保険特別会計補正予算第5号)                 |
| 日程第9  | 議案第40号  | 専決処分の承認を求めることについて<br>(平成30年度岩出市下水道事業特別会計補正予算第4号)                |
| 日程第10 | 議案第41号  | 専決処分の承認を求めることについて<br>(平成30年度岩出市墓園事業特別会計補正予算第1号)                 |
| 日程第11 | 議案第42号  | 岩出市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例<br>の一部改正について                         |
| 日程第12 | 議案第43号  | サンホール設置及び管理に関する条例の一部改正について                                      |
| 日程第13 | 議案第44号  | 岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に<br>関する条例の一部改正について                    |
| 日程第14 | 議案第45号  | 岩出市公民館設置及び管理条例の一部改正について                                         |
| 日程第15 | 議案第46号  | 岩出市民俗資料館の設置及び管理に関する条例の一部改正<br>について                              |
| 日程第16 | 議案第47号  | 岩出市陶芸館設置及び管理条例の一部改正について                                         |

|       |                    |                                    |
|-------|--------------------|------------------------------------|
| 日程第17 | 議案第48号             | 岩出市体育館設置及び管理条例の一部改正について            |
| 日程第18 | 議案第49号             | 岩出市民スポーツ広場設置及び管理条例の一部改正について        |
| 日程第19 | 議案第50号             | 岩出市学校施設使用条例の一部改正について               |
| 日程第20 | 議案第51号             | 岩出市総合保健福祉センター設置及び管理条例の一部改正について     |
| 日程第21 | 議案第52号             | いわで御殿設置及び管理条例の一部改正について             |
| 日程第22 | 議案第53号             | 岩出市農業構造改善総合センター設置及び管理条例の一部改正について   |
| 日程第23 | 議案第54号             | 岩出市水田利用再編対策研修指導施設設置及び管理条例の一部改正について |
| 日程第24 | 議案第55号             | 岩出市農家高齢者創作館設置及び管理条例の一部改正について       |
| 日程第25 | 議案第56号             | 旧和歌山県議会議事堂管理条例の一部改正について            |
| 日程第26 | 議案第57号             | 岩出市都市公園条例の一部改正について                 |
| 日程第27 | 議案第58号             | 岩出市下水道条例の一部改正について                  |
| 日程第28 | 議案第59号             | 岩出市水道事業給水条例の一部改正について               |
| 日程第29 | 議案第60号             | 損害賠償の額を定めることについて                   |
| 日程第30 | 議案第61号             | 令和元年度岩出市一般会計補正予算（第1号）              |
| 日程第31 | 議案第62号             | 令和元年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）        |
| 日程第32 | 議案第63号             | 令和元年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第1号）          |
| 日程第33 | 議案第64号             | 令和元年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第1号）         |
| 日程第34 | 議案第65号             | 令和元年度岩出市水道事業会計補正予算（第1号）            |
| 日程第35 | 議案第66号             | 市道路線の認定について                        |
| 日程第36 | 議案第67号             | 動産の取得について                          |
| 日程第37 | 議案第68号             | 動産の取得について                          |
| 日程第38 | 議案第70号             | 付帯控訴の提起について                        |
| 日程第39 | 議員派遣について           |                                    |
| 日程第40 | 委員会の閉会中の継続調査申出について |                                    |

○田畑議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議は、諸般の報告、議案第33号から議案第68号までの議案36件につきましては、委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決、議案第70号の追加議案につきましては、提案理由の説明、質疑、討論、採決、それと議員派遣の件と委員会の閉会中の継続調査申出の件です。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 諸般の報告

○田畑議長 日程第1 諸般の報告を行います。

本日の会議に市長から提出のありました議案は、配付のとおり、議案第70号であります。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第2 議案第33号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市税条例等の一部改正）～

#### 日程第37 議案第68号 動産の取得について

○田畑議長 日程第2 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市税条例等の一部改正）件から日程第37 議案第68号 動産の取得についての件までの議案36件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案36件に関し、各常任委員会の審査の経過と結果及び主な質疑につきまして、各委員長から報告を求めます。

総務建設常任委員長、梅田哲也議員、演壇でお願いいたします。

○梅田議員 総務建設常任委員会での審査の経過と結果を報告いたします。

6月20日の会議において、当委員会に付託されました議案は、議案第33号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市税条例等の一部改正）のほか議案21件です。

当委員会は、6月24日月曜日、午前9時30分から開催し、審査について、総務部門終了後、建設部門を実施しました。

また、市道路線関係の議案について、今期の委員会は、現場写真等の資料により審査を行うことを全会一致で決定いたしました。

議案第34号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市都市計画税条例の一部改正）、議案第35号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市地方活力向上地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正）、議案第38号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度岩出市一般会計補正予算第8号）所管部分、議案第40号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度岩出市下水道事業特別会計補正予算第4号）、議案第41号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度岩出市墓園事業特別会計補正予算第1号）、議案第44号 岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第60号 損害賠償の額を定めることについて、議案第61号 令和元年度岩出市一般会計補正予算（第1号）所管部分、議案第64号 令和元年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議案第65号 令和元年度岩出市水道事業会計補正予算（第1号）、議案第66号 市道路線の認定について、議案第67号 動産の取得について、以上12議案、いずれも討論はなく、全会一致で、議案第34号、議案第35号、議案第38号の所管部分、議案第40号及び議案第41号は承認、議案第44号、議案第60号、議案第61号の所管部分、議案第64号、議案第65号及び議案第67号は可決、議案第66号は認定しました。

議案第33号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市税条例等の一部改正）、議案第42号 岩出市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第43号 サンホール設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第53号 岩出市農業構造改善総合センター設置及び管理条例の一部改正について、議案第54号 岩出市水田利用再編対策研修指導施設設置及び管理条例の一部改正について、議案第55号 岩出市農家高齢者創作館設置及び管理条例の一部改正について、議案第56号 旧和歌山県議会議事堂管理条例の一部改正について、議案第57号 岩出市都市公園条例の一部改正について、議案第58号 岩出市下水道条例の一部改正について、議案第59号 岩出市水道事業給水条例の一部改正については、討論の後、賛成者多数で、議案第33号は承認、議案第42号、議案第43号、議案第53号、議案第54号、議案第55号、議案第56号、議案第57号、議案第58号及び議案第59号は可決しました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中での主な質疑を報告いたします。

議案第33号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市税条例等の一部改正）についてでは、条例改正による影響はどのように見込んでいるのか。仮ナンバ

一取得の際の費用は該当するのか。について。

議案第34号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市都市計画税条例の一部改正について）、質疑はありませんでした。

議案第35号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市地方活力向上地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正）についてでは、地方活力向上地域とはどこの地域か。について。

議案第38号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度岩出市一般会計補正予算第8号）所管部分についてでは、地方消費税交付金及び地方交付税の算定について計算の見直しは考えていないのか。不動産の売却について売却後の利用方法は。PCB調査委託料についてこの調査の場所はどこか。危険ブロック塀撤去補助金の見直しは考えていないのか。また、公共施設について調査は行われているのか。経営体育成支援事業補助金について当初の計画はどのようなものを想定したか。について。

議案第40号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度岩出市下水道事業特別会計補正予算第4号）についてでは、水洗化助成金について当初の見込みと実績は。について。

議案第41号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度岩出市墓園事業特別会計補正予算第1号）についてでは、昨年度、墓園のPRはどのように行ってきたのか。について。

議案第42号 岩出市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてでは、利用料が高いという認識はあるのか。について。

議案第43号 サンホール設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第44号 岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、質疑はありませんでした。

議案第53号 岩出市農業構造改善総合センター設置及び管理条例の一部改正についてでは、利用料が高いという認識はあるのか。について。

議案第54号 岩出市水田利用再編対策研修指導施設設置及び管理条例の一部改正について、議案第55号 岩出市農家高齢者創作館設置及び管理条例の一部改正について、議案第56号 旧和歌山県議会議事堂管理条例の一部改正について、議案第57号 岩出市都市公園条例の一部改正について、議案第58号 岩出市下水道条例の一部改正について、議案第59号 岩出市水道事業給水条例の一部改正について、質疑はありませんでした。

議案第60号 損害賠償の額を定めることについては、グレーチングのすき間があいた原因は。どのような場合に損害賠償が発生するのか。このような事故が起きないようにするために、今後どのような対応を考えているのか。また、職員に対して研修等は実施しているのか。について。

議案第61号 令和元年度岩出市一般会計補正予算（第1号）所管部分については、住民票等の申請書について、令和の表記の対応はどうするのか。防災公園の面積等、詳細について。また、防災の拠点として考えているのか。について。

議案第64号 令和元年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議案第65号 令和元年度岩出市水道事業会計補正予算（第1号）について、議案第66号市道路線の認定について、質疑はありませんでした。

議案第67号 動産の取得については、どこの団が対象となっているのか。今後、順次買いかえていくのか、その計画は。について。

以上が、審査の中で交わされた、主な質疑であります。

これで、総務建設常任委員会の報告を終わります。

○田畑議長 ご苦労さまでした。

厚生文教常任委員長、井神慶久議員、演壇でお願いします。

○井神議員 厚生文教常任委員会での審査の経過と結果を報告いたします。

6月20日の会議において、当委員会に付託された議案は、議案第36号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市国民健康保険税条例の一部改正）のほか議案15件です。

当委員会は、6月25日火曜日、午前9時30分から開催し、厚生部門、文教部門の付託議案について審査を行いました。

議案第36号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市国民健康保険税条例の一部改正）、議案第37号 専決処分の承認を求めることについて（組織改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定）、議案第38号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度岩出市一般会計補正予算第8号）所管部分、議案第39号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度岩出市介護保険特別会計補正予算第5号）、議案第61号 令和元年度岩出市一般会計補正予算（第1号）所管部分、議案第62号 令和元年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議案第63号 令和元年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第1号）、議案第68号 動産の取得について、以上8議案、いずれも討論はなく、全会一致で、議案第36号、議案第37号、議案第38号の所管部分及び議案第39号は承認、議案第61号の所管部分、

議案第62号、議案第63号及び議案第68号は可決しました。

議案第45号 岩出市公民館設置及び管理条例の一部改正について、議案第46号 岩出市民俗資料館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第47号 岩出市陶芸館設置及び管理条例の一部改正について、議案第48号 岩出市体育館設置及び管理条例の一部改正について、議案第49号 岩出市民スポーツ広場設置及び管理条例の一部改正について、議案第50号 岩出市学校施設使用条例の一部改正について、議案第51号 岩出市総合保健福祉センター設置及び管理条例の一部改正について、議案第52号 いわで御殿設置及び管理条例の一部改正については、討論の後、賛成者多数で可決しました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑を報告いたします。

議案第36号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市国民健康保険税条例の一部改正）についてでは、改正理由についてどのように受けとめているのか。和歌山県下統一の内容なのか。対象者のアップ額は。また、対象人数は。について。

議案第37号 専決処分の承認を求めることについて（組織改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定）についてでは、名称を変更したことによりわかりにくくなっていないか。名称の下に事務内容を表示する等の対応は考えていないのか。他市と名称をあわす等、市民にわかりやすい表記にならないのか。について。

議案第38号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度岩出市一般会計補正予算第8号）所管部分についてでは、一般廃棄物廃棄手数料の額がふえているが、企業はどれくらいふえたのか。また、事業系ごみの減量に対する対策は。ごみが他市から持ち込まれている場合のチェック体制は。について。教材用備品購入費減額の理由は。工事請負費の減額理由について。また、小学校のフェンス等、計画的にチェックしていく必要があるのではないか。清掃業務委託料について減額の理由は。また、調理場でのネズミ等の対策はどうしているのか。について。

議案第39号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度岩出市介護保険特別会計補正予算第5号）では、歳出でそれぞれ減額理由について。また、介護保険制度の変更がサービスの低下につながっていないか。事業所に対する指導監督の内容はどうか。食の自立支援事業の内容及び減額理由について。

議案第45号 岩出市公民館設置及び管理条例の一部改正についてでは、消費税分はどのような使い方をするのか。について。

議案第46号 岩出市民俗資料館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

では、資料館で根来塗に貸与しているところの値上げはどうか。また、契約の内容と実施の時期は。について。

議案第47号 岩出市陶芸館設置及び管理条例の一部改正についてでは、ろくろについても値上げとなっている理由は。について。

議案第48号 岩出市体育館設置及び管理条例の一部改正についてでは、グランドピアノや展示用パネルが値上げになっている理由は。入場料無料と有料に分けているのはなぜか。また、スポーツ少年団から使用料を取っているのか。について。

議案第49号 岩出市民スポーツ広場設置及び管理条例の一部改正についてでは、夜間照明料の算出根拠は。また。野球とソフトボールで料金が違う理由は。照明をLED電球に切りかえはしないのか。について。

議案第50号 岩出市学校施設使用条例の一部改正について、質疑はありませんでした。

議案第51号 岩出市総合保健福祉センター設置及び管理条例の一部改正についてでは、消費税分はどのような使い方をするのか。冷暖房の空調料金は含まれるのか。あいあいセンターの一部を貸与している事業者については値上がりするのか。また、契約の内容と実施の時期は。について。

議案第52号 いわで御殿設置及び管理条例の一部改正についてでは、消費税分は社会福祉に使われるのか。また、料金が上がることによりお風呂の利用が少なくなるのか。いわで御殿の一部を貸与している事業者については値上がりするのか。また、契約の内容と実施の時期は。について。

議案第61号 令和元年度岩出市一般会計補正予算（第1号）所管部分については、認定こども園について、指導・チェック体制の内容はどうか。また、その結果、児童数、保育士数に問題はなかったのか。3歳以上副食費の金額は。また、いつ決まるのか。について。

議案第62号 令和元年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、質疑はありませんでした。

議案第63号 令和元年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第1号）については、共済組合負担金はどのように算出されるのか。について。

議案第68号 動産の取得についてでは、パソコンは買いかえるのか、新たに設置するのか。インターネットに接続はするのか。また、維持管理はどのようにするのか。について。

以上が、審査の中で交わされた、主な質疑であります。



これで、厚生文教常任委員会の報告を終わります。

○田畑議長 ご苦労さまでした。

以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑の通告はありません。

これをもって、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

まず、討論の通告のない議案につきまして、採決を行います。

議案第34号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市都市計画税条例の一部改正）の件、議案第35号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市地方活力向上地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正）の件、議案第36号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市国民健康保険税条例の一部改正）の件、議案第37号 専決処分の承認を求めることについて（組織改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定）の件、議案第38号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度岩出市一般会計補正予算第8号）の件、議案第39号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度岩出市介護保険特別会計補正予算第5号）の件、議案第40号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度岩出市下水道事業特別会計補正予算第4号）の件、議案第41号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度岩出市墓園事業特別会計補正予算第1号）の件、議案第44号 岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正の件、議案第60号 損害賠償の額を定めることの件、議案第61号 令和元年度岩出市一般会計補正予算（第1号）の件、議案第62号 令和元年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件、議案第63号 令和元年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第1号）の件、議案第64号 令和元年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第1号）の件、議案第65号 令和元年度岩出市水道事業会計補正予算（第1号）の件、議案第66号 市道路線の認定の件、議案第67号 動産の取得の件、議案第68号 動産の取得の件、以上、議案18件に対する討論の通告はありません。

これをもって、議案18件に対する討論を終結いたします。

議案第34号から議案第41号、議案第44号及び議案60号から議案第68号までの議案18件を一括して採決いたします。

この議案18件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○田畑議長　ご異議なしと認めます。

よって、議案第34号から議案第41号までの議案8件は、原案のとおり承認、議案第44号及び議案60号から議案第65号並びに議案第67号及び議案68号の議案9件は、原案のとおり可決、議案第66号は、原案のとおり認定されました。

次に、討論の通告のある議案につきまして、議案ごとに討論、採決を行います。

議案第33号　専決処分の承認を求めることについて（岩出市税条例等の一部改正）の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

増田浩二議員。

○増田議員　議案第33号について反対討論を行います。

この議案を審議する上では、国の政治における動向と対応面を見る必要があります。現在の自民党・公明党の政権は、大企業優遇、大金持ち優遇の政治を続けてきています。

今回の議案は、自動車業界での大企業の要望を受けて、さらに自動車業界のもうけを促進するための施策として行われてきたものです。消費税増税に合わせて、国内自動車市場の活性化を目的としていますが、保有に係る自動車税の大幅減税を要望する自動車業界での意向を色濃く反映した車体課税となっています。

自動車税については、増税後に購入した新車のみ引き下げを行い、地方生活の手足となっている軽自動車においては、2014年度の改定で大幅に引き上げられたままになっており、今回の税改正では対象外になっている点など、税制改正そのものが自動車業界の要請に応えたものであることを指摘し、反対討論といたします。

○田畑議長　次に、本案に対する賛成の発言を許します。

上野耕志議員。

○上野議員　議案第33号　専決処分の承認を求めることについて（岩出市税条例等の一部改正）について、私は賛成の立場で討論をいたします。

今回の改正は、地方税法等の一部が改正され、4月1日から施行されたことに伴い、所要の改正について専決処分を行ったもので、改正の根拠等も明確であり、必要な改正であると認められます。

また、今回の改正の主なものである車体課税の大幅な見直しについても、消費税率10%への引き上げ対策及び環境性能や安全性のすぐれた軽自動車の普及を図ることを目的としているため、私は本議案について賛成といたします。

○田畑議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○田畑議長 以上で、議案第33号に対する討論を終結いたします。

議案第33号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、承認であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○田畑議長 起立多数であります。

よって、議案第33号は、原案のとおり承認されました。

議案第42号 岩出市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 議案第42号 岩出市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、反対の立場で討論を行います。

この議案は、本年10月からの消費税率の引き上げによって使用料の改正が行われる内容のものです。改定理由として、社会保障の安定的財源の確保を図る税制の抜本的な改革を行うためなどと正当化し、市民に負担増を押しつけようとしています。

しかし、5%から8%への引き上げ時、安倍首相は3%分は社会保障のためと言いましたが、社会保障に使われたのはわずか1%です。1989年の消費税導入時から2018年度までの消費税収は累計372兆円、89年度以降の法人資産税の税率引き下げによる税収額は累計291兆円となっており、ほとんどが法人減税の穴埋めに使われたのが実態です。

市民生活からいえば、家計消費は低迷し、深刻な消費不況が続いています。実質賃金は下がり続け、年金受給額は減らされ、金融資産を持たない世帯が全世帯の3割を超えるなどの格差と貧困は拡大しています。今回の消費税率引き上げは、政府が消費が持ち直していると判断したことを理由として、税率アップの根拠としています。

しかし、総務省の家計調査によれば、一般家庭の消費支出は、5年連続でマイナスとなっています。一番深刻なのが消費税増税から一貫して消費の低迷が続いていることです。前回の消費税率引き上げの駆け込み消費が起きる前の2013年の家計消費額364万円が、2018年は339万円と年額25万円も落ち込んでいます。

一般家庭で、月2万円の節約は大変な苦勞をしなくてははいけません。一般家庭が財布のひもを引き締めるときに、消費税の引き上げは暮らしも経済も大打撃となります。今、多くの国民が消費税の引き上げを反対を示しており、消費税容認の方からも、10月からの引き上げには反対の声が各地で上がっています。

市は、施設の利用料として、消費税を預かって納めるわけではなく、電気料金などの施設維持に充てるという、そんな便乗値上げは許されず、増税分をそのまま市民に転嫁しようとする市の姿勢は市民に寄り添ったものではないと考えます。

他市と比べても高くなっている施設利用料、公共施設利用料の値上げによって、市民の活動回数が減る可能性があります。これは市民サービスの後退となります。

消費税の転嫁は、負担の公平性の観点からやむを得ないという議論もあります。長期的に見れば、行政施設等はどの市民も活用する可能性があり、行政サービスもどの市民も利用し、恩恵を受ける可能性が高いものです。また、住民が施設や行政サービスを活用して生まれる成果物は、地域の文化力を高め、地域のスポーツ力を高め、市民の健康維持につながり、地域に良好なコミュニティをつくるなど、市民生活及び地域に広く貢献することになるものです。

そのことを考慮すれば、使用料等に消費税を転嫁しないという選択をしても、市民に不公平は生まれないと考えます。消費税は、低所得者の人ほど重くのしかかる逆進性を持った最悪の不公平税制です。

消費税増税の中止を求める立場から、消費税率引き上げを市民にそのまま押しつけることに強く反対を表明し、本議案の反対討論いたします。

○田畑議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

吉本勸曜議員。

○吉本議員 議案第42号について、私は賛成の立場で討論いたします。

この条例改正につきましては、消費税率の引き上げに伴うものであります。今回、消費税及び地方消費税の税率の引き上げ相当分の使用料見直しがされております。また、仮に消費税率引き上げが延期になった場合、廃止を考えているとのことでもありますので、私は賛成といたします。

○田畑議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○田畑議長 以上で、議案第42号に対する討論を終結いたします。

議案第42号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○田畑議長 起立多数であります。

よって、議案第42号は、原案のとおり可決されました。

議案第43号 サンホール設置及び管理に関する条例の一部改正の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 議案第43号 サンホール設置及び管理に関する条例の一部改正について、反対の立場で討論を行います。

大まかな部分につきましては、議案第42号で申し上げたとおりでございますが、消費税は低所得者の人ほど重くのしかかる逆進性を持った最悪の不公平税制です。消費税増税の中止を求める立場から、消費税率を引き上げにそのまま押しつけることに強く反対を表明し、本議案の反対討論といたします。

○田畑議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

吉本勸曜議員。

○吉本議員 議案第43号について、賛成の討論をいたします。

この条例改正につきましては、先ほども申し上げましたとおり、消費税率の引き上げに伴うものであります。今回、消費税率及び地方消費税の税率の引き上げ相当分の使用料の見直しがなされております。また、仮に消費税率引き上げが延期になった場合、廃止を考えているとのことでございますので、私は賛成といたします。

○田畑議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○田畑議長 以上で、議案第43号に対する討論を終結いたします。

議案第43号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○田畑議長 起立多数であります。

よって、議案第43号は、原案のとおり可決されました。

議案第45号 岩出市公民館設置及び管理条例の一部改正の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を求めます。

市來利恵議員。

○市來議員 議案第45号 岩出市公民館設置及び管理条例の一部改正について、反対の立場で討論を行います。

大まかな部分は、先ほどから申しているとおりでございます。消費税は、低所得の人ほど重くのしかかる逆進性を持った最悪の不公平税制です。消費税増税の中止を求める立場から、消費税率引き上げを市民にそのまま押しつけることに強く反対を表明し、本議案の反対討論といたします。

○田畑議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

吉本勸曜議員。

○吉本議員 議案第45号につきまして、私は賛成の討論をいたします。

この条例改正につきましては、先ほどと同様に、消費税率の引き上げに伴うものであります。今回、消費税及び地方消費税の税率の引き上げ相当分の使用料の見直しがなされております。また、仮に消費税率引き上げが延期になった場合、廃止を考えているということでもありますので、私は賛成といたします。

○田畑議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○田畑議長 以上で、議案第45号に対する討論を終結いたします。

議案第45号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○田畑議長 起立多数であります。

よって、議案第45号は、原案のとおり可決されました。

議案第46号 岩出市民俗資料館の設置及び管理に関する条例の一部改正の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 議案第46号 岩出市民俗資料館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、反対の立場で討論を行います。

反対の理由として、消費税は低所得の人ほど重くのしかかる逆進性を持った最悪の不公平税制です。消費税増税の中止を求める立場から、消費税率引き上げを市民

にそのまま押しつけることに強く反対を表明し、議案の反対討論といたします。

○田畑議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

吉本勸曜議員。

○吉本議員 議案第46号について、賛成の討論をいたします。

この条例改正につきましては、先ほど来と同様に、消費税率の引き上げに伴うものであります。今回、消費税及び地方消費税の税率の引き上げ相当分の使用料見直しがなされています。また、仮に消費税率が引き上げが延期になった場合、廃止を考えているということでもありますので、私は賛成といたします。

○田畑議長 次に、本案に対する反対の発言を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第46号 岩出市民俗資料館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、私は反対の討論を行います。

消費税の増税は、本来必要ありません。こういうのは、元国税調査官の大村大次郎氏、消費税という巨大利権を上梓し、消費増税で潤う者を糾弾をしております。本丸は財務省です。各省庁の予算を精査し、予算を配分するのが彼らですが、大きな金を動かすと、必然的に大きな権力が生じます。この権力を維持するためにも、安定税収は必要なものであります。

それに最適なのが消費税だということでもあります。消費税や法人税は、政治家の都合で簡単に引き下げられてしまうのに対し、消費税は、一度導入すれば後に上げるだけですから、こうした利権の目当てに、麻生太郎総務大臣も、今回こそは消費増税延期を全力で阻止する構えであります。

そもそも政府は、少子高齢化に伴う社会保障費の増大を補うために消費増税が必要と宣伝しているのは、これこそ大うそであります。まず、財政赤字がふえた最大の要因は、社会保障費のせいではなく、バブル崩壊以降、狂ったように公共事業を行った結果です。1年当たり63兆円で、これに対する社会保障費は15兆円ほどであります。

また、消費税は、社会保障のために導入されたというのもうそで、消費税導入や増税と同時に、法人税と所得税が下げられてきた経緯があります。この30年間で法人税と所得税を合わせて、税収は14兆7,000億円で減少し、これに対して消費税による税収は17兆6億円であります。この差額は、わずか3兆円ほどであります。

今回、民俗資料館使用料について、根来塗団体には、岩出の伝統文化継承であり、年間1万290円、月に直すと857円で貸し出しておりますが、本日、会派室に届けら

れた行政財産使用許可書によれば、この金額の10分の1としております。また、水道料は10分の1、電気料金は2分の1としているのであります。

しかし、ここで作成された商品については、近鉄等での展示即売会をしており、営利団体そのものであります。この団体には値上げをしないで、市民負担になる使用料についてのみ上げることは全く理解できません。

よって、この議案に反対をいたします。

○田畑議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

田中宏幸議員。

○田中議員 議案第46号 岩出市民俗資料館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、私は賛成の立場で討論いたします。

この条例改正につきましては、少子高齢化の進展に伴い、増大する社会保障関係費を確保するため、国において必要な財源措置として行う消費税率の引き上げに伴うものであり、私は適正であると考えますので、賛成といたします。

○田畑議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○田畑議長 以上で、議案第46号に対する討論を終結いたします。

議案第46号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○田畑議長 起立多数であります。

よって、議案第46号は、原案のとおり可決されました。

議案第47号 岩出市陶芸館設置及び管理条例の一部改正の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 議案第47号 岩出市陶芸館設置及び管理条例の一部改正について、反対の立場で討論を行います。

消費税は低所得者の人ほど重くのしかかる逆進性を持った最悪の不公平税制です。消費税増税の中止を求める立場から、消費税率引き上げを市民にそのまま押しつけることに強く反対を表明し、この議案に反対といたします。

○田畑議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。



吉本勸曜議員。

○吉本議員 議案第47号について、賛成の討論をいたします。

この条例改正につきましては、消費税率の引き上げに伴うものであります。今回、消費税及び地方消費税の税率の引き上げ相当分の使用料見直しがなされています。

また、仮に消費税率引き上げが延期になった場合、廃止を考えているということでございますので、私は賛成といたします。

○田畑議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○田畑議長 以上で、議案第47号に対する討論を終結いたします。

議案第47号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○田畑議長 起立多数であります。

よって、議案第47号は、原案のとおり可決されました。

議案第48号 岩出市体育館設置及び管理条例の一部改正の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 議案第48号 岩出市体育館設置及び管理条例の一部改正について、反対の立場で討論を行います。

消費税は低所得者の人ほど重くのしかかる逆進性を持った最悪の不公平税制です。消費税増税の中止を求める立場から、消費税率引き上げを市民にそのまま押しつけることに強く反対を表明し、本議案の反対討論といたします。

○田畑議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

吉本勸曜議員。

○吉本議員 議案第48号について、賛成の討論をいたします。

この条例改正につきましては、消費税率の引き上げに伴うものであります。今回、消費税及び地方消費税の税率の引き上げ相当分の使用料見直しがなされています。

また、仮に消費税率引き上げが延期になった場合、廃止を考えているということでありますので、私は賛成といたします。

○田畑議長 ほかに討論ありませんか。

(な し)

○田畑議長 以上で、議案第48号に対する討論を終結いたします。

議案第48号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○田畑議長 起立多数であります。

よって、議案第48号は、原案のとおり可決されました。

議案第49号 岩出市民スポーツ広場設置及び管理条例の一部改正の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 議案第49号 岩出市民スポーツ広場設置及び管理条例の一部改正について、反対の立場で討論を行います。

消費税増税の中止を求める立場から、消費税率引き上げを市民にそのまま押しつけることに強く反対を表明し、本議案の反対討論とします。

○田畑議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

吉本勸曜議員。

○吉本議員 議案第49号について、賛成の討論を行います。

この条例改正につきましては、消費税率の引き上げに伴うものであります。今回、消費税及び地方消費税の税率の引き上げ相当分の使用料見直しがなされています。また、仮に消費税率引き上げが延期になった場合、廃止を考えているということでございますので、私は賛成といたします。

○田畑議長 次に、本案に対する反対の発言を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第49号 岩出市民スポーツ広場設置及び管理条例の一部改正について、私は反対の立場から討論を行います。

安倍政権が10月に予定している消費税増税に反対する人が60%に上がることが、本社加盟の日本世論調査が1日、2日に実施した全国面接世論調査でわかる。負担増や景気への悪い影響に懸念が根強い、キャッシュレス決済へのポイント還元など、景気の底割れを防ぐための経済対策にも61%が反対し、十分な理解を得られていない実態が浮き彫りになっております。

米中貿易摩擦などで世界経済の減速懸念が強まっている中、景気の現状を悪化傾向と見る人は57%に上り、改善は39%にとどまっております。改善が51%で、悪化が44%であった昨年6月の調査から逆転をしているのであります。

増税反対の理由は、低所得者の負担が重くなる逆進性の問題を上げる人が最多の33%で、税金の負担増が大変だと考える人と景気への悪影響を懸念する人が、いずれも23%で続いております。

賛成する人では、年金や医療、子育て支援など社会保障の充実に必要との理由が40%と最も多かったのであります。クレジットカードなどキャッシュレス決済の利用者を優遇するなどの景気対策は、年齢層が上がるほど反対がふえ、高年層60歳以上では70%に達し、現金志向が強い高齢世帯にはメリットだと捉えていないのであります。

軽減税率の導入の反対は59%、賛成が48%で拮抗しております。景気を悪化傾向と見る理由を聞くと、給料やボーナスなど収入がふえていないというのが38%で、消費の伸び悩みを上げる人も18%おります。

安倍政権の経済政策、アベノミクスには期待しない、余り期待しないとの回答が50%で、ある程度を含めて期待するとした48%をわずかに上回っております。

映画監督山田洋次は、消費税10%ストップネットワークで、このままでは国民の生活へさらなる打撃を与え、貧困化は一層強まるとして運動を展開をされております。

このような現状の中で、市民の声は切実であります。今回のスポーツ広場の値上げについて、なぜ性急に消費税が上がるとして市民の利用者に負担を求めるのか。県下の自治体で、即値上げをしているのか。岩出市の財政から見ても十分な余裕のあることは、今年度の補正においても積立金1億3,000万円から基金に積み立てているのであります。

このような実情の中で、今回の使用料値上げについては、私は反対いたします。

○田畑議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

田中宏幸議員。

○田中議員 議案第49号について、私は賛成の立場で討論いたします。

この条例改正につきましては、少子高齢化の進展に伴い、増大する社会保障関係費を確保するため、国において必要な財源措置として行う消費税率の引き上げに伴うものであります。

私は適正と考えますので、賛成いたします。

○田畑議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○田畑議長 以上で、議案第49号に対する討論を終結いたします。

議案第49号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○田畑議長 起立多数であります。

よって、議案第49号は、原案のとおり可決されました。

議案第50号 岩出市学校施設使用条例の一部改正の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 議案第50号 岩出市学校施設使用条例の一部改正について、消費税増税の中止を求める立場から、消費税率引き上げを市民にそのまま押しつけることに強く反対を表明し、本議案の反対討論といたします。

○田畑議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

吉本勸曜議員。

○吉本議員 議案第50号について、賛成の討論を行います。

この条例改正につきましては、消費税率の引き上げに伴うものであります。今回、消費税及び地方消費税の税率の引き上げ相当分の使用料見直しがなされています。仮に消費税率引き上げが延期になった場合、廃止を考えているということでございますので、私は賛成といたします。

○田畑議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○田畑議長 以上で、議案第50号に対する討論を終結いたします。

議案第50号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○田畑議長 起立多数であります。

よって、議案第50号は、原案のとおり可決されました。

議案第51号 岩出市総合保健福祉センター設置及び管理条例の一部改正の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 議案第51号 岩出市総合保健福祉センター設置及び管理条例の一部改正について、消費税増税の中止を求める立場から、消費税率引き上げを市民にそのまま押しつけることに強く反対を表明し、討論といたします。

○田畑議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

吉本勸曜議員。

○吉本議員 議案第51号につきましても、私は賛成の立場で討論をさせていただきます。

この条例改正につきましては、消費税率の引き上げに伴うものであります。今回、消費税及び地方消費税の税率の引き上げ相当分の使用料見直しがなされています。仮に消費税率引き上げが延期になった場合、廃止を考えているということでございますので、私は賛成といたします。

○田畑議長 次に、本案に対する反対の発言を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第51号 岩出市総合保健福祉センター設置及び管理条例の一部改正について、反対の立場から討論を行います。

消費税増税について、税収の大半はどこへ行ったのか。消費税の税収の大半は大企業と高額納税者の優遇に使われているのであります。今回の消費税増税で、安倍政権は待機児童問題の解決を目玉政策としていますが、3,000億円もあれば足りすし、消費税の税収から法人税、所得税の減収分を差し引いた3兆円から十分捻出できるのであります。

待機児童問題は目くらましに使われているだけで、そこに厚生省も便乗して、そして財務省とともに消費税増税を主導してきたのが経済連こと日本経済団体連合会であります。消費税を上げて法人税を下げよというのが経済連の本音で、実際は1988年まで43.3%だった法人税は、2018年には23.2%と半減をしております。経済連は大手企業を中心につくられた組織であり、大企業だけが得をする主張をするのが当然である団体であります。経済連の連中の大半は、自社の大株主ですが、株の配当所得の税金も、この間、大幅に下げられ、二重にもうかっております。

また、経済連加盟団体の中で最も消費税を押していたのが、経済連幹部を多数輩

出している大手自動車メーカーだというのであります。10月の消費税増税と同時に、自動車税の引き下げが決まっています。その見返りに、安倍晋三首相が率いる自民党への献金額は、日本自動車工業界が1位のほか、日産やホンダも大口献金企業として名を連ねております。

さらに、輸出比率が高い自動車メーカーは、消費税の戻り税という制度でも利益を懐に入れているのであります。消費税は国内で消費されるものだけにかかります。しかし、輸出用の商品にも製造段階の材料費には消費税がかかっているのです、これを還付する制度であるといいますが、実際には力の強い発注元に対して、下請企業は、製品、部品、過去に消費税を転嫁できないのが実態であります。ゆえに戻し税を輸出企業は丸もうけをしていることになっているのであります。

戻し税でもうかっているのは、大手自動車メーカーだけでなく、商社では三井物産がトップで867億円、その他メーカーではソニーが最多で642億円であるのが、12月・3月期の内容であります。

毎日使用するものは値上げしないでほしい、値下げしてほしいというのが、市民の切実な声であります。年金生活者は引き下げられ、ますます苦しいのが現実であります。今回の値上げに対して、施設の一部を許可している団体には値上げすることを先延ばしして、市民の負担のみ先行していることは許しがたい岩出市の問題であります。

よって、この議案には反対をいたします。

○田畑議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

田中宏幸議員。

○田中議員 議案第51号について、私は賛成の立場で討論いたします。

この条例改正につきましては、少子高齢化の進展に伴い、増大する社会保障関係費を確保するため、国において必要な財源措置として行う消費税率の引き上げに伴うものであります。

私は適正と考えますので、賛成といたします。

○田畑議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○田畑議長 以上で、議案第51号に対する討論を終結いたします。

議案第51号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○田畑議長 起立多数であります。

よって、議案第51号は、原案のとおり可決されました。

議案第52号 いわで御殿設置及び管理条例の一部改正の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 議案第52号 いわで御殿設置及び管理条例の一部改正について、消費税増税の中止を求める立場から、消費税率引き上げを市民にそのまま押しつけることに強く反対を表明し、反対討論といたします。

○田畑議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

吉本勸曜議員。

○吉本議員 議案第52号につきまして、賛成の討論をいたします。

この条例改正につきましては、消費税率の引き上げに伴うものであります。今回、消費税及び地方消費税の税率の引き上げ相当分の使用料見直しがなされています。仮に消費税率引き上げが延期になった場合、廃止を考えているということでございますので、私は賛成といたします。

○田畑議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○田畑議長 以上で、議案第52号に対する討論を終結いたします。

議案第52号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○田畑議長 起立多数であります。

よって、議案第52号は、原案のとおり可決されました。

議案第53号 岩出市農業構造改善総合センター設置及び管理条例の一部改正の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 議案第53号 岩出市農業構造改善総合センター設置及び管理条例の一部改正について、消費税増税の中止を求める立場から、消費税率引き上げを市民にそ

のまま押しつけることに強く反対を表明し、本議案の反対討論といたします。

○田畑議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

吉本勸曜議員。

○吉本議員 議案第53号について、賛成の討論を行います。

この条例改正につきましては、消費税率の引き上げに伴うものであります。今回、消費税及び地方消費税の税率の引き上げ相当分の使用料見直しがなされています。

仮に消費税率引き上げが延期になった場合、廃止を考えているということでございますので、私は賛成といたします。

○田畑議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○田畑議長 以上で、議案第53号に対する討論を終結いたします。

議案第53号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○田畑議長 起立多数であります。

よって、議案第53号は、原案のとおり可決されました。

議案第54号 岩出市水田利用再編対策研修指導施設設置及び管理条例の一部改正の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 議案第54号 岩出市水田利用再編対策研修指導施設設置及び管理条例の一部改正について、消費税増税の中止を求める立場から、消費税率引き上げを市民にそのまま押しつけることに強く反対を表明し、本議案の反対討論といたします。

○田畑議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

吉本勸曜議員。

○吉本議員 議案第54号について、賛成の討論を行います。

従前どおりの理由でございますので、賛成といたします。

○田畑議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○田畑議長 以上で、議案第54号に対する討論を終結いたします。

議案第54号を採決いたします。



本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○田畑議長 起立多数であります。

よって、議案第54号は、原案のとおり可決されました。

議案第55号 岩出市農家高齢者創作館設置及び管理条例の一部改正の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 議案第55号 岩出市農家高齢者創作館設置及び管理条例の一部改正について、消費税増税の中止を求める立場から、消費税率引き上げを市民にそのまま押しつけることに強く反対を表明し、本議案の反対討論といたします。

○田畑議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

吉本勸曜議員。

○吉本議員 議案第55号について、賛成の討論を行います。

この条例につきましても、先ほど来と同じように、賛成といたします。

○田畑議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○田畑議長 以上で、議案第55号に対する討論を終結いたします。

議案第55号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○田畑議長 起立多数であります。

よって、議案第55号は、原案のとおり可決されました。

議案第56号 旧和歌山県議会議事堂管理条例の一部改正の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 議案第56号 旧和歌山県議会議事堂管理条例の一部改正について、消費税増税の中止を求める立場から、消費税率引き上げを市民にそのまま押しつけることに強く反対を表明し、本議案の反対討論といたします。

○田畑議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

吉本勸曜議員。

○吉本議員 議案第56号について、賛成の討論を行います。

この条例改正につきましても同様に、賛成といたします。

○田畑議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○田畑議長 以上で、議案第56号に対する討論を終結いたします。

議案第56号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○田畑議長 起立多数であります。

よって、議案第56号は、原案のとおり可決されました。

議案第57号 岩出市都市公園条例の一部改正の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 議案第57号 岩出市都市公園条例の一部改正について、消費税増税の中止を求める立場から、消費税率引き上げを市民にそのまま押しつけることに強く反対を表明し、本議案の反対討論といたします。

○田畑議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

吉本勸曜議員。

○吉本議員 議案第57号について、賛成の討論を行います。

この条例改正につきましても同様に、賛成といたします。

○田畑議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○田畑議長 以上で、議案第57号に対する討論を終結いたします。

議案第57号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○田畑議長 起立多数であります。

よって、議案第57号は、原案のとおり可決されました。

議案第58号 岩出市下水道条例の一部改正の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 議案第58号 岩出市下水道条例の一部改正について、消費税は、低所得者層の人ほど重くのしかかる逆進性を持った最悪の不公平税制です。消費税増税の中止を求める立場から、消費税率引き上げを市民にそのまま押しつけることに強く反対を表明し、本議案の反対討論といたします。

○田畑議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

吉本勸曜議員。

○吉本議員 議案第58号について、賛成の討論を行います。

この条例改正につきましても同様に、私は賛成といたします。

○田畑議長 次に、本案に対する反対の発言を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第58号 岩出市下水道条例の一部改正について、反対の立場から討論を行います。

毎日使用するものは値上げしないでほしい、もっと一層の経費削減努力を検討すべきである、値下げしてほしい、他市より高い、生活に不可欠な下水道使用料値上げにはしないでほしい、年金生活者のため値上げは厳しいなど、市民の声は切実であります。

長引く不況のもと、暮らしは年々収入が落ち込み、医療、年金、介護などの負担はふえて苦しくなっていくばかりであります。

今、年金、社会保障財源を確保するためと言いながら、口実に消費税率が3%、5%、8%、10%と引き上げられようとしているのであります。消費税は金持ちには負担が軽く、庶民には重い最悪の税金で、本来なくすべきものであります。それを値上げして、社会保障、福祉を支えるというのは本末転倒であります。消費税収入は、法人税の減税分に匹敵し、消費税が導入されて以降、社会保障や福祉は悪くなるばかりであります。

欧米での何倍もの公共事業予算を削るなど、税金の使い方を変え、さらに大企業の税金の負担をヨーロッパ並みに引き上げるなど、税金の集め方を変えれば、社会保障や福祉の財源をつくることは可能であります。

消費税の税率を廃止することが家計の直接財布を温め、景気の回復につながるものであると考えております。

よって、この値上げの議案については反対いたします。

○田畑議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

田中宏幸議員。

○田中議員 議案第58号について、私は賛成の立場で討論いたします。

この条例改正につきましては、少子高齢化の進展に伴い、増大する社会保障関係費を確保するため、国において必要な財源措置として行う消費税率の引き上げに伴うものであります。

私は適正と考えますので、賛成いたします。

○田畑議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○田畑議長 以上で、議案第58号に対する討論を終結いたします。

議案第58号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○田畑議長 起立多数であります。

よって、議案第58号は、原案のとおり可決されました。

議案第59号 岩出市水道事業給水条例の一部改正の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 議案第59号 岩出市水道事業給水条例の一部改正について、消費税は、低所得者の人ほど重くのしかかる逆進性を持った最悪の不公平税制です。消費税増税の中止を求める立場から、消費税率引き上げを市民にそのまま押しつけることに強く反対を表明し、本議案の反対討論といたします。

○田畑議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

吉本勸曜議員。

○吉本議員 議案第59号について、賛成の討論を行います。

この条例改正につきましては、消費税率の引き上げに伴うものでありますので、私は賛成といたします。

○田畑議長 次に、本案に対する反対の発言を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第59号 岩出市水道事業給水条例の一部改正について、私は反対の立場から討論を行います。

この議案も、さきの58号と同様に問題点があります。なぜ改正しなければいけないのか、市民には理解できません。消費税率を10月から2%値上げしようとする折、岩出市はそれに便乗して、工事費用の分担金を13ミリ口径を21万6,000円から22万円、この値上げによる和歌山県下の御坊市では5万円、橋本市では15万4,000円であり、ますます開きが大きくなっております。特に75ミリ口径では、御坊市は166万4,000円ですが、岩出市は1,916万2,000円と約10倍にもなっているのが現状であります。なぜ、地方自治体はこんなにも差があるのでしょうか。

岩出市の基本的行政姿勢に問題があると言えます。現状の認識は高額であるが、それを是正しないで、市民の負担を増大させているのである。

さらに20立方メートル以上についても是正しないで、消費税が上がるからといって追い打ちをかけて値上げをする。市民の皆さんは20立方メートル以下の世帯もあるのですが、一律に引き上げられて、負担を求める。さらに生活困窮者に対する減免制度も導入しようとしません。生きていくための水道水は命の水であります。安易に値上げすることは、市民生活にとってダブルパンチであり、安易に値上げすべきではないと考えております。

さらに、上水道のような企業会計では、仕入れにかかった消費税分を引いた残りの消費税課税分を税務署に納税する義務がある。一般家庭については、消費税法第60条で課税は免除されているので、あえて公共料金に転嫁せず、市民の負担軽減を行うべきであると思っております。

市は施設利用料については、電気や水道の利用について、消費税が増税されるので、維持管理経費などがふえるので、転嫁せざるを得ないとの理由で転嫁をしていますが、地方消費税の増税分を活用して、水道水の値上げを回避すべきであります。

国は、地方消費税交付金は、社会福祉に全額回すと指示していますが、岩出市ではどのように使うのか不明であります。さらに、国は、消費税増税分は社会保障に回すと言いながら、8兆円もの、実際は2億円を法人税の減税に振り向け、2兆円は大型公共事業、結局、6億円は景気対策に回そうとしているのであります。

増税分も地方自治体には、社会保障に回すと言いながら、国は230兆円も内部留保をため込んだ企業に回そうとしているのが実態であります。

こんな国の言いなりにならず、住民福祉の向上の責務を自覚し、公共料金の値上げをやる決断をやめるべきであると私は考えております。

よって、私はこの議案に対して反対といたします。

○田畑議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

田中宏幸議員。

○田中議員 議案第59号について、賛成の立場で討論します。

この条例改正につきましては、少子高齢化の進展に伴い、増大する社会保障関係費を確保するため、国において必要な財源措置として行う消費税率の引き上げに伴うものであります。

適正と考えますので、私は賛成といたします。

○田畑議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○田畑議長 以上で、議案第59号に対する討論を終結いたします。

議案第59号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○田畑議長 起立多数であります。

よって、議案第59号は、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩いたします。

午前11時から再開いたします。

休憩

(10時46分)

再開

(11時00分)

○田畑議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続けます。

~~~~~○~~~~~

日程第38 議案第70号 付帯控訴の提起について

○田畑議長 日程第38 議案第70号 付帯控訴の提起の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

○中芝市長 ただいま議題となりました議案第70号 付帯控訴の提起についてをご説明申し上げます。

3月27日に和歌山地方裁判所において言い渡しのあった平成27年（ワ）第594号損害賠償等請求事件の第一審判決の一部について承服しがたいため、付帯控訴するものであります。

第一審判決では、被控訴人の新池駐車場の明け渡し及び金員の支払い請求は棄却したものの、樋等の入り口などの鍵の撤去について認めております。

しかし、その認定には誤りがあり、被控訴人の池水の利用を妨害しておらず、また、新池駐車場に対する地役入会権は、既に消滅していると考えるため、控訴するものであります。

なお、本事件は、被控訴人からも訴訟が提起されているところであり、この訴訟に付帯して原判決に不服を申し立てるものであります。

以上です。

○田畑議長 これより質疑に入ります。

質疑に当たっては、市議会会議規則第55条の規定により、発言は簡明に行うとともに、議題外の質疑及び自己の意見を述べることをないようにお願いいたします。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

質疑は、自席でお願いいたします。

尾和弘一議員、質疑をお願いいたします。

○尾和議員 今ご提案をされました議案第70号について質疑を行います。

付帯控訴についてであります。今日までの争いの経過及び普通の控訴ではなく、付帯控訴とした理由について、その理由は何なのか。

2番目に、大門池周辺の樋などの鍵に関して、①所有権は岩出市にあります。組合は地役入会権があると既に確定をしております。水利組合は民法294条に基づくものであり、どうして樋の鍵を持つ権利はないのでしょうか。2番目に、現在、樋の鍵等を設置し、それを保有しているが、どのような条文に基づいて、その権利があるとされているのか、民法の条文を示していただきたいと思います。

3番目に、新池駐車場の地役入会権についてであります。新池駐車場の地役入会権は組合にあると既に最高裁のほうで決定をしております。しかし、付帯控訴に消滅したとあるが、いつから、またなぜ消滅したのか、その理由についてお聞きをしたいと思います。

新池駐車場の賃貸借契約が満了したとして平成16年に契約を打ち切った。契約解除というのであれば、新池をもとの状態に戻して明け渡すのがルールであるが、それについてお答えをいただきたいと思います。

それから4番目に、和歌山地方裁判所判決では、新池駐車場の地役入会権、水利権を含むことを認めております。しかし、岩出市の付帯控訴を提起する理由には、樋の鍵について……

○田畑議長 尾和議員、これ、「とい」じゃなくて、「ひ」です。

○尾和議員 失礼しました。樋の鍵について撤去することは誤りであると主張している。その主張は、和裁判決に反しておると思いますが、なぜ正しいのか、その理由を聞かせてください。

それから、5番目に、賃貸料として支払ってきた金額及び返済請求をするのかどうか。

6番目に、大門池等に関して、弁護士に支払ってきた今日までの当初からの金額は幾らなのか。

7番目に、原点に戻り、円満解決への取り組みをしようとしているのか、それについてお聞きをしたいと思います。

○田畑議長 答弁願います。

教育部長。

○湯川教育部長 尾和議員の質疑にお答えしたいと思います。まず最初に、今回の追加議案は、大門池・新池両ため池水利組合が本年3月27日の和歌山地方裁判所の判決に対して不服があり、大阪高等裁判所に控訴したため、それに付帯する控訴として提起するものであるということをもまず申し上げておきます。

それでは、まず1点目、今日までの争いの経過ということですが、過去の経過につきましては、今回の提訴に関係ございませんので、答弁は控えさせていただきます。

次に、付帯控訴とした理由ですが、市といたしましては、前訴を含め、裁判が長期化しており、無益な争いは避けるべきと考え、控訴しませんでした。しかし、被控訴人から控訴状が提出されたことから、対抗措置をとらざるを得ないと判断し、付帯控訴に至ったわけでございます。

2点目、鍵に関しての質疑ですが、市といたしましては、所有権に基づき、防災面・安全面から、市みずからが管理すべきものと考えておりますので、和歌山地方裁判所の判決で認められなかった部分について、改めて判断を仰ぎたく付帯控訴するものでございます。

3点目、地役入会権につきまして、1点目、2点目については、係争中のため答弁は控えさせていただきます。



4 点目につきましては、先ほど申しましたとおり、所有権に基づき、防災面・安全面から、市みずからが管理すべきものと考えてございます。また、水の利用について、妨害をしていないにもかかわらず、妨害していると言われていることについては不服であるという考え方でございます。

5 点目、賃貸料は総額で4,703万2,200円でございます。返済請求につきましては、係争中のため答弁は控えさせていただきます。

6 点目、弁護士に支払った金額ですが、平成16年度から27年度までの総額で670万600円でございます。

7 点目、市としましては、市の財産を守っていく必要がございます。今回は、水利組合からの控訴に付帯して控訴するものでございます。裁判により結論を出していただきたいということで考えてございます。

○田畑議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 基本的に、この事案については、和歌山地方裁判所の判決に基づいて不服があると。和歌山地方裁判所、3月27日の判決は、鍵については撤去せよという判断であるんですけども、それに対して不服があるということでしょうか。それについてお聞きをしたいと思います。

それから、地役入会権についてですが、これについては既に確定をしていると。前の裁判において確定しているにもかかわらず、地役入会権を組合にはないとしているのはなぜか、これは理解できないので、再度答弁をください。

それから、今回の賃貸料返済請求についてですが、これについては、今までに請求をした経過があるのか、これについて再度答弁をください。

それから、最後の点であります。非常に岩出市と岩出市民との間の遺恨を残す裁判であり、長期になっていると思うわけであり。早期に円満解決への話し合いというのは提起をしていこうとする考えなのか、それとも、この高裁に控訴してとことん最高裁まで争うという姿勢なのか、それについて再度ご答弁をください。

○田畑議長 答弁願います。

教育部長。

○湯川教育部長 再質疑にお答えいたします。

まず1点目、鍵について不服なのかということですが、今回、付帯控訴する考え方は鍵の撤去、それから訴訟費用の負担というこの2点でございます。

それから、2点目の地役入会権の問題ですが、この内容につきましては、控訴審

において争点となることが予想されるということで、答弁については差し控えさせていただきます。

3点目の過去の賃貸料の関係ですけれども、今後、控訴審が開かれ、関連する事項が審理されるということから、答弁は差し控えさせていただきます。

それから、最後に、円満解決に向けてということでございましたが、先ほどお答えいたしましたとおり、裁判が長期化しておるということで、無益な争いは避けるべきと考えまして、控訴による裁判の長期化を避けたということですが、今回、控訴されたことによりまして対抗措置をとらざるを得ないと判断して、付帯控訴に至りました。

市としましては、控訴された以上は受けて立たざるを得ないものと、このように考えます。したがって、ここまで来ましたら、裁判によって結論を得るのが円満解決へのあり方ではないかと、このように考えてございます。

議員のおっしゃるように、円満解決に向けて付帯控訴するものでございます。

○田畑議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○田畑議長 これで、尾和弘一議員の質疑を終わります。

以上で、議案第70号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第70号につきまして、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田畑議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第70号は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論、採決を行います。

議案第70号 付帯控訴の提起の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第70号、大門池付帯控訴に対する反対討論を私を行います。

さきの和歌山地方裁判所の判決において、大門池周辺の鍵を撤去せよと下されました。しかしながら、岩出市はそれに逆らって、再設置が必要であり、損害賠償請求等について付帯控訴をしてきた。新池駐車場の明け渡し請求とそれへの侵害に対

する損害賠償請求について、水利組合の地役入会権について特段の合意がなくても、当然に本件土地に対する使用収益機能を制限し、上記明け渡し請求を正当化するだけの慣習は存在すると認めるか否かによって決すべきであるとしております。

その上で、大門池について、耕作のための利水という本来的な共同利用のためのほかに、入会ほかを第三者に用益させる利用形態も事実として行われていたと認められるとして、地役入会権には、そうした慣習を有するとあります。

しかし、新池については否定されましたが、新池の役割とこの慣習について、古来より大門池、新池構成員らの米づくりに必須の水がめとして、長年にわたり維持管理をしてきた。それらの築造の時期は明確ではないが、豊臣秀吉の根来寺焼き討ち、1585年以前の寺院配置を示した根来寺伽藍古絵図に描かれていることから、本件両ため池は中世紀には既に存在したことは明らかである。

新池は、大門池の貯留水の供給源であり、和泉山脈からの流れ来る水を一旦受け入れ、大門池へ順次供給する役割である。新池の水は、その水は、サイホン設置後は、それをついて大門池へ送り込んでおり、現在も設置されたサイホンから水路を通じて、常時大門池に注ぎ込まれている。

岩出市の和泉山脈沿いの高低差のある谷間には、大門池と新池のような主従あるいは親子の関係というべきため池は多数あり、例えば、瓦谷上池と同下池、その他、大谷池と後住池等々があります。この場合、上池はその直接の池の下にほとんど耕作地を持たないか、持っていてもごくわずかであります。

この主たる役割は下池への水補給であり、大門池と新池の場合も、これと同様であります。新池の直接の池の下に耕作地への給水のみが主たる役割とすれば、このような水路を要するため池は必要ではないのである。

新池は大門池に池の水を供給し、共同利用し、契約利用を支えてきているのであります。これが新池の重要な役割であって、直接の池の下に耕作者への配水のみが主たる役割ではない。現在の大門池は、西池水門と東池水門が管渠によって結ばれて、これらの東西ため池は同一水利のため池であり、両方が機能的に一体となって、その役割を果たしているのであります。

中世紀から慣習に基づき、本件両ため池を水がめとする全耕作者を構成員として、大門池・新池両ため池水利組合を組織し、長年にわたり共同して両ため池を維持管理してきたものであります。

新池駐車場についてであります。本件契約は、岩出市から申し込まれたものであり、昭和59年、岩出市は新池のすぐ上手に若もの広場、及び総合運動場等を創設

したが、その際、駐車場が不足していたため、近隣に位置する新池の一部を埋め立てて貸借したいとの申し入れがあった。その事情は、以下の議会提案答弁や証人の陳述等から明らかであります。

これらの一連の流れにおいて、私は、今回、新池の役割及び大門池等の水門鍵については、新池は大門池との一体的役割を果たしていること、新池は駐車場が先に埋め立てられていたのではなく、両者の合意に基づいて埋め立てられ、開始されたものであること、控訴人と被控訴人との合意によって、積極的債権的契約利用の形態が作り出され、それが長期間継続して慣習となっていたこと、これらを考えますと、この付帯控訴は、岩出市民と行政の子々孫々にわたる根深い遺恨を残すものであり、今回の議案については、到底理解はできません。

早期に両者の話し合いにより円満解決を求めるとともに、今回の付帯控訴については、私は反対といたします。

○田畑議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

福山晴美議員。

○福山議員 議案第70号 付帯控訴の提起について、私は賛成の立場で討論いたします。

この議案は、新池駐車場の明け渡しや水利組合からの金員の請求等を内容とする損害賠償等請求事件の判決について、付帯控訴の提起を行うものであります。和歌山地方裁判所、平成27年（ワ）第594号、損害賠償等請求事件における判決は、新池の明け渡しや金員の請求については棄却したものの、大門池に設置した鍵の撤去は認めるとともに、裁判費用の一部の負担についても認めるとの内容であり、市の主張がかなりの部分で認められたものの、一部水利組合の主張を認容したものであります。

しかしながら、大門池・新池は岩出市民全体の重要な財産であり、一部の人の権利主張を認めるこの裁判をそのまま受け入れることは納得できないため、付帯控訴の提起を行うことに賛成といたします。

○田畑議長 ほかに討論ありませんか。

梅田哲也議員。

○梅田議員 議案第70号 付帯控訴の提起について、私は賛成の立場で討論いたします。

和歌山地方裁判所は、今回の判決において、新池の明け渡し及び金員支払い請求については棄却したものの、大門池に設置した鍵の撤去や裁判費用の一部の負担に

ついて、水利組合の請求を認めております。

しかしながら、この判決は、池の所有者である市がみずから池を管理することを否定することになり、今後の防災面・安全面で問題があるため、鍵の撤去は認められるべきではないと考えます。

よって、この判決をそのまま受け入れず、水利組合の控訴に対抗し、付帯控訴の提起を行うことに賛同いたします。

○田畑議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○田畑議長 以上で、議案第70号に対する討論を終結いたします。

議案第70号 付帯控訴の提起の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○田畑議長 起立多数であります。

よって、議案第70号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第39 議員派遣について

○田畑議長 日程第39 議員派遣についての件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員派遣につきましては、会議規則第158条の規定により、お手元に配付の写しのとおり、派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田畑議長 ご異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり議員派遣することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決されました議員派遣の内容に今後変更があった場合、その決定につきましては議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田畑議長 ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の内容に今後変更があった場合、その決定につきましては議長に委任されました。

~~~~~○~~~~~

日程第40 委員会の閉会中の継続調査申出について

○田畑議長 日程第40 委員会の閉会中の継続調査申出の件を議題といたします。

本件につきましては、お手元に配付いたしました申出書の写しのとおり、総務建設常任委員長、厚生文教常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第104条の規定により、閉会中の継続調査申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田畑議長 ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

~~~~~○~~~~~

○田畑議長 以上で、本日の日程は、終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議を7月2日火曜日、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田畑議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議を7月2日火曜日、午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会

(11時22分)

# 議 会 定 例 会 会 議 録

令 和 元 年 7 月 2 日

岩 出 市 議 会

## 議事日程（第４号）

令和元年 7 月 2 日

|       |          |
|-------|----------|
| 開 議   | 9 時 30 分 |
| 日程第 1 | 諸般の報告    |
| 日程第 2 | 一般質問     |



○田畑議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議は、諸般の報告、一般質問です。

~~~~~○~~~~~

日程第 1 諸般の報告

○田畑議長 日程第 1 諸般の報告を行います。

本日の会議に説明員として、追加の出席者の職、氏名は配付の写しのとおりであります。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第 2 一般質問

○田畑議長 日程第 2 一般質問を行います。

一般質問は、4 番、福山晴美議員、7 番、福岡進二議員、13 番、奥田富代子議員、15 番、増田浩二議員、14 番、市來利恵議員、16 番、尾和弘一議員、以上 6 名の方から通告を受けております。

質問時間 60 分以内で、通告に従い発言席から順次質問を許可いたします。

通告 1 番目、4 番、福山晴美議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いします。

福山晴美議員。

○福山議員 皆さん、おはようございます。

4 番、福山晴美です。議長の許可を得ましたので、通告に従い一問一答方式で質問させていただきます。

今回は交差点の安全対策についてと、市民プールの運営について、市民の生涯学習活動についての 3 点であります。

最近、交通事故が多発しており、その事故がたくさんの人を巻き込んでいます。5 月に起きた大津市の事故も本当に痛ましく、園児がお散歩に行く途中、信号待ちをしていたところに、車同士の事故に巻き込まれました。交通ルールを守り、信号待ちをしていたところに飛び込んできたわけです。車の運転をしたドライバーの不注意であるのはもちろんのことですが、このことにより大切な命を奪うことになりました。けがを負った子供たちにとっても、その事故により生活が一転し、以前の

生活に戻るのには長い年月がかかると言われています。本当につらくて悲しいことでもあります。

事故は突然やってきます。そのたびに何か対策ができないのかと思うのは私だけではないと思います。交差点に防護柵というのは難しいと思うのですが、何か安全対策はないのかと、対策をしなければならないのではないかと考えてしまいます。でも、一番大事なのは、ハンドルを握っている私たちドライバーであります。今まで以上に、一人一人が気を使いながら運転をしていきたいものであります。

そこでお聞きします。交差点の安全対策についてです。

1 点目、何か基準というのはあるのか。

2 点目、防護柵などで車を飛び込まないようにできないのか。

3 点目、今後の対策についてお聞きしたいと思います。

○田畑議長 ただいまの1 番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 皆さん、おはようございます。

福山議員ご質問の1 番目、交差点の安全対策についてお答えいたします。

このたびの滋賀県大津市の交差点で信号待ちをしていた園児が、直進車と右折車の接触事故に巻き添えになり亡くなりました。大変痛ましい事故であり、ご遺族の方のご心痛ははかり知れないものであると思います。

なお、今回の事故も含め、園児、児童生徒が交通事故に遭遇することはドライバーの過失が大半であると思われ、運転マナーの向上と余裕を持った安全運転に心がけてほしいと期待しています。

まず1 点目、安全対策の基準はあるのかについてお答えいたします。

道路法で定められた道路構造令には、車両の路外などへの逸脱により路外対向車線、歩道等の第三者などに人的被害を与えるおそれのある区間、その他道路の線形条件、気象条件等により必要となる区間においては、道路及び交通の状況に応じて、原則として車両用防護柵を設けるものとする」と記述されております。

また、防護柵の設置基準・同解説（公益社団法人日本道路協会）には、第三者への人的被害を防止する目的として、車両用防護柵を設置する区間として、1、車両の路外への逸脱による二次被害の防止を目的として路側に設置する区間、例えば、立体交差する鉄道や他道路に進入するおそれのある区間、2、車両の対向車線への逸脱による二次被害の防止を目的として分離帯に設置する区間、例えば、高速自動車国道、自動車専用道路などです。3、車両の歩道、自転車道等への逸脱による二

次被害の防止を目的として、歩道等と車道との境界に設置する区間と記述されております。

いずれの文献にも交差点内に車両用防護柵の設置を義務づけた記述はありませんが、さきに述べました防護策の設置基準・同解説の3、車両の歩道、自転車道等への逸脱による二次被害の防止を目的として、歩道等と車道との境界に設置する区間が該当するものと考えております。

次に、2点目、防護柵などで車を飛び込まないようにできないのかについてですが、交差点には、横断歩道、自転車横断帯、信号機、標識、植樹帯など道路環境に関係するさまざまな施設があります。また、道路に隣接する民地、例えば、コンビニ、ガソリンスタンド、飲食店などの利用状況によって、乗り入れの位置や大きさなどもさまざまであります。

交差点内の歩道に防護柵を設置することは、周辺環境により大変難しい状況でありますので、それぞれの交差点ごとに、警察、道路管理者、国・県・市などと隣接者との協議により個別に対応していくことになると考えております。

次に3点目、今後の対応についてですが、国土交通省から令和元年5月13日付で、園児等の移動経路における交通安全の確保についてでは、道路管理者と警察による合同点検を実施するとともに、保育園や幼稚園等の幼児等の安全を図る対策の必要性等を警察と協議して検討を実施されたい。同じく、6月18日付で、未就学児が日常的に集団で移動する経路等の交通安全の確保についてでは、対象施設、幼稚園、保育所、認定こども園等が抽出した危険箇所について、対象施設関係者、所管機関、対象施設を所管、または担当する機関、道路管理者、地元警察が合同で点検すること、点検実施後、これらの関係機関で協議し、対策必要箇所における対策案の検討及び実施を関係機関だけでなく、地域の関係者や学校関係者等にも適宜参画いただき、より効果的な対策となるよう留意することと通知が来ています。

当市におきましては、平成24年4月に、京都府亀岡市で起こった登校中の児童等の列に車両が突っ込み死傷した事故などを受けて、教育委員会では児童生徒が安全に通学できるよう緊急合同点検を実施しました。その後も継続して、毎年夏休み期間中に道路管理者である市事業部、那賀振興局建設部や岩出警察署、学校関係者等と連携を図り、危険箇所の改善に努めております。ことしは7月4日と5日に予定してございます。

このたびの通知を受けて、新たな点検箇所の依頼があれば、今までと同様に関係者による合同点検を実施し、対策必要箇所における対策案の検討を行い、実施して

まいります。

○田畑議長 再質問を許します。

福山晴美議員。

○福山議員 岩出市内でも、時折、子供たちがお散歩している姿とか見かけることがあるんですけども、そんなときは、本当に子供たちの無邪気な笑顔、それと反対というか、それを見守る保育士さんについては、本当に真剣な表情で子供たちを守って、そうして散歩されているわけです。

岩出市においても、こういうふうに未就学児です。保育所、こども園、幼稚園児が、日常的に集団で散歩などしているところがあるのでしょうか。

それから、もう1点、教育委員会では、平成24年から合同で安全点検をしていますが、市道関係でいいので、過去に点検を行った箇所、また、その点検を踏まえて対策した箇所及び内容について御答弁ください。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○前芝生活福祉部長 福山議員の未就学児が日常的に集団で散歩していますかという問いについてお答えいたします。

市内4保育所、3こども園、2幼稚園に確認しましたが、日常的に散歩しているコースというのは特にございませんが、月に二、三回程度、園外活動を実施しているということでございます。

○田畑議長 教育部長。

○湯川教育部長 福山議員の再質問にお答えいたします。

市道で合同点検を行った箇所でございますが、平成24年度は9カ所、平成25年度、8カ所、平成26年度、9カ所、平成27年度、16カ所、平成28年度、7カ所、平成29年度、6カ所、平成30年度、7カ所を実施してございます。令和元年度は7カ所予定をしてございます。

また、対策を行った箇所につきましては、平成24年度、9カ所、平成25年度、7カ所、26年度、9カ所、27年度、13カ所、28年度、5カ所、29年度、5カ所、平成30年度、7カ所で、対策した内容につきましては、防護柵の設置、路面標示、注意喚起標識の設置、側溝へのふたかけなどを実施してございます。

なお、市道山西国分線の歩道設置や交差点の改良は、現在も事業中でございます。

○田畑議長 再々質問を許します。

(なし)

○田畑議長　これで、福山晴美議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いいたします。

福山晴美議員。

○福山議員　続きまして、2点目、市民プールの運営についてです。

1番目、市民プールの運営について質問いたします。

堀口プールと東公園プールの老朽化に伴い、2つのプールを廃止して、今回、総合体育館の南側駐車場に新しいプールが完成し、使用開始されました。トレーニングルームについては、新しいトレーニング機器を取りそろえ、2月からオープンし、たくさんの方が利用され、多くの喜びの声を聞いています。

先日、プール施設内覧会に行ったとき、利用されている方が、ここに来ると健康にもいいんだけど、友達ができて本当に来るのが楽しみなんです。いい居場所づくりになっているんですと言って、笑顔で話してくれたのがとても印象に残りました。

7月1日から新プールがオープンになって、市内の子供たちも本当に楽しみにしていたことだと思います。今回は、過去の事故を繰り返さないためにも、新プールのオープンをどのようにして迎えたのか、何点か質問したいと思います。

まず、事故を起こさない、起こさせないために、基本的に必要なものはプールの安全管理マニュアルであります。安全な運営をしていくためのロードマップとなるものですので、マニュアルに書いてあることは忠実に実行することが求められるということは言うまでもありません。

堀口プールと東公園プールのときは、そのプールに合わせた安全管理マニュアルが作成されていたと思いますが、今回の新しいプールは、旧プールとは、形状も含めていろんな部分で違いがあると思います。したがって、過去の管理マニュアルから新しいプールに合ったマニュアルに見直し、新しいマニュアルに基づいて管理していくことが求められます。

安全管理マニュアルについて見直しを行ったかどうか。また、見直しを行ったのであれば、どのような点を見直したのか、具体的にお聞きします。

次に、監視体制であります。

プールの面積等に余り違いはないと思いますが、形状が変わったことにより監視員がどこに立って、どの場所を監視するのか、当然変更があるものと考えますが、この点についても、どのような監視体制を構築しているのか、具体的にお答えください。

どのようにすばらしいマニュアルがあっても、それを実行するのは人間、人であ

ります。絵に描いたもちにしては何もなりません。監視員として必要人数を募集していることとは思いますが、マニュアルを読むだけでは徹底した管理体制は構築できません。オープンまでの間に監視員に対する徹底した研修が必要であったと考えますが、この点についてどのような研修を行ってきたのか、お聞きいたします。

次に２番目、旧プールの活用について質問いたします。

今回質問したいのは、旧プール跡地の活用についてであります。というのは、市民の方々から、あの跡、どうするんよという声をよく聞いたりしていたのですが、堀口プールについては、交通公園等の公園機能は残して、災害時の一時避難所となる防災公園としての整備をするということですので、一日も早い完成をお願いしたいものであります。

ただ、東公園プールについては、今回お話がなかったのですが、恐らく検討されていることと思います。今後の活用方法として、施設を壊して新しい施設をつくることも１つですが、極端な言い方をすれば、市財政を考慮して、民間等に貸し出して収入を得るというのも１つの方法と考えますが、現段階において活用方法を考えていることがあればお答えください。

○田畑議長　ただいまの２番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長　福山議員の市民プールの運営につきまして、１点目、新プールの運営体制についてお答えいたします。

市民プールにつきましては、堀口プール、東公園プールの老朽化等により廃止し、総合体育館南側の駐車場に新しい市民プールを建設してございます。７月１日からオープンいたしました。

１点目、新プールの運営体制についてですが、議員のご質問にもありましたが、新プールのオープンに当たり、最大の課題は事故を起こさない、起こさせないことであり、運営に当たる全ての職員が過去の事故を風化させないということでございます。その根幹となるのが、安全管理マニュアルの徹底と認識してございまして、新プールの形状や機能に準じたマニュアルの見直しとともに、監視体制の構築にあると考えてございます。

安全管理マニュアルの見直し点を申し上げますと、営業期間中の管理運営では、入場者数の制限を設け、利用者の安全確保に向け、利用状況により入場制限を行うとしてございます。これはロッカー数が、男女とも１２０の計２４０ということで、めどとして２４０人を超えた場合は制限することとしてございます。

また、熱中症の予防対策としまして、小まめな水分補給と休憩について注意喚起を行い、水温と気温の合計が65度以上、超えた場合は、原則水泳中止といたします。

遵守事項では、事故防止の観点から、45分置きに5分の休憩タイムをとることとし、よりプールの状況などを把握できるように見直してございます。

また、監視体制につきましては、プールの形状に合わせて監視位置を定め、監視に当たっては、ゾーン監視として監視する場所などを指定して、監視に当たることとしてございます。

また、議員ご指摘のとおり、安全管理マニュアルが絵に描いたもちでは何にもなりません。監視員につきましては、6月26日、安全管理マニュアルの研修とともに、那賀消防組合による救急救命、AED操作方法などの講習会を実施してございます。

なお、職員においては、昨年11月に、新プール開場に向けてプール衛生管理者講習会の受講や、7月、8月におきましても定期的に受講した研修内容や安全管理マニュアルの復習を行い、常に高い危機意識を持って管理運営に当たるように心がけております。

いずれにしましても、夏休みに入りますと、大勢の子供たちがプールに来られると思います。絶対に事故を起こさない、起こさせないよう徹底してまいります。

次、2点目、旧プールの活用についてお答えいたします。

堀口プールにつきましては、災害発生時に一時避難場所としての機能を備えた防災公園として整備予定でございます。

また、東公園プールにつきましては、結論から申し上げますと、現段階においては検討中でございます。

市の財政事情を基本に、公共施設の地域性、必要性、また周辺の家屋等の状況を踏まえ、結論を出していく考えでございますが、東公園は都市公園に指定されており、建築物の建設への制限や埋蔵文化財包蔵地であるということも検討材料ということでございます。

いずれにしましても、引き続き検討を進め、結論を得たいと考えてございます。

○田畑議長 再質問を許します。

福山晴美議員。

○福山議員 ご答弁いただきました。過去の事故を風化させないという言葉がありましたが、本当にそのとおりであると思います。

今回、私は、プールを運営していくと、担当部局だけではなくて、今はいろんなところで考えられないことが起こるかもしれませんので、市の職員さん全員がほか

の公共施設においても、ちょっとしたことが事故につながる可能性があるということと考えながら、施設の管理運営にどのように向き合っていくとか、大変重要なことでありますので、一人一人が強く認識していただきたいと思います。

新プールのオープンに向けては、安全管理マニュアルの見直しも行い、オープンから逆算して着々と準備を進められてきたとのことですので、安心いたしました。オープン期間中は、一日も気が抜けない日が続くと思います。しっかりとした管理体制に基づき、事故のないプールの運営を期待しておりますので、頑張ってくださいと思います。

旧プールについては考えていることはあるが、まだ具体化はしてないというようなことですので、いずれにしても、市民の皆様方の理解が得られる活用方法を検討していただきたいと思います。

この点についても今後の進展を期待しております。

それからもう1点、旧プールの2つが閉鎖されて1つになったことで、利用される人が、本当に殺到するのではないかと思います。そうした場合の安全確保についてお聞きしたいと思います。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長 再質問にお答えいたします。

先ほどもお答えしましたが、プール運営に当たりましては、利用者の安全確保が何よりも重要であります。利用者が殺到した場合、プールの入場制限を行うということで、利用者の安全確保に努めてまいります。

○田畑議長 再々質問を許します。

(な し)

○田畑議長 これで、福山晴美議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問をお願いします。

福山晴美議員。

○福山議員 3点目、市民の生涯学習活動についてです。

岩出市では、毎年、体育の日には市民運動会、文化の日には文化祭を開催しており、多くの市民の皆様方が参加し、市民運動会では多彩な種目に、子供さんも含めて多くの市民の方々に参加していただいております。

文化祭では、文化協会さんを中心に、さまざまな作品、展示、芸能発表、また、ふれあい広場では各種団体さんによるバザーも行われ、岩出市を代表するイベント



として、私も毎年参加させていただき、大変楽しみにしております。

しかし、最近の状況を見ていると、両イベントとも、参加人数や展示作品が少なくなっているように感じられ、寂しい気持ちになります。何年か前までの文化祭では、子供さんを中心にして、親子連れが多かったように感じています。平成27年には国民のスポーツの祭典として開催された国民体育大会では、本市はバドミントン、ハンドボール、ボーリング競技が開催され、大いに盛り上がりました。ことしは11月にねりんピックが、岩出市ではペタンク競技が開催されます。

文化面では、何年後かに国民文化祭が和歌山県で開催されると聞いておりますが、私はこういった全国イベントを誘致する目的の1つには、大会をきっかけとして、いかに多くの方々にスポーツや文化について理解をしていただき、自分も参加したいと思わせることで、市民の皆様方の生涯学習意欲の向上につなげていくことだと考えます。特に文化面については、岩出市の文化の祭典である文化祭、もっと多くの市民の方々に文化活動に参画していただき、岩出市の文化の発展と市民の皆様方の生きがいつくり、生涯にわたる学習意欲を高めていくような取り組みが必要ではないかと感じています。

そこで、まず現状についてお聞きいたします。ここ最近の文化祭参加人数推移と出品作品数、文化活動団体数と構成員数の推移、また、市民の文化活動として、こういった活動が好まれているのか。もちろん個人個人の好みがあるとは思いますが、例えば、市主催の文化教室等の中で、市民の要望や時代に合わせて新しい教室もできていると思いますので、そういった面での取り組みについてお聞きします。

次に、現状は現状として、生涯学習を推進していく上において、さまざまな活動に参加していただく市民をいかにふやしていくか問われます。生涯学習活動が盛んになればなるほど、文化祭だけでなく、市が実施するイベント等への参加人数もふえてくるかと思います。そうした意味で、生涯学習に参加する市民、文化活動に参加する市民をどのようにふやしていくのか、この点について具体的に取り組んでいくことがあればお答えください。また、今後のこととして、どのような方針を持っておられるのか、あわせてお聞きいたします。

○田畑議長　ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長　市民の生涯学習活動について。

まず1点目、文化祭の動員人数とスポーツ・文化活動団体の推移について、それから2点目、ふやしていく手だてと今後の方針ということで、一括してお答えいた

します。

文化祭の入場者数ですが、平成28年度で1万8,103人、平成30年度が1万8,232人でございまして、平成29年度は、台風接近に伴う警報発令により2日目が中止になったことから4,475人となっております。

出品数につきましては、一般展示で、平成28年度が418件、平成29年度、422件、平成30年度、411件で、入場者及び出品数については横ばいの状態でございます。

文化協会加入団体及び会員数は、平成28年度、42クラブの968人、平成29年度、43クラブの916人、平成30年度、40クラブの873人ということで、減少傾向にあります。

スポーツ少年団の団数は19団となっており、ここ数年、増減はございません。団員数は、平成28年度で627人、平成29年度で654人、平成30年度で714人ということで、これは増加傾向にあります。

体育協会は、平成28年度、61団体、1,654人、平成29年度、56団体、1,444人、平成30年度、59団体、1,531人で、これも横ばいということでございます。

ふやしていく手だてとしましては、文化祭では、これまで実施してきた作品展示や芸能発表などは継続しつつ、ただ、観覧するだけではなく、体験していただける場を設けるなど、市民の方に来ていただける内容を引き続き検討してまいります。

文化協会会員につきましては、各クラブに体験教室の実施や文化祭などの機会を利用してのPRなど、クラブ活動の推進と会員の増員に向け、各クラブと調整を図りながら積極的に支援を行ってまいります。

また、スポーツ少年団、体育協会につきましても、事務局として各団体と連絡調整を図り、体験教室の実施や新広報、ウェブサイト等においてスポーツの魅力を発信することで、各種教室のさらなる充実、市民が行ってみたいと思えるようなきっかけづくりとなるように努めてまいります。

○田畑議長 再質問を許します。

福山晴美議員。

○福山議員 今、価値観が多様化している現状において、多くの市民が参加したいと思える活動というものがどこにあるのか、答えというのはなかなか難しいものと思います。やはりさまざまな種目を提供して、総合的にふやしていくことも求められると考えますが、答弁にあったように、現在実施している各種教室等をさらに進化させるということも1つの方法であるかと思います。1つの種目に参加する市民をふやしていくことで、全体数が上がるということもありますので、そういった取り

組みも進めていただきたいと思います。

余生をどのようにして過ごしていくか。人生100年、人生を楽しむ1つとして、何かに取り組む、やる気イコール楽しみを持つことが本当に大事であると考えます。ここ最近、高齢者の事故も多くて、そのためだけではないんですが、免許を返納される方がふえております。そのために行動範囲が狭くなって、孤独感や寂しさを感じている人もたくさんおられます。そうならないように、そういう立ちどまりをしないようにしなければならないと考えます。

今後、さらに少子高齢化が進む中において、私は大きな課題の1つであると思っています。自由な時間や余暇をいかに健康で充実して過ごせるか。逆に言えば、そういった方々に視点を当てた取り組みも必要になっているんだと思いますので、こういった点を踏まえて、今後の取り組みに生かしていただきたいと思いますので、お答えをいただきたいと思います。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長 福山議員の再質問にお答えいたします。

どう改善していくのか、方針はということですが、文化面、スポーツ面におきましては、できるだけ参画してもらえるように、さらにイベント等の内容の充実を図ってまいりたいと思います。その中の1つとしまして、文化祭の出品作品につきましては、市外の方でも直接搬入・搬出していただける方であれば出品可能とし、広報紙に出品申込書を添付したり、ファクス、郵送申し込みも可能とし、気軽に申し込んでいただけるようにしてございます。

また、これまで1人1点ということで出品の規定がございましたが、ことしから種目ごとに1人1点ということで見直しまして、出品数増を図っていきたいと考えてございます。

また、今後、文化祭において、文化協会加入クラブの活動について紹介できるコーナーを設置するなど、市民の方にクラブの周知を図っていきたいと考えてございます。

それから、スポーツ少年団体育協会においては、1日体験会などのスポーツに気軽に触れ合えるイベント等の実施を各団体と連携して図ってまいりたいと考えております。

また、アスリートクラブにおきましても種目別に開催するなど、中身の充実に努め、参加者の増に努めてまいります。市民参加イベントの参加者が減少傾向にある

ことから、イベントの魅力向上はもちろんのこと、文化やスポーツに興味を持って体験していただくきっかけづくりというのが重要になるということから、それぞれの分野での参加者の拡大を目的とした体験教室、これも実施してまいりたいと考えてございます。

○田畑議長 再々質問を許します。

(な し)

○田畑議長 これで、福山晴美議員の3番目の質問を終わります。

以上で、福山晴美議員の一般質問を終わります。

通告2番目、7番、福岡進二議員、発言席から一問一答方式で質問を願います。

福岡進二議員。

○福岡議員 おはようございます。

7番、ネット岩出、福岡進二です。議長の許可を得ましたので、通告に従い一問一答方式で一般質問を行います。

今回は、投票率の向上と化学物質過敏症についての2点、お伺いいたします。

まずは投票率の向上についてであります。

平成30年11月執行の和歌山県知事選挙では、当市の投票率は30.94%、また、平成31年4月執行の和歌山県議会議員一般選挙では36.57%と、県下最低の投票率となっております。この低投票率につきましては、さまざまな要因が考えられますが、一概に行政の取り組みだけを検証するだけでは打開策にはつながらないと理解していますが、今月には参議院選挙が控えておりますので、選挙管理委員会においては、市民の皆様の関心を高めていただけるよう一層推進していただきたいと強く感じているところです。

そこで1点目、投票率向上へ向けた選挙時及び選挙時以外の時間に取り組んできた投票率の向上の対策等についてお答えください。

次に2点目、県下最低となった県議会選挙の投票率について、選挙管理委員会の所見と投票率が上がらない原因はどのように考えているのか、お答えください。

次に3点目、公職選挙法の一部改正により、選挙年齢が満20歳以上から満18歳以上に引き下げられました。これにより若い世代が政治に参加することができるようになりました。そこで、両選挙のそれぞれの10代、20代の投票率についてお答えください。

次に4点目、全国的に同じような課題を抱えている中、投票率向上への対策については、地域の実情を踏まえたさまざまな取り組みが行われております。総務省に

において投票環境向上に向けた取り組み事例集が公表されておりますが、共通投票所の設置や期日前投票の投票時間の弾力化、有権者の利便性の高い商業施設等への期日前投票所の設置、移動期日前投票所の設置など、工夫した取り組みが展開されています。岩出市としても、期日前投票が増加していると聞いておりますが、両選挙の期日前投票率と全体から見た期日前投票率の割合についてお答えください。

次に5点目、和歌山県知事選挙では、当市の投票率は30.94%と申しましたが、このままでいくと投票率が下がり続けていくということになりかねないと思います。投票率向上のため新たな施策に取り組む必要があると思いますが、今後どのような取り組みを考えているのか、お答えください。

○田畑議長　ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

行政委員会事務局長。

○中西行政委員会事務局長　福岡議員の投票率向上についてのご質問にお答えいたします。

1点目の選挙時及び選挙時以外の取り組んできた対策についてでございますが、選挙時には、選挙期日や期日前投票所の制度の周知、これに重点を置いて啓発に取り組んでおります。まずは啓発チラシを作成し、新聞折り込みによる各戸への配布、また市内放送やメール配信サービス、市の広報紙やウェブサイトの活用、公共施設への懸垂幕・横断幕・のぼりなどの掲出、公用車への選挙期日を周知するマグネットシートの張りつけ、また広報車での啓発音源放送による巡回、また商業施設での啓発物資配布による街頭啓発等々を行っております。

次に、選挙時以外では、若者の政治や選挙に対する意識の低さが指摘されている中、主権者教育の充実が重要であると考え、学校現場において模擬投票などを行う出前講座、これを県の選挙管理委員会が実施する出張県政お話講座、これを活用して実施しております。実施に当たっては、選挙で実際に使用する投票箱や記載台、投票用紙の枚数を数える計算機なんかも使用し、これらに実際触れていただくことで、選挙を身近なものに感じてもらえるよう工夫をしております。また、投票率について、岩出市の現状を知っていただくため、県内他市との比較や投票所ごとに比較した資料、こういうのを作成し、市政懇談会や区自治会長会議などで周知に努めてございます。

次に2点目、県議会議員選挙の投票率についての所見と原因についてであります。県議会議員選挙は、市長選挙や市議会議員選挙と同様、岩出市を1つの選挙区として執行される身近な選挙でありながら、年々投票率が低下していることは非常

に残念であり、憂慮すべき問題であると考えてございます。原因として考えられることは、選挙の争点、また当日の天気、こういうものにも左右されますが、投票率が低いとされる若年層の比率が岩出市は高いということ、こういうことも影響していると考えます。そのほか投票率が低い理由として、一般的には政治への無関心、政治への不信、支持対象がいない、投票しても何も変わらないという諦めなどを理由とする方々が年々増加していると言われていているところでもあります。

次に3点目、10代、20代の投票率についてであります。年代別の投票率につきましては、市全体の投票率に近い1つの投票所、これを抽出して調査を行ってございます。その調査結果で申し上げますと、まず、平成30年度に執行されました県知事選挙では、10代が23.68%、20代が14.29%、次に31年に執行されました県議会議員選挙では、10代が20.78%、20代が19.22%となっておりまして、他の年代と比べても低くなっているという状況でございます。

次に4点目、期日前投票についてであります。その割合につきましては、まず平成30年度の県知事選挙の対有権者に対する割合は9.70%、対投票者、実際投票された方の中での期日前投票の割合です。対投票者は31.34%となっております。次に、31年の県議会議員選挙で申し上げますと、対有権者が10.34%、対投票者で申し上げますと、28.28%となっております。期日前投票については、制度の周知、これが図られてきたこともあって、利用する人の数は年々増加の傾向にございます。

最後に5点目、今後の取り組みについてであります。投票率の向上につきましては、一朝一夕で解決する問題ではなく、地道な活動を継続して行うことが必要であると考えてございます。これまでの取り組みを引き続き実施するとともに、先ほど議員からご提言もいただきました総務省の示す事例、また他市町村の状況も参考にさせていただき、岩出市として取り入れられるものは取り入れ、また改善すべきものは改善しながら、効果的な啓発活動に努めてまいりたいと、このように考えてございます。

○田畑議長 再質問を許します。

福岡進二議員。

○福岡議員 先ほども申し上げましたが、今月には参議院選挙が控えております。これ以上投票率を下げることはできないと思いますので、投票率向上対策について再質問いたします。

3点目について、若年層への投票率向上への対策については、かかわりを持つと

ということで、関心を高めていただくことが大切であると考えています。

そこでお尋ねいたします。出前講座等を実施していると聞いておりますが、岩出市内では、那賀高等学校がありますので、若年層への投票率向上対策として、どういう活動をされているのか、お答えください。

次に4点目について、先ほどの答弁で、期日前投票率がアップしているとのことでしたが、現在、岩出市の期日前投票所は市役所のみであり、例えば、あいあいセンターでの開設や、先ほども総務省の事例を出させていただきましたが、有権者の利便性の高い商業施設等への期日前投票所の設置や投票所に行くことができない高齢者の対策の1つとして、車による移動投票所を設けるなどの整備ができないのか、お答えください。

○田畑議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

行政委員会事務局長。

○中西行政委員会事務局長　福岡議員の再質問にお答えをいたします。

まず1点目、若者向けの取り組みということであつたかと思います。

まず選挙時では、衆議院の解散などの急な選挙以外では、若い世代の方に選挙に対する関心を高めるとともに、親しみのある投票所づくり、これを目指して、18歳から30歳代までの方を対象に、投票所での立会人の募集をしております。立会人の経験をすることで選挙を身近に感じ、関心を持っていただくきっかけになっていると、このように考えてございます。

また、小さなお子さんを持つ保護者、この保護者の投票を促すことを目的として、折り紙やしゃぼん玉といった子供向けの啓発物資、こういうのも作成し、保育所や幼稚園を通じて配布し、家庭に持って帰って親御さんに見せていただくというような取り組みも行っております。

また、選挙時以外では、満18歳となって初めて選挙人名簿に登録された人、この人全員に投票に参加できるようになったことのお祝いとその権利を積極的に行使するとともに、1票の権利を大切に使ってほしいというメッセージを記したはがき、これをつくらせていただいて、はがきを発送して、選挙への関心を高める啓発に努めております。明るい選挙のイメージキャラクター「めいすいくん」が、あなたが主役ですというふうに訴えかけるものとなっております。

そのほか先ほど申し上げました出前講座につきましては、高校生も対象とされているところで、岩出市内の那賀高校では、毎年、2年生を対象に実施しているところでございます。

もう1点、期日前投票所の増設や移動投票所の実施の考えはということであったかと思います。

期日前投票所の増設や移動投票所の実施につきましては、選挙管理委員会といたしましても検討してきたところでありますが、商業施設等への設置については、岩出市には適当な施設がないということ、次に、移動投票所については、高齢者などの移動手段がない人への対策というよりは、投票所の統廃合に伴う僻地対策という側面が大きいという、こういうこともありまして、現在のところ実施する予定はございません。

しかしながら、先ほど答弁いたしました、期日前投票の利用者が増加傾向にあることから、期日前投票所の増設については、やはり引き続き検討すべき課題と捉えているところであり、投票日当日の投票時間の見直し、また投票所の統廃合、こういうのもあわせて総合的に検討してまいりたいと、このように考えてございます。

○田畑議長 再々質問を許します。

(なし)

○田畑議長 これで、福岡進二議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いいたします。

福岡進二議員。

○福岡議員 次に2番目、化学物質過敏症についてお伺いいたします。

現在、私たちの社会は、さまざまなアレルギーに悩まされております。アレルギー疾患は国民の約5割が罹患する国民病と言われており、花粉症などアレルギー疾患は年々増加しております。そんな中、住民の方から化学物質過敏症により悩まされているとの相談を受けました。化学物質過敏症とは、何らかの化学物質に対して突然発症すると言われ、頭痛や目まい、吐き気といった多岐にわたり、日常生活に支障を来すものであり、原因ははっきりしないことから、いつ、誰もが化学物質過敏症になる可能性があると言われております。相談を受けたときも、帽子にマスクといったいでたちで、日常生活に支障を来し、大変苦しんでいる様子で、心を痛めたところであります。

そこで1点目として、岩出市においては化学物質過敏症の患者の方の実態数について把握しているのか、お伺いしたいと思います。

そして2点目として、現在の社会において、根本的な解決が難しい状況である中、こういった症状で苦しんでいる方がいるということを啓発して、市民理解を深めていく取り組みも必要ではないかと考えていますが、市の考えをお聞かせください。



次に３点目は、受動喫煙に対する対策として、2020年４月から健康増進法の一部改正が全面施行されますが、学校、病院といった行政機関については、本年７月１日から敷地内禁煙が義務づけられたところであります。

子供や喫煙習慣のない方にとっては、受動喫煙を完全に防げることであり、大変喜ばしいことであります。しかし、一方で、喫煙される方に対しても、一定の配慮が必要であり、厚生労働省が発表している健康増進法の概要に、屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができるという注意書きが示されていることから、対応が大変難しいと思われれます。

そこで、本年７月１日から岩出市における対応についてどのように考えているのか、お伺いしたいと思います。市役所庁舎、総合体育館、あいあいセンター、各公民館において、どのような対応となるのか、お答えください。

○田畑議長　ただいまの２番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○前芝生活福祉部長　福岡議員ご質問の化学物質過敏症について、１点目、２点目についてお答えさせていただきます。

まず１点目、患者数を把握しているのかについてお答えします。

化学物質過敏症とは、身の回りにあるさまざまな製品に含まれる微量の薬物や化学物質が原因で、身体的・精神的な症状があらわれるもので、個人差が大きいと言われております。化学物質の摂取所要量と同様に、発症原因や症状、その進行、回復速度や度合いも多種多様でございます。

また、症状については、化学的・疫学的な立証を経たものが少なく、さらに微量の化学物質が多彩な症状を引き起こしているという客観的な証拠がなく、化学物質過敏症と診断されることも難しい現状があります。

そのような中、正確な患者数を把握することはできていません。しかし、岩出市においても化学物質過敏症で相談に来られる方はおられます。市としましては、その方の事情を配慮して、体調により電話やファクス、来所による相談を実施しております。

次に２点目についてですが、啓発していく考えはについてです。

化学物質過敏症は、強い香料などに反応する臭覚過敏や神経質な人と認識されがちであります。香料を抑えたり、適量以下なら大丈夫と受け取られてしまうところがあります。しかし、定量以下のほんのわずかな化学物質に対しても、繰り返し体調不良を引き起こす病気であり、誰でも発症リスクがあることなど、正しい知識が

周知されることが望ましいと考えております。

市民への啓発については、市広報に化学物質過敏症も含んだアレルギー疾患についての特集を掲載するなど、周知啓発に努めていきたいと考えてございます。

○田畑議長 総務部長。

○大平総務部長 福岡議員ご質問の3点目、受動喫煙対策について、市役所の対応はということで、市役所の庁舎、総合体育館、あいあいセンター、各公民館について、お答えいたします。

受動喫煙対策については、健康増進法の改正に伴い、施設管理者は望まない受動喫煙を防止するために必要な措置を講じなければならないとされております。

あいあいセンターにつきましては、本年4月1日から既に敷地内禁煙としております。市役所の庁舎につきましては、7月1日より駐車場を含めた敷地内禁煙となっております。ただし、喫煙者が一定程度いる現状を踏まえ、望まない受動喫煙を防止する屋外喫煙所を3カ所設置しております。各公民館、総合体育館及び市立体育館の屋内につきましては全室禁煙としておりますが、7月1日から敷地内全面禁煙となる第1種施設とはなっておりません。現在、屋外に灰皿を設置し、望まない受動喫煙防止の観点から、出入り口から離れた場所に設置しておりますが、改正健康増進法の趣旨を踏まえ、設置場所の再検討等を行うなど、受動喫煙の防止に努めてまいります。

○田畑議長 再質問を許します。

福岡進二議員。

○福岡議員 岩出市においても相談に来られている方がいるということで、正しい知識が周知されることが望ましいという認識をお持ちをいただいていることですので、1点伺いたいいたします。

市の広報で周知・啓発に努めていきたいとのことですが、さらに化学物質過敏症について、啓発を広げていく方法の1つとして、ポスターやチラシ、市のウェブサイトを利用し、市民の方への啓発していく考えはどのようにでしょうか。

また、市の職員の方に対しても研修等により、啓発していく考えはあるのかどうか、お答えください。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○前芝生活福祉部長 広報に掲載していただけるのかというご質問等について、お答えさせていただきます。

まず、職員の周知につきましては、化学物質過敏症についての情報共有をしてまいりたいと考えてございます。

なお、チラシ、ポスターについては、現在のところ考えてございませんが、市の広報同様、市ウェブサイトにおいては周知・啓発に努めてまいりたいと考えてございます。

○田畑議長 再々質問を許します。

(なし)

○田畑議長 これで、福岡進二議員の2番目の質問を終わります。

以上で、福岡進二議員の一般質問を終わります。

通告3番目、13番、奥田富代子議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いします。

奥田富代子議員。

○奥田議員 13番、奥田富代子です。議長の許可を得ましたので、通告に従い一問一答方式で質問させていただきます。

今回は、生活困窮者自立支援事業についてとプラスチックごみ対策についてです。

まず初めに、1番目の生活困窮者自立支援事業についてですが、ことは生活困窮者自立支援制度が始まってから4年目になります。この制度には必須事業と任意事業の分類があり、その実施選択は、自治体に委ねられています。法施行の目標は、生活困窮者の自立と尊厳の確保と生活困窮者、自立支援を通じた地域づくりとなっています。これは社会から孤立した人々が、みずから抱える複合的な課題を解きほぐし、活動的な参加と就労によって生活を向上させ、自己肯定感を回復させる手助けをする。また、支援によって地域の活力、つながり、信頼を強めていく、そのような効果が期待される事業です。

1点目として、市における生活困窮者自立支援制度に対する考えをお伺いいたします。

次に、過去3年間の相談件数をお教えてください。

3点目、これまでにどのような取り組みを行ってきたのかをお伺いいたします。

○田畑議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○前芝生活福祉部長 奥田議員ご質問の1番目、生活困窮者自立支援事業についてお答えします。

1点目の生活困窮者自立支援制度に対する考え方ですが、この制度は、さまざま

な事情により生活や仕事にお困りの方に対して、支援員が相談者に寄り添い、解決策を一緒に考えながら支援を行うものです。事態が深刻化する前に早期の支援を行うことで生活を立て直し、生活困窮からの脱出を図ることを目的としています。市としましては、この制度が生活保護に至る前の段階でのセーフティネットの役割を担い、生活困窮者を支える制度として重要であると認識してございます。

2点目の過去3年間の相談件数についてですが、平成28年度、9件、平成29年度、8件、平成30年度、6件となっております。なお、そのうち相談を経て自立に至った件数は、平成28年度、4件、平成29年度、2件、平成30年度、5件でございます。

3点目のこれまでにどのような取り組みを行ってきたのかにつきましては、市では、平成27年4月から生活困窮者の相談に応じ、自立支援計画の策定や就労支援を行う自立相談支援事業と離職により住居を失った、または失うおそれの高い生活困窮者に対する住居確保給付金の支給の2事業を実施しております。

生活困窮者は社会的に孤立し、みずから支援を求めることが困難な場合があるため、民生委員、児童委員等と連携を図りながら、その対象となり得る方の早期の情報把握に努めてまいりました。また、ひとり親家庭で、特に経済的に困窮していることがうかがえる場合、暮らしや生活に関する相談に応じ、関係機関と連携を図りながら、ひとり親家庭の就労や福祉資金貸付の相談等、情報提供を行っているところ です。

今後も効果的な支援を行うため、関係機関と連携を図ってまいりたいと考えてございます。

○田畑議長 再質問を許します。

奥田富代子議員。

○奥田議員 相談件数をお伺いいたしましたが、相談件数というのは自治体の取り組みの状況が如実にあらわれる数字なんですけども、28年度は9件、29年度は8件、30年度、6件とお答えいただきました。数字的にはかなり少ないと感じます。生活に困窮している方は、実際はこの数字よりももっと多いことが予想されますが、困窮していても相談窓口につながらないというのが現状ではないでしょうか。

私は厚生文教常任委員を務めさせていただいておりますが、本年5月、委員会で神奈川県座間市の生活困窮者自立支援「断らない相談支援」を視察してまいりました。その中で相談を集めてこなければ地域の実態が見えてこない、相談を集めるための工夫を伺いました。これは大事なことだと思いつつ同時に、岩出市でも取り入

れることができるのではないかと思います。

それはどういうことかといいますと、庁内の連携の取り組みという点です。例えば、国民健康保険を滞納している方に督促状を送る際には、自立支援相談のチラシを同封します。滞納の理由が生活困窮状態のためというのであれば、自立支援相談窓口につなげていくわけです。直接生活困窮者自立支援窓口に行くことがなくても、税金の相談や子供に関する相談などで、支援すべき対象者が見えてくることもあります。

その機会を逃さないためにも、市職員を対象に研修を行い、生活困窮者自立支援を全職員で理解し、困っている方を相談窓口につなげていくということが重要と考えます。

そこで、市でも庁内が連携し、生活困窮者を把握する、庁内横断的な取り組みをしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

次に、先ほどのお答えで、生活困窮者の相談に応じ、自立支援計画の策定や就労支援を行う自立相談支援事業と住居確保給付金の支給の2事業を実施していると伺いました。住居確保給付金の支給実績を伺います。

最後に、広報についてですが、生活困窮者が聞いてもらおう、相談してみようと思えるような案内を載せていただきたいと思います。いかがでしょうか。

座間市では、広報に生活困窮者という文言を使用しないそうです。それは生活困窮者という文言を入れるとハードルが高くなり、相談につながりにくいと考えたからだそうです。さまざまな理由で生活困窮状態にあっても、どこへ相談すればいいのかわからない方はたくさんいると思います。相談がふえれば職員の方は大変かもしれませんが、生活保護に至らず、自立につながれば扶助費の抑制にもつながります。そして、何よりもサーチライトを当て、照らすように、生活困窮者を見つけ手を差し伸べる、誰も置き去りにしない岩出市であることを期待します。

○田畑議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○前芝生活福祉部長　庁内連携し、生活困窮者を把握する取り組みについて進めてはどうかという点についてでございますが、生活困窮者につきましては、失業者、多重債務者、ホームレス、ニート、引きこもりなど、さまざまな課題を抱える方が考えられ、その相談先は多岐にわたります。

その際、市に対し、生活困窮に係る不安や心配事の相談等があれば、受け付けた課・室から生活困窮者担当者窓口につながるように、今後も連携を図ってまいりたい

いと考えてございます。

次に、住居確保給付金の支給実績はどうかということですが、平成28年度、3件、8万7,400円、平成29年度はゼロ件でございます。平成30年度は1件で11万4,000円となっております。

3点目の生活困窮者が聞いてもらおう、相談してみようと思えるような広報、案内をということでございます。

生活困窮者自立支援制度につきましては、現在、市のウェブサイトで周知しているところですが、生活困窮者の多くは地域から孤立し、支援が必要な人ほど、みずから助けを求める声を発することが少ない傾向にあると考えられます。生活困窮者を取り巻く民生委員児童委員などの方々への情報提供も大切であると考えてございます。より多くの方に市広報を読んでいただけるよう工夫し、さらにわかりやすい広報、案内を目指してまいりたいと思います。

○田畑議長 再々質問を許します。

(な し)

○田畑議長 これで、奥田富代子議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

奥田富代子議員。

○奥田議員 次に、プラスチックごみ対策についてお伺いいたします。

20カ国・地域首脳会議「G20大阪サミット」におきましては、国際的に問題となっている海洋プラスチックごみは、2050年までにゼロにするという目標の合意をしたと発表されました。このまま手を打たなければ、2050年には魚の量よりも海洋プラスチックごみのほうが多くなってしまうとの報告もあります。

プラスチック製のストローが鼻に突き刺さったウミガメの映像や海の生き物たちが餌と間違えてプラスチックごみを食べてしまうという報道は、私たち人間の身勝手さを突きつけられたようで、大変ショッキングであります。

企業によっては、いち早くプラスチック製のストローの中止を決めたところもあります。私たちの日々の暮らしの中でプラスチック素材の製品を使わない日はないと言っていいほど、生活の中に浸透しています。買い物をすれば、キャンディ1つとっても1粒1粒がフィルムで個包装され、それが袋に入っています。野菜もラップに包まれ、肉や魚はプラスチック素材のトレーに乗って、ラップで包装されています。しょうゆやみりんといった調味料類ばかりです。おかげで食品の品質が保たれたり、衛生的であったり、重宝していることも確かです。

企業にとっては、プラスチックは加工がしやすく、安価ゆえに利便性の追求のために使われてまいりました。岩出市では、プラスチックは資源ごみとして、週に1回、回収していますが、プラスチックごみの処理の現状及び今後の展開についてを1点目としてお伺いします。

次に、プラスチックごみ削減に向け、どのような取り組みをしているのかをお聞かせください。

3点目は、過去3年間のプラスチックごみの量の推移についてお伺いいたします。

○田畑議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○前芝生活福祉部長 奥田議員、2番目の1点目についてお答えします。

プラスチックごみの処理の現状及び今後の展開についてですが、近年、中国を初めとするアジア諸国のプラスチックごみの輸入規制を受け、国内でプラスチックごみの保管量が増大しております。また、環境省は、本年5月2日、市町村に対し、ごみ焼却施設等での廃プラスチック類の受け入れを積極的に検討するよう依頼するなど、プラスチックごみの処理について重要な課題であると認識しております。

本市においては、容器包装リサイクル法に基づき分別収集を実施し、プラスチックごみについては、ペットボトルとその他のプラスチック類に分別され収集しております。

処理状況では、ペットボトルについては、再生樹脂をプラスチック製品や衣類など、マテリアルリサイクルし、その他プラスチック類については補助燃料としてサーマルリサイクルしています。

本市といたしましては、国・県の動向を注視し、引き続きプラスチックごみの適正処理に努めてまいります。

2点目のプラスチックごみ削減についてですが、現在、使用済みプラスチックの一部が海洋プラスチックごみとして、地球規模での環境汚染や生態系への影響が懸念されております。このことについては国際会議で議論され、関西広域連合においても関西プラスチックごみゼロ宣言が採択されるなど、関心が高まってきており、こちらも重要な課題であると認識しております。

海や川のごみは、ペットボトルやレジ袋など、日常生活から発生するものが多く占めており、特にポイ捨てや不法投棄の防止に取り組むことが重要であると考えております。

こうしたことから、本市では、引き続き不法投棄監視パトロールやクリーン缶ト

リー運動などの清掃活動により、市民、企業、行政が一体となり、その防止に努めてまいります。

また、プラスチックごみを初め、ごみ減量化については、引き続き3R、リデュース、リユース、リサイクルを推進するため、広報いわでや市ウェブサイトなどによる啓発や小学校への出前講座、環境学習などに取り組んでまいります。

3点目の過去3年間の推移につきましては、ペットボトルとその他プラスチック類を合わせての量で申し上げますと、平成28年度では751.75トン、平成29年度では767.99トン、平成30年度では812トンとなっております。

○田畑議長 再質問を許します。

奥田富代子議員。

○奥田議員 ことは7月7日、今週の日曜日ですが、各地区で清掃活動であるクリーン缶トリー運動が実施されます。子供たちも参加して、ごみを拾い集める運動は、私たちの自然豊かな郷土を美しく保とうという気持ちを育む生きた教育と考えます。

ごみはごみ箱に捨てれば、一般ごみは焼却、ペットボトルはプラスチック繊維や衣類などにリサイクルされます。しかし、先ほどのお答えにもありましたように、海や川のごみはペットボトルやレジ袋など、日常生活から出るものが多く占めているのが現状です。

岩出市には、根来川や住吉川と何本も川が流れ、紀の川に注ぎ、海につながります。プラスチックごみは海の漂流ごみとなり、波にもまれ、次第に直径5ミリ以下のマイクロプラスチックの状態になり、海洋生物への被害はもとより、海産物や塩から人体にも取り込まれてしまう危険性があるとも言われています。

市では、ポイ捨てや不法投棄の防止のため、不法投棄監視パトロールをするなどの努力をされていますが、もう一步踏み込んで、私たちのまちからは海洋ごみにつながるプラスチックごみを捨てないというその思いの1つとして、プラスチック製品のポイ捨て禁止条例を策定してはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

和歌山県が構成員となっている関西広域連合においては、関西プラスチックごみゼロ宣言が行われました。岩出市は、和歌山県の玄関都市であります。他県から来た方が、ごみのないまち、きれいなまちと感じていただけるよう、いわでプラスチックごみゼロ宣言を他市に先駆けて行ってはいかがでしょうか。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○前芝生活福祉部長 ポイ捨て条例の制定についての考えはということでございます



が、現在取り組んでいるクリーン缶トリートメントや不法投棄パトロール等を引き続き実施することにより、市民への美化意識の向上に努めてまいりたいと考えておりますので、現在のところ、条例の制定については考えてございません。

続いて、関西広域連合では関西プラスチックごみゼロ宣言を行いました。本市のゼロ宣言の考えはということでございます。

関西広域連合において関西プラスチックごみゼロ宣言を行ったことは認識しております。内容的には、従来、本市が取り組んでいます3Rの推進やクリーン缶トリートメント、不法投棄防止パトロールなどを推進することを宣言されたものですので、市といたしましては、プラスチックごみ宣言を行うことよりも、より一層従来の取り組みを推進することが重要であると考えてございます。

○田畑議長 再々質問を許します。

(なし)

○田畑議長 これで、奥田富代子議員の2番目の質問を終わります。

以上で、奥田富代子議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午前11時から再開します。

休憩 (10時45分)

再開 (11時00分)

○田畑議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

通告4番目、15番、増田浩二議員、発言席から一問一答方式で質問願います。

増田浩二議員。

○増田議員 皆さん、おはようございます。

15番、増田浩二。議長の許可を得ましたので一般質問を行います。

今議会では、通告に従いまして市民プールの跡地利用について、岩出駅周辺の整備についての質問を行います。当局の誠意ある答弁を求めるものであります。

この市民プールの跡地利用については、現在、総合体育館の南側に新プールの建設というときに、旧プールの跡地については、今後どのような利用方法とするかをしっかりと検討を行っていききたいと、この間されてきました。

このような中で、今回、堀口の交通公園のプールの跡地については震災公園という位置づけで利用がされるという方向が打ち出されて、改修の予算も出されてきています。

まず1点目に、このような防災面を初めとした震災公園というような活用方法、こういうような形の中で、基本的なあのプールの活用方法、これを改めてお聞きをしたいと思います。

2点目に、既存の交通公園部分として、現在、堀口の交通公園は利用されています。今回、新しくプールの跡地であったこの部分と既存の公園部分については、どのような関連性を持った公園へと改善を行っていくのかと。この点を2点目としてお聞きをしたいと思います。

3点目として、地域の一時避難所的な役割を果たすということも説明がされました。備蓄倉庫等を設置するということも、この間の質疑を通じて説明をされてきましたが、震災公園というような冠をつける以上、市民に震災面での対応や避難所となる施設を建設してこそ意義がある公園となるんじゃないでしょうか。新たな公共施設面については、どのような対応をとるつもりなのかという点をお聞きしたいと思います。

4点目として、同じように廃止をされたプールとして、上岩出の市民プールというものがあります。このプールについてはどのような跡地利用を考えておられるのか。先ほど、福山晴美議員のほうからも若干ありましたけれども、改めて私のほうからも、この点についてはお聞きをしたいと思います。現時点で方向性というようなものなんかは出ているのかどうかと。

5点目として、以前からも何度も取り上げてきた問題があるんですが、上岩出プールについては、以前からも投票所というようなものが設置もされてきたという経緯なんかもございます。周辺地域にも公共的役割を果たす、そういうような施設というのが、この辺の地域にはございません。このような現状を改善する、こういうような上においても、また、現在、皆楽園が選挙の投票所として利用されているというような現状を改善する上でも、投票所という形で利用できる公共施設というものを考えるべきではないのかということなんかも、随分以前から提案もしてまいりました。今度、実際にこの上岩出のプールが廃止されるに当たって、市民が活用できる、こういうコミュニティ施設というようなものなんかも含めて考えるというようなことなんかは、市として考えないのかという点、この5点について、まずお聞きをしたいと思います。

○田畑議長　ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長　増田議員ご質問の1番、堀口プールの跡地利用についてですが、去年は

大阪北部地震、北海道胆振東部地震、本年では新潟・山形地震など、各地で地震が発生しております。本市においては、いつ発生しても不思議でない南海トラフを震源地とする巨大地震、また、中央構造線を震源地とする巨大地震などが懸念されます。このようなことから、緊急防災・減災対策事業債を活用して、堀口プールの跡地を利用し、平常時には交通公園を含めた市民に親しまれる公園として、災害発生時には一時避難場所としての機能を備えた防災公園として整備を進めるものであります。

なお、詳細につきましては担当部長から答弁させます。

それから、増田議員が震災公園と申してますが、市のほうでは一度もそういう話はしたことがございません。防災公園でございます。

○田畑議長 総務部長。

○大平総務部長 増田議員ご質問の1点目、堀口の市民プールについては、震災公園での利用が計画されているが、震災公園としての基本的な考え方を聞きたいについて、お答えいたします。

堀口プールの跡地につきましては、地震等の災害発生時に一時的に緊急避難する地域避難場所として、防災資機材を保管する備蓄倉庫を初め、災害時にかまどとして使用可能なベンチや応急救護所棟として使用可能な東屋、防災活動用の空き地などの機能を備えた防災公園として、本年度に設計及び工事を行います。

次に、2点目の既存の交通公園部分については、どのような関連性を持った震災公園と改善を行っていくのかについてですが、平常時は市民に親しまれる公園として、既存の交通公園部分に加え、プール跡地部分について整備を行ってまいります。

次に、3点目の地域の一時避難所的な役割を果たすと説明がされ、備蓄倉庫等を設置するとしているが、震災公園という冠をつける以上、市民に震災面での対応や避難所となる施設を建設してこそ意義がある公園となるのではないかについてですが、防災公園は、あくまで地震等の災害発生時に一時的に緊急避難する地域避難場所としての整備を予定しており、避難所となる施設の建設予定はございません。

○田畑議長 教育部長。

○湯川教育部長 4点目、5点目について、一括してお答えいたします。

東公園プールの跡地利用につきましては、先ほど福山議員のご質問にもお答えいたしましたとおり、現段階においては結論は得てございません。投票所として利用できる公共施設というご提案ですが、現段階におきましては、市の財政事情を基本に、公共施設の地域性・必要性、周辺の家屋等の状況を踏まえ、結論を出していく

という考えでございますが、東公園は都市公園に指定されておりまして、建築物の建設への制限や埋蔵文化財包蔵地であるということも検討材料となります。

いずれにしましても、引き続き検討を進め、結論を得たいと考えてございます。

○田畑議長 再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 私の通告では、震災公園という形にさせていただいたんですが、市のほうでは防災公園だということでした。どちらにしても、防災公園という、こういう名前というのが、今回、新たに出てきたのかなというふうな感じも受けるんです。そういう点では、先ほど市長のほうからも、地震という面では、いろんな面で市としても対応していくんだという、そういう意気込みなんかも感じられると思うんです。

そういう点では、この防災という、災害ですね、災害という点では、市としての計画面でいえば、地域防災計画とか水防計画というのが、実質的な実施主体というふうになると思うんですね。そういう点では、こういう計画の中での防災公園というような位置づけについては、どのような位置づけにされているのかという点、この点を改めてお聞きをしたいというふうに思います。

それと、上岩出のプールについては、改めて地域の実情という面なんかも知っていく必要が私はあると思うんですね。上岩出プールの周辺、ここにどれぐらいの人口がおられるのかと。こういう点では、住民課のほうにもお聞きをしたいと思うんですが、上岩出のプール周辺、西国分、岡田地域の北部のほうですね、新田広芝は南側の地域の人ですね。岡田のほうについては北部の地域の人なんかが、少なくとも上岩出のプール周辺におられると。こういう点では、少なくとも、今の新田広芝、西国分、岡田と、ここでどのぐらいの人口の方が住んでおられるのか、お聞きをしたいと思います。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長 上岩出の東公園プール周辺の人口のご質問がございました。令和元年6月末現在の人口で申し上げますと、岡田地区が2,403人、新田広芝地区、1,811人、西国分が2,621人でございます。

○田畑議長 総務部長。

○大平総務部長 増田議員の再質問にお答えいたします。

新たにつくります防災公園についての各種計画での位置づけはどうするのかとい

うことですが、これは完成した場合は、一時避難場所として各計画に盛り込んでいく予定でございます。

○田畑議長 再々質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 今、上岩出プールの周辺、人口なんかもお聞きをしました。私も、朝、住民課のほうに行って、一番新しい人口、これを欲しいんだ、教えてほしいということもさせていただいて、今言われた地域、この地域だけでも、少なくとも、この周辺を見ますと6,000人ぐらいおられるんですね。これ以外にも水栖の地域の東側部分、南大池の南側部分のところにも関連する地域というのはございます。

こういう点でいうと、やはり上岩出プール周辺のところには、岩出市全体からの人口から見ても、本当に何分の1かの方なんかが住まわれておられるわけです。こういう人たちの今後の生活なんかも含めて、市としても上岩出プールの跡地については、あれしっかりと考えていく、こういう必要性が私はあると思います。

こういう点では、市として、あの上岩出のプール跡地、今、実際には少子高齢化という部分になってきている中で、こういう高齢化に伴う部分の介護とか健康促進施設、また住民とともに歩いていく、こういうような施設なんかも、やはりしっかりとこういうことを念頭に置いて、やはり考えていくべき課題だというふうに思うんです。

こういう点では、都市公園なんで、需要というのが限られるんだということを言われましたけれども、市としても、やっぱりこの辺のところをしっかりと議論もしていただきたいというふうに私は思います。

この点で、改めて再度、活用方法なんかどう考えていくのかという点、お聞きをしたいというふうに思うんです。

それと、堀口の交通公園ですね、これについては、先ほどから防災公園だというようなことなんかも言われていますけれども、通称、あの堀口については交通公園という名称で呼んでいます。今度、新しく震災公園という部分をつくっていくという部分の中で、名前ですね、市として、管理運営上していく、そういう部分では、名称としてはどういう名称で、あの公園というのは呼んでいくつもりなのか、この点について、改めてお聞きをしたいと思います。

それと、あの堀口の交通公園と、今回、防災公園という形でされる部分については、管理運営上ではどこが今後管理していくのかという点、この点もお聞きしたいと思います。

それと、教育委員会としても、災害対策面という部分の点の上において、実際にはプール跡地の利用方法ですね、これについては、教育委員会として、このような活用方法をしてほしいんだというような提言というんですか、そういうのはどのように、教育委員会として提案をしてきたのか。この点については、教育長なんかの考えなんかもいろいろ、やはりあるかと思うんですね。そういう点では、教育長を初めとして当局ではどのような提案をされてきたのかという点、この点もお聞きをしたいというふうに思います。

それと、ちょっとダブるかわかりませんが、上岩出プールなんかについては、公共施設面という点については必要な土地なのかどうかと、地域なのかどうかという点もどのように考えておられるのかという点、この点、ちょっと改めて、追加になると思いますけれども、ダブるかもわかりませんが、再度お聞きしたいと思います。

○田畑議長　ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長　増田議員ご質問ですが、東公園の跡地利用につきましては、議員ご指摘のとおり、公共施設を建てる場合は、まず地域性とか必要性、あるいは周辺の状況、これは当然、前提ということでございます。

今回、その課題となっておりますのは、東公園プールの敷地、これすぐ近くに西国分塔跡といいまして、史跡がございます。それから、このプールを含む地域一帯が西国分廃寺とか西国分遺跡、この埋蔵文化財の包蔵地となっていると、これが1つ。それから、東公園そのものが都市公園法に定められた都市公園ということで、建築物の建設面積に条件が定められていると、こういうことでございます。こういったさまざまな条件がございますので、結論に至るのは大変難しいというのが実情であるということでございます。

それから、教育委員会として何か提言したのかということですが、東公園につきましては、引き続き一時避難場所として、これ機能はそのままでございますので、災害発生時には一時避難所としての機能を持った公園としても利用できます。

また、堀口につきましても同じ考え方で、災害発生時には一時避難場所としての機能を備えた防災公園としてということで、提言という形ではしてございませんが、お話はさせていただいてございます。

○田畑議長　総務部長。

○大平総務部長　増田議員の再々質問にお答えいたします。

まず堀口プールの跡地の名称、防災公園、交通公園と隣接しているんですけども、その名称についてということでございますが、現時点では、まだそこまで決まってはおりませんが、機能としては防災公園の機能をつけるということでございますので、そういう観点から考えていくことになると思います。

それと、堀口プールの跡地の管理運営はどこがするのかということでございますが、防災公園として整備をしますので、総務課のほうになります。

○田畑議長　これで、増田浩二議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

増田浩二議員。

○増田議員　2点目に、岩出駅周辺における整備の問題についてお聞きをしたいと思っています。

この岩出駅周辺の整備という点においては、私もこれまでも何度も質問を行ってまいりました。古くは、もう30年近く前になります。先々代の岩出町長の林町長の時代から、この岩出駅周辺の整備というのは、当局のほうからも、その必要性というのが言われてきたと。この間、和歌山線の廃線の危機という時代や経済面においての大型公共工事の自粛、その他いろいろな変遷はありましたが、周辺整備の必要性、これがうたわれながらも、対策面はとられていないというのが現実だと思います。

中芝市長において、駅前駐輪場の整備、前中村町長時代の駅前図書館の建設などがありますが、岩出市として、今後の対応面については、この駅前の周辺整備、どのように考えて取り組もうとしているのか、まず最初にお聞きをしたいと思います。

2点目として、これまでも長期基本計画の中にも触れられてきているわけなんです、今度、新規に長期のこういう計画が策定されようとしていくわけなんです、この長期計画には、駅前周辺整備の整備という点ではどのような位置づけとして考えておられるのか、これを2つ目にお聞きしたいと思います。

3点目に、和歌山線の利用者というのも、この間ふえてきている中で、駐輪場面、この面において、今後の整備計画というのはどのように考えておられるんでしょうか。

また4点目に、現在、タクシー乗り場も、今、JRの駅の庁舎の南側にあります。そのタクシー乗り場の前、ここが空き家の張り紙、こういうものが、この間、出てきていますし、現在、空き家状況というんですか、こういうような状況になってきています。この駅前、どこの自治体でもそうなんですけれども、再開発というよう

な点においては、立ち退きの面での協議というのが非常に難航するというのがよく言われるわけなんです。周辺整備や再開発面でのＪＲも含めたこういう周辺地域の方々との議論、そういう点については、市としては今後どのような方向、また、どのような考え方を持って対応していくのかという点、この点をお聞きしたいと思います。

５点目として、現在、ＪＲにおいて、来年３月でしたかね、めどにエレベーターというものが設置をされると。改善が図られようとしてきています。この駅前周辺整備という点においては、ＪＲさんなんかとの協議、こういう協議なんかは、この間、どのように進められてきたのかという点、この点もお聞きしたいと思います。

最後に、６点目として、最終的に、岩出の駅周辺の将来構想と、こういう面についてはどのような岩出市の玄関口となる岩出駅周辺にしていきたいという構想を持っているのか、この点、最後にお聞きをしたいと思います。

○田畑議長　ただいまの２番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長　増田議員ご質問の２番目、岩出駅周辺における整備についてをお答えいたします。

岩出市では、人口減少時代に対応した魅力ある岩出市づくりを基本目標に、将来都市像である「活力あふれるまち　ふれあいのまち」の実現に向け、さまざまな施策に取り組んでいるところであります。

現在、本市では、交流人口の増加を図る最も有効な手段の１つとして、道の駅ねごろ歴史の丘を活用しながら、観光振興に取り組むとともに、特に人口対策につながる施策を重点かつ優先事業と位置づけ、魅力あるまちづくりに取り組んでいるところでございます。

岩出駅周辺における整備についてであります。岩出駅は本市の玄関口であり、駅前の活性化が期待されていることは認識をしております。しかし、事業を進めるに当たり、地域住民や地権者の協力、民間事業協力者の参入があってこそ進むプロジェクトであるため、総合的な見地から、慎重に見きわめてまいりたいと考えております。

今後も市の将来像である「活力あふれるまち　ふれあいのまち」の実現に向け、健全財政の堅持に努めながら、総合的にバランスよく行政を進めていくことが最大の課題と考えておりますので、岩出駅周辺における整備計画も含め、引き続き住民サービスの向上を念頭に、各諸施策の推進に努めてまいります。



なお、詳細につきましては各担当部長から答弁させます。

○田畑議長 市長公室長。

○久嶋市長公室長 増田議員ご質問の2番目、岩出駅周辺における整備の1点目、2点目、4点目、5点目、6点目について、一括してお答えいたします。

岩出駅周辺の整備につきましては、岩出市長期総合計画において、住んでよかったと思えるまちづくりを大綱に掲げ、基本方針や具体的な施策を定めており、公共交通の結節点となるJ R岩出駅周辺等の整備については、都市核の整備として、関係機関と連携し、交流空間の拡充や沿道整備などの促進に努めているところでございます。

そのような状況の中、市の施設整備事業といたしましては、駅前通りの街路灯整備や立体駐車場の建設を行いながら、駅前周辺の環境向上に努めているところでございますが、周辺整備との関係の協議や大規模な再開発の予定はございません。

一方、J R岩出駅につきましては、さらなる利便性向上とバリアフリー化を図るため、エレベーターの新設やスロープ、多機能トイレの新設等を行う駅舎の改修工事が行われており、令和2年3月に工事完了予定と聞いております。

また、本年度から令和2年度にかけて策定する第3次岩出市長期総合計画についても、引き続き整備促進に努めてまいりたいと考えておりますが、策定に当たっては、今後開催する岩出市長期総合計画審議会において、課題や方向性等を示しながら慎重に検討してまいりたいと考えております。

次に、岩出駅前及び駅周辺については、地方都市で見受けられるように、シャッターのおりた商店があることを認識しておりますが、岩出駅周辺の構想につきましては、先ほど市長が答弁いたしましたように、慎重に見きわめてまいりたいと考えております。

今後も市の将来都市像である「活力あふれるまち ふれあいのまち」の実現に向け、まちづくりを進めてまいりたいと考えておりますので、引き続き議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

○田畑議長 生活福祉部長。

○前芝生活福祉部長 増田議員ご質問の3番目、駐輪場面の今後の整備計画はについて、お答えします。

J R岩出駅周辺の駐輪場については、J R岩出駅前駐輪場と駅前ライブラリー駐輪場、岩出地区公民館駐輪場の3カ所で、約700台を収容しております。

しかしながら、朝の通学・通勤時間帯は混雑し、満車状態になることが多いため、

1 台でも多く利用できるよう、駐輪場の整理業務を委託しているところでもあります。

ご質問の今後の駐輪場面の整備計画につきましては、少子高齢化により利用者数の減少も予想されることから、現状では計画しておりません。

○田畑議長 再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 今、市長からも答弁ありました。岩出駅周辺については、慎重に見きわめていく必要があるんだという答弁でした。こういう形では、実際には現時点では、岩出駅前の周辺整備というのは、今後も、多分、今のこういう状況の中では進まないというふうに思うんですね。

実際には、長計の中でも議論もしていくというふうに言われているわけなんですけどね、実際には、長期計画、この計画の中で、今度の策定委員さんに、実際にはどのように議論をしていただくのかという点。

そして、もう1点は、現状は、多くの人たちは、岩出駅前のあの混雑する状況なんかも、やっぱり改善してほしいんだという声は本当にたくさん上がってきているんですね。それをやっぱり少しでも改善していくという対応が求められている中で、慎重に対応しているのは結構なんですけど、やはり少しでも前に進めていけるような、そういう対応というのが、今の岩出市に本当に求められてきているというふうに思うんです。

現実的には、今、この議場でも、副市長なんかも座っておられるんですけどね、副市長は現職の時代からも総務畑一筋だったと思うんです。課長時代、部長時代、そして現在の副市長時代、いわばこの岩出市のこういう行政の中身というのを本当によく知っておられる、経緯も含めてですけどね、方だと本当に思うんです。実際には、私とも、何度も、この間、やりとりなんかもしてきました。そんな中で、現実的にはなかなか対応が進められてこなかったという、今後のそのときなんかは、今後の検討課題だということなんかを盛んに言われていたんですね。

それなんかでも、もう何十年も前からになる。そういう点では、やはり市としても、やっぱり今後の方向性というのを市民の皆さんと一緒にあって、駅前の改善策というのに、やっぱり取り組んでいく必要がある時期に来ていると思うんです。慎重に取り組むのは構わんと思うんですが、私は、少しでもそれが今改善できるような方向、前へ行けるような、そういう方向で進んでいただきたいというふうに思います。

改めて慎重に対応していきたいんだということなんですけども、改めて慎重に対

応していく、その中身について、改めて、今後どんな形の対応を慎重に進めていくのか、その中身について改めてお聞きをしたいというふうに思います。

もう1点は、駐輪場の問題です。駐輪場なんかも、今、700台確保しているんだということを言われました。やっぱりそんな中でも、やはり市として、駐輪場問題というのは、やっぱりより多くの方が利用していただくという上においては、少なくとも、今後、新たな整備とか増設面というのなんかも、今の現状では考えないという、少子化ということを理由に言われたんやけども、改めてその辺のところを議論とか検討、特に岩出公民館の近くに駐輪場ってあると思うんですが、あそこなんかも、少なくとも2階建てにするとか、そういうふうな改善策というのも含めて考えてはどうかというふうにも思うんです。

そういう点で、改めて周辺整備で駐輪場が要るか要らんのかということを実際にはどのような形で、市として検討していくのか、その辺の状況調査とかというのはどのようにしていくのかという点、この点だけちょっと再度お聞きしたいと思います。

○田畑議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長公室長。

○久嶋市長公室長　増田議員の再質問にお答えいたします。

まず、長期総合計画の策定委員会での議論についてはということなのですが、先ほども市長の答弁でありましたが、地域住民や地権者の協力があることであります。ですから、そういう課題やシャッターのおりた商店があるということを課題として、委員会で説明しながら、方向性を示していきたいと考えております。

それと、前に進めていけるようなということなのですが、現在、岩出市では、京奈和自動車道全線開通や県道泉佐野岩出線の完全4車線化に伴い、和歌山県の玄関口に設置している道の駅ねごろ歴史の丘を活用しながら、現在、観光振興施策に取り組んでいるところでございます。

それと、公共下水道整備工事についても、年次計画的に事業を進めるなど、地方創生の取り組みを着実に進めているところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○田畑議長　副市長。

○佐伯副市長　増田議員の再質問にお答えいたします。

駅前周辺整備がなかなか進まないということで、私が総務部在籍時代にかなりか

かわっていたというふうなご質問内容かと思います。

まず言っておきたいのは、進んでいないということでございますけど、決して進んでないということではないと私は考えております。公共交通の利便性向上のために、岩出駅を初めとして、紀の川コミバスの乗り入れ、連携の問題であるとか、巡回バスの乗り入れの円滑化、それから、大阪方面バスなどと連携、乗り継ぎ等に取り組んでいるところでございまして、現在、岩出駅を利用する方については、通勤・通学の利用者が多いということ、そういうことから考えまして、駐輪場の整備を平成16年に建設した経緯がございます。

あと答弁させていただいたように、駅前の街灯、この整備も既に図っております。今般、岩出駅については、JRさんのほうと県と市の補助金を出していただいてバリアフリー化にも着手して、現在、エレベーター、スロープ、多機能トイレなどの駅舎の改築が行われると、こういう状況であります。

議員ご質問の周辺整備ということとなりますと、今現在、市のほうで考えているのは、公共交通の結節点としての利便性を向上すると、こういうことで進めさせていただいておりますけども、駅前の再開発となりますと、非常に、先ほどから説明させていただいているように、地権者の協力であるとか、あるいは事業者の協力・参入、これが不可欠であります。すごい大きなプロジェクトとなることが予測されます。

そういうことから勘案すると、事業の実現には、行政・民間一体となって取り組んでいかなければならないんですけども、多大な時間とか費用とか、そういうふうなものも必要となると思います。現時点で考えますのに、そういうふうな状況を踏まえると非常にリスクが高いといえますか、課題、ハードルが高いように思います。

そういうことを勘案した中で、今後は慎重に対応していくべきだと、こういうふうに考えておりますので、よろしくご理解のほど、お願いいたします。

○田畑議長 生活福祉部長。

○前芝生活福祉部長 議員ご指摘の駐輪場についてですが、現在、駐輪場について、通勤・通学時間帯については満車になるということは理解してございます。駐輪場の整備計画については、現状では計画してございませんが、1台でも多く利用いただけますように、夏休み等につきましては、長期間放置している自転車の撤去を行ったり、それと整理業務を委託して、少しでも皆様方がとめていただけるようにしているところでございます。

○田畑議長 再々質問を許します。

(な し)

○田畑議長 これで、増田浩二議員の2番目の質問を終わります。

以上で、増田浩二議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後1時15分から再開いたします。

休憩 (11時45分)

再開 (13時15分)

○田畑議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

通告5番目、14番、市来利恵議員、発言席から一問一答方式で質問願います。

市来利恵議員。

○市来議員 14番、市来利恵です。議長の許可を得ましたので、通告に従い一問一答方式にて一般質問を行います。

まず初めに、市立図書館の充実について。

図書館は、皆さんの読書、知りたい、調べたいを保障することが役割です。生活、生業、学業のためには、資料、情報は欠かせません。図書館は、生存権の文化的側面である学習権を保障する機関です。図書館法では、目的として、社会教育法に精神に基づき、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もって国民の教育と文化の発展に寄与することであるとされており、

岩出市でも、図書、その他必要な資料を収集し、整理し、及び保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するとともに、地域と密着した運営を目指し、もって文化の薫り高いまちづくりに寄与することを目的として、図書館法に基づき岩出市立岩出図書館が設置されております。

また、分館としては岩出市立駅前ライブラリーが、分室としては岩出市総合保健福祉センター、岩出市中央公民館の図書室、岩出市農家高齢者創作館の図書室がございます。どの地域に住んでいても、身近な生活圏域にある必要があります。そのことは、とりわけ子供や障害者、高齢者の方たちにとっては大変重要だと考えます。

まず初めに、本館、分館、分室の利用状況はどうか。また、利用者の年齢層についてどのようなっているのか、お聞きいたします。

2つ目は、移動図書の実施についてであります。

移動図書とは、書籍などの資料と職員を乗せた自動車などを利用して、図書館を利用しにくい地域の人のために各地を巡回して、図書館のサービスを提供する仕組み

みとなっています。

日本の公立図書館は、法律によってこのサービス提供に努めるよう定められています。しかし、現状は、分館設置が進んだことや、その他諸般の事情により減少傾向になってきているのも実態としてわかっています

そうした中で、なぜこの問題を取り上げるのか。まず、子供たちにとって読書活動は、子供が言葉を学び感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものです。学校図書だけでなく、より多くの本を手にする機会を与えることで、さらに子供たちの成長へつながるのではないか。

また、子供を持つ保護者の方から、他の市町村でも走っている移動図書館があればというお声を聞きました。子供たちには、なるべくゲームを与えたくない。そのかわりとなるのが本であるが、ぜひとも本を手にとる機会をつくっていただきたいという要望もございます。

住んでいる地域によっては、岩出図書館が遠く、子供たちだけで行かすことは心配で無理というような声も、保護者の方からはかなり多く、私のところには聞いている要件です。また、ある方は、年齢を重ねるにつれ、図書館まで足を運ぶことが難しくなった。しかし、自分の自由な時間はたくさんある。好きな本を借りるのに、何とか近くでできないものかとおっしゃる方もいらっしゃいます。

子供や高齢者、障害のある人たちにとって、身近に本と触れ合える場が必要であると考えます。移動図書館の実施を求めますが、いかがでしょうか。

3つ目は、岩出市には、本館、分館、3つの分室で岩出図書館を中心とした連携を結び、本の貸し借りができるようになっています。この5つの地区でいえば、根来地区、上岩出地区、岩出地区、山崎地区と満遍なくあることになります。しかし、地図上で見れば、東の地域に多く固まっていて、山崎地区の、例えば、中島地域にお住まいの方や山・吉田地域の方は、一番近い図書館はあいあいセンターとなります。その一番近いあいあいセンターでさえも、さらに遠いのではないかというお声をたくさん聞かれます。

西の地域に分室を設置できないのか、答弁を求めたいと思います。

○田畑議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長 市来議員の市立図書館の充実について。

まず1点目、本館、分館、分室の利用者はどうか。また、利用者の年齢層はにつ

いてお答えいたします。

平成30年度の実績で言いますと、入館者数につきましては、本館の岩出図書館が16万5,994人、分館の駅前ライブラリーが1万879人、分室、総合保健福祉センター図書室が1万8,870人、中央公民館図書室、1,468人、上岩出地区公民館図書室、1,033人の計19万8,244人となっております。

貸出冊数については、本館の岩出図書館、38万9,447冊、分館の駅前ライブラリー、1万4,283冊、分室、総合保健福祉センター図書室が2万819冊、中央公民館図書室が587冊、上岩出地区公民館図書室が1,055冊の計42万6,191冊となっております。

貸出者数につきましては、本館の岩出図書館、8万7,352人、駅前ライブラリー、5,184人、総合保健福祉センター図書室が1,547人、中央公民館図書室が365人、上岩出地区公民館図書室、718人の計9万9,166人となっております。

利用者の年齢層につきましては、貸出者数ベースで見ますと、本館の岩出図書館は40歳代、駅前ライブラリーは70歳以上、分室の総合保健福祉センター図書室は7歳から9歳、中央公民館図書室は60歳代、上岩出地区公民館図書室は70歳以上の方が一番多くなっております。

また、貸出者数ベースでの全利用者に対する児童、これは中学生以下の利用率ですけれども、本館の岩出図書館、休館日を除く、木曜日を除く平日が13.7%、土日が22.4%、駅前ライブラリーの平日が21.1%、土日が30.6%、総合保健福祉センター図書室の平日が44.4%、土日が51.3%、中央公民館図書室の平日が4.6%、土日が4.8%、上岩出地区公民館図書室の平日で2.9%、土日が7.8%となっております。全ての館・室で、土日の貸出者における児童の割合は高くなっております。

次、2点目、移動図書館の実施についてでございますが、岩出図書館では、開館当初から岩出市内の岩出地区、山崎地区、根来地区、上岩出地区の4地区に、本館、分館、分室の5施設のうち、いずれか1施設を設置し、地域密着型図書館として運営してございますので、移動図書館の実施については考えてございません。

3点目、西の地域での分館、分室の設置についてでございます。

西の地域となる山崎地区には、分室として総合保健福祉センター図書室を設置しており、配本サービスにより、ほかの館・室に所蔵する図書もそこで受け取ることができます。また車を運転されない方も総合保健福祉センターであれば、岩出市巡回バスの3コースとも乗りかえなしでご利用いただくことができますので、現在のところ、分館・分室の増設は考えておりません。

今後も市民の皆様に配本サービスなど、ソフト面でのサービスのさらなる充実、周知を図ってまいります。

○田畑議長 再質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 移動図書館について、運行はしないということです。他の地域は、当然のように僻地や図書館が遠いところではやられていると思うんですが、1つ、和歌山市の例を挙げてちょっと言わせていただくと、和歌山市も、もちろん本館や分館に加えてコミュニティセンターというふうな形で図書館、岩出のように分室というのもつくっています。

つくっているところに、まだ移動図書館というのを利用が進んでいまして、各学校だったり、団地内という形を拠点にして回っています。これは月に何回か。移動の利用時間も大体1時間を決めて、お昼の2時から3時まで、また、3時20分から4時20分のように、各小学校で開かれた図書館というのをやっているんですね。それをやることによって、学校図書だけでなく、子供たちだけではなく、地域の人もそこに来て子供たちと触れ合えたり、また、図書館に行けない方々が学校に、学校は小学生でも通えるところに、校区内にあるんで、学校で移動図書が来ることによって、地域の人が本当に利用しやすいものになっていると。

そうした中で借りやすい状況をつくるとともに、メリットとしては、地域の交流の場になるという声も聞かれます。というのは地域のつながりがいい中で、移動図書館が自分の近くに来ることによって、そこに地域の方々が集まって地域交流が図れると。そうした目線で見ると、ただ単に、もちろん本を読むことによって、自分たちの教養を高めるということもかいたしますが、地域の文化的交流というの、場になるという点では物すごくいい事例ではないかと思うんで、ぜひこの観点からも進めていけるように検討はできないものかということをもっと伺いたいと思います。

分室においても、実際には西の地域の方々が、本館の図書館、岩出市の根来にある、そちらを利用する。これは前からあるんですが、バスで1本では行けません。必ず乗りかえをしなきゃいけないんですね。せっかくいい図書館ができて、自分たちは利用することがなかなか、車では利用しやすいけど、バスではしにくいというお声があったんです。

そうした中で、あいあいセンターというところを拠点、そちらも同じように本を貸し借りができるというような形になっているんですが、そこですら、やっぱり遠いと言われる方がかなりいらっしゃいます。そうしたことから考えれば、やはり



分室をつくるというような形が必要ではないかと考えます。

これについても、岩出市においては、図書館協議会等々が設置されていると思うんで、ぜひそういうところに、分室を初め移動図書館についても協議会等々で議論してもらってはどうかと考えますが、これについてのお考えをお聞かせください。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長 市来議員の再質問にお答えいたします。

移動図書館、今お話ございましたが、県内でも、和歌山市、橋本市、田辺市、新宮市、有田川町、串本町ですか、実施をしております。岩出市では、岩出図書館の重点施策としまして、子供の読書活動の推進ということで、重点施策に上げてございまして、今、学校図書の実を進めているところでございます。

したがって、児童生徒の皆さんは、学校の中で司書さんの指導により本を借っていただき、読んでいただくと、そういう方法で進めております。

それから、西の地区への分室というお話でございますが、先ほどお答えしましたように、当初から本館とあわせて、各地区に分館、分室、設置するといいます地域密着型の図書館として運営してございます。

議員ご質問の、例えば、西に総合保健福祉センターの分室がある中で、さらに西の地域に1つのそういう施設をとということになりますと、当然、ほかの地域との整合性という面からいいますと、これはおかしくなっております。図書室を幾つつくる必要があるのかということまでいくと思いますので、山崎地区の方には、本館とあわせて総合保健福祉センターをご利用いただきたいのと、このように考えてございます。

それから、協議会で図っていただきたいというお話でしたけども、市といたしましては、今申し上げた方針で取り組んでございますので、協議会で図る必要はないと考えてございます。

○田畑議長 再々質問を許します。

(なし)

○田畑議長 これで、市来利恵議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

市来利恵議員。

○市来議員 認可保育所・幼稚園等災害対応ガイドラインの策定について、一般質問を行います。

本年５月に、東京都の町田市に災害対応ガイドラインの策定をしている先進地に、厚生文教常任委員会において視察を行ってまいりました。策定に至ったきっかけは、各園から申し入れがあったことや職員が各園のマニュアルを確認しチェックをすると、それぞれがばらばらで充実度にも差があることを認識し、市としてもしっかりとした情報を提供しなければ大事な子供たちを守れない。守るためには、情報提供を含め、それぞれの園に見合ったマニュアルを作成することが大事だと考え、ガイドラインを策定することへのきっかけになったということをおっしゃいました。

また、各地で集中豪雨等の災害が多発しており、災害時の備えを喫緊の課題となっていることや、各園が個別にマニュアルの整備を行っているため、災害時の対応レベルに差があり、具体的な対応が不十分な状況であること、保育施設向けの災害に関連したガイドラインが国や都から作成されていないので、統一した基準がないことから、各園と協議を行い、協力し合い、ガイドラインの策定に向け、動き出したということです。

ガイドラインを作成し、それぞれの園でマニュアル等を見直すなど、また、さまざまな起こり得る災害を想定し、対応策を考えることで、意識の向上とともに、どの園ともスキルアップを図ることができるというふうに、職員がおっしゃる言葉には、このことについては非常に私も重要だと考えております。

そこで、各園のマニュアルについて内容を把握しているのか。また、災害時、十分に対応できるものとなっているのか、お聞きをいたします。

２つ目は、子供の安全を守る上で、指導や助言、アドバイス等はどのようにしているのか。

３点目は、訓練の実施状況についてお聞きをいたします。

○田畑議長　ただいまの２番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○前芝生活福祉部長　市来議員ご質問の２番目の１点目、各園のマニュアルについて、内容を把握しているのか、また、災害時十分に対応できるものとなっているかについてお答えします。

市内の公立保育所４施設、私立保育所２施設、認定こども園２施設、地域型保育施設２施設について、災害対応・自己防犯対応についてのマニュアル、消防法に基づく消防計画を整備しており、県及び市が毎年１回実施する指導監査において、災害時に活用できるようにマニュアルの内容の把握、精査を行っております。

なお、市内私立幼稚園２園につきましては、所管が県教育委員会となるため、市

で詳細までは把握しておりませんが、問い合わせしましたところ、学校安全計画を策定し対応しているとのことでした。

次に２点目、子供の安全を守る上で、指導や助言、アドバイス等はどうしているのかについてですが、先ほどご説明した県や市が実施する指導監査で行うほか、毎年１回那賀消防組合による訓練の立入検査において、指導及び助言を受けております。

次に３点目、訓練の実施状況についてですが、保育所、認定こども園、地域型保育施設においては、児童福祉法に基づく運営基準の中で、月１回以上の訓練が義務づけられており、地震や火災、不審者などを想定し、毎月、避難及び消火等の訓練を実施し、写真や訓練記録の保管も行っております。

市としましても十分な安全対策に今後も努めてまいります。

○田畑議長 再質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 内容については、全ての園において把握されているということをおっしゃいました。私が肝心なのは、災害時に十分に対応できるものとなっているのかという点なんです。例えば、災害といっても、地震、豪雨、洪水、火災、それぞれ全部違うと思います。それがマニュアルといっても同じものなのか、いやいや多少なりとも全然違うという、中身によっては避難の仕方も違うければ、例えば園内の置いているもの、固定だったりとか、全てにおいて全部備えも違ってくると思うんです。その辺についてどのようなになっているのか。

幼稚園については、県の管轄だから、県のほうがしっかりやってくれているのと、市が問い合わせたということでやっているんですが、それだけで任せていいのかというところがあるんです。というのは、想定される災害や情報を共有できる仕組みというのが整っているのかということです。

例えば、園に置かれている立地、特性によって、災害時の危険は違ってきますし、それぞれの見合ったものになっているのか、園任せになっていないのかということが危惧されます。

例えば、市の防災マップや県の土砂災害ハザードマップなどを生かしたマニュアルに、それぞれの園がどのようにつくられているかというのをやはりきっちりと抑えた上で、例えば、不十分なところがあったら、それに対してはしっかりと検討するようにアドバイスをしていくというのが市の役割であると思うんです。その辺がどのようなになっているのか。

また、園内だけで起こり得ること、災害というのは、外出時の対応策というの也被えられるんですね、お散歩中だったり。先ほども午前中からもあったように、やっぱりお散歩行かれますから、そのときに、例えば地震が発生したとき、また火災が発生したときとか、どのように子供を守っていくのかというのは、それぞれ想定をした中で、こういう危険度があるというのを十分に把握した中で、子供たちの安全を守ることができると思うんです。それが本当に十分となっているのかという点は、しっかりと検証が必要ではないかと思います。

町田市のマニュアルは、ちょっと中身紹介すると、園の周りで起こり得る災害を想定もしているんです。園内の安全環境を確保するためのチェックリストやバス運行時に災害が発生した場合どうするのかとか、例えば、公立の保育所では、バス等々は運行しておりませんが、私立の保育園では運行していますよね。そうした中で、移動時のバスのときの対応策というのは、きちんとつくられているのかどうかというのも含めて、市がちゃんとそういうことを知っているのか。また、災害が発生したときに、保護者などが迎えにこれない場合の残留園児の保護についてとか想定されながら、どうしていくかというのを各園で、ガイドラインに従って、自分たちの園でのマニュアルを作成しているというのが町田市なんです。

物すごく、中身については非常に参考になることがたくさん書かれていると思います。ガイドラインをつくらうと思ったら、もちろん協議会開いて、物すごい準備が大変で、必要だと思うんですが、しかしながら、今、岩出市で不十分なところを、例えば、これを参考にしながら、こういうところは岩出市でできてないん違うかな、できているかなというのをすごくチェックする役にも立つと思うんです。

この間、私のほうとすり合わせのときでも、町田市のほうに行ってきましたよということを伝えているんで、多分、中身についても見られているかとは思いますが、こういう先進事例もあわせて活用しながら、市にとって、子供たちを守るために、今どこまでできてて、また、こういうところは想定していないから、こういうところは岩出市でもきちっとしたものをつくらないといけないんじゃないかという観点で、いろんなことを想定しながら、取り入れることができるのではないかと考えます。

ぜひこうしたものを使いながら、不十分なところについてはきっちりとやっていくという対応策が必要だと思いますが、それについてどうでしょうか。

○田畑議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○前芝生活福祉部長 市来議員の再質問についてお答えします。

市来議員ご指摘のガイドラインについてですが、東京都町田市の事例につきましては、非常に先進的な取り組みでございます。現状では同じような、同様のガイドラインを策定することは難しいとは考えてございますが、市としましても参考になるようなところは、今後取り入れていきたいと考えてございます。

また、それぞれの各園のマニュアルにつきましては、それぞれの園において事故防止・防犯マニュアル、それから地震等災害マニュアルということで、また作成してございます。

また、先日の大津での事故以降、すぐにまた検証したりとかしながら対応してございます。今後も児童の安全のために、いろいろ考えていきたいと考えてございます。

○田畑議長 再々質問を許します。

(なし)

○田畑議長 これで、市来利恵議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問をお願いします。

市来利恵議員。

○市来議員 3歳児6カ月健診の眼科検査の充実をについてです。

子供の目の機能は生まれてから発達を続け、6歳までに完成しますが、3歳児健康診査において強い屈折異常、遠視、近視、乱視や斜視が見逃された場合に、治療がおくれ、十分な視力が得られないとの指摘がなされております。

斜視や強い遠視などによって視力が正常に育たない弱視の子供は、50人に1人の割合で見られるという調査結果がわかっています。

弱視には、主に次のようなタイプがあります。形態覚遮断弱視、斜視弱視、不同視弱視、屈折異常弱視です。重症度としては、形態覚遮断弱視が一番重く、その次、斜視弱視、不同視弱視、屈折異常弱視の順に軽症になります。

2歳以降に生じた斜視弱視、不同視弱視、屈折異常弱視など、大部分の弱視は3歳児眼科検診で発見されれば、治療によって十分な改善が見込まれます。しかし、外見からはよくわからず、親が発見するのも難しい。弱視の子供は生まれたときから、あるいはごく小さいときから同じ状態なので、言葉がしゃべれるようになっても自分の異常に気がつきません。保護者や保育園、幼稚園の大人など、周りが気づかなければ見逃してしまうことになります。

専門家からも、3歳児健診で見つけて治療すれば、小学校に入る前に治せるが、

健診の体制が十分ではないとの指摘があります。弱視は近視と異なり、眼鏡で矯正しても視力が十分出ないと言われ、見る力が発達する乳幼児期に治療することが重要で、3歳児健診の視力検査は大きな節目となります。

小学校に進む前の就学時健診では、弱視を発見できても、その後の視力向上が見込めないおそれがあります。検査については、全国的に同じ様式で行っているところが多いと思いますが、第1段階の検査は普通、家庭で行います。子供が正しく答えられるかどうかや保護者のやり方によって漏れが出る可能性があります。

集団健診は小児科が行い、問診によって発見できる場合もありますが、その後の検査に行かない人もいるため、漏れが生じる可能性もあります。

本市の3歳児の視覚検査の現状はどのようなになっているのか、お伺いいたします。  
市における眼科検査の方法についてお聞きをいたします。

幼稚園では学校保健安全法により、保育園では児童福祉法により、3歳児から視力検査実施が規定されています。しかし、日本眼科医会の調査によると、幼稚園での実施率は48.3%、保育所での実施率は34.7%にとどまっており、3歳児に限ると、幼稚園は12.9%、保育園は12.8%しか実施していないという結果が過去に出ております。

そこで、市の認可保育園での眼科検査についてどのように行っているのか、お聞きをいたします。

3つ目は、健診における2次検査に進んだ人数と割合はどうか、2次検査に来た人数と割合はどうか、精密検査の判定を受けた人数と割合はどうかについて、お答えを求めたいと思います。

○田畑議長　ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○前芝生活福祉部長　市来議員ご質問の1番目の市における眼科検査の方法はについてお答えします。

健診の対象となるお子さんには、3歳児視力・聴力検査票を送付しており、自宅で保護者の方にランドルト環を用いた検査を事前に実施していただいております。健診当日は、検査結果と保護者に記入していただいた目に関するアンケートを小児科医が確認し、必要であれば眼科受診を勧めております。

なお、家での検査ができなかった場合は、当日、別室において保健師や看護師が保護者とともに検査を実施しています。さらに、健診のフォロー体制として、盲学校の先生による見え方の相談も実施しております。

次に、２点目の認可保育園などでの眼科検査はについてですが、認可保育所、認定こども園においては、眼科検診の実施が義務づけられており、毎年１回、嘱託医師による眼科検診を実施しております。

次に、３点目の健診における２次検査に進んだ人数と割合はどうかについてですが、健診でさらに検査が必要として眼科受診を紹介した人数と割合は、平成28年度は428人中81人で18.9%、平成29年度は464人中61人で13.1%、平成30年度は479人中93人で19.4%になっています。

そのうち眼科を受診した人数と割合は、平成28年度は81人中35人で43.2%、平成29年度は61人中23人で37.7%、平成30年度は93人中40人で43%となっております。

さらに、眼科を受診し、要観察となり、継続して眼科受診が必要となった人数と割合は、平成28年度は35人中22人で62.9%、平成29年度は23人中15人で65.2%、平成30年度は40人中32人で80.0%になっています。

○田畑議長 再質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 視力検査に使う指標は、先ほどおっしゃったみたいに、ランドルト環というのをを用いてやっているということでは言われました。いわゆる皆さんもご存じだと思うんですけど、丸で中がすき間というか、空白部分があってという部分になると思います。

そして、見え方に関するアンケートを配って、これ、先ほども言わせていただいたんですが、全国的に同じ様式を使っているんですが、大体。これはすごく漏れる可能性があることが指摘されているということですね。現状、市の方法で、同じようにいくと、第１段階で問題なしとされれば、第２次検査には進みません。例えば、お母さんの中には、うちの子はテレビ見てるし、大丈夫というふうな形で思われたり、絵本読んでいるから大丈夫と思っている方も物すごく多いんです。

子供や親が保健師の言うことを理解できなかったり、うまく答えられなかったりする場合もあることがあります。もちろん健診方法も各自治体に任されて、転居を理由に受けないままの家庭もあると。先ほど聞いたみたいに、まあ、２次検査に進んだにもかかわらず、受診されてない方もかなりの数がいらっしゃいます。

健診方法も各自治体に任されているために、３歳児健診で弱視が見逃されている例が多いというふうな形では、専門医のお医者さんのほうも指摘されているんですが、目の異常というのは、就学前の早期治療が有効とされることから、厚生労働省が、2017年の春に、全国の自治体に３歳児健診で視力検査を適切に実施するよう通

知を出しているかと思います。

その中で3歳児健診で異常が見逃されると治療がおくれ、十分な視力が得られない場合があることを周知するなど、保護者への啓発の重要性を指摘していると思います。厚労省の通知の中では、参考として、ランドルト環を用いた視力検査の実施可能率が載っていますが、3歳0カ月児で73.3%、3歳6カ月児では95%という数字があります。

うまくできなかったと保護者が正直に申請すれば、先ほどの岩出市のように、例えば保健師だったり、次の眼科医さんと一緒に進めてできるということですが、これ、まあいいかと、適当に答えた場合に、検査というのはそこで終わってしまいます。目の異常というのは、その子供の生活に大きな影響を及ぼすという点では、3歳児、しっかり発見していく手だてというものをつくらないといけないと。

そのためには、やはり保護者が、まあいいわ、テレビ見ているから大丈夫とか、絵本を読んでいるから大丈夫とかと安易に考えるのではなく、早く発見することによって、こうした異常がしっかり治せるんだという意識を持ってもらうことが、自分の子供に対してどうかなというのをやはり意識づけ、しっかりと見て、また、相談をしようかなとも思うような環境がつかれると思うんです。

そのためには、やはり住民に対して重要性というのをしっかり意識の向上に努める必要があると思うんですが、それについて、今後どのように行っていくのか、これについてお聞きをしたいと思います。

厚労省に沿った対応をどう進めていくのか。月齢によってはランドルト環を用いた視力検査の実施が困難なケースもあることから、家庭において視力検査を適切に実施することができたか保護者に確認するとともに、適切に実施することができなかった受診児に対しては、必ず3歳児健診の会場において視力検査を実施すること、これは多分岩出市はできていると思います。

0.5の資料が正しく見えなかった受診児及び視力検査を実施することができなかった受診児については、その後、保護者に対し、眼科医療機関の受診を勧めること、これもできています。

ところが、先ほど言ったみたいに、2次検査や2次検査に来た人が精密検査を受けたかどうかというのは、かなりまた、これ低いんですね。81の方が、例えば2次検査に進んだけど、2次検査に来た人は35人、35人の中の精密検査を受けた人というのは、さらに22人というふうに非常に低くなっているんです。それがこのままになってしまっているのではないかとこのところが危惧されます。



必要と診断された方に、やっぱりきちっと受けてもらうための対策として講じることが必要ではないか。医療の受診を進めた場合には、受診結果について、保護者に確認することというのが、多分、通知の中にあると思うんです。それをどのように進めていくのか、お答えをいただきたいと思います。

また、次に、見逃さないために、従来の3歳児の視覚検査の方法では100%発見することは困難です。それがゆえに、厚労省のほうも通知が出されているかと思います。3歳児の健診時に視覚異常の発見の可能性の高い機器の導入、これを検討したらどうかということを提案させていただきたいです。

現在は、操作が簡単で、眼科医でなくても扱うことができる簡易スキャナーという機器が開発されております。弱視のリスクを1秒ほどで判定できるというものです。子供に見えるかどうか答えさせる必要もなく、判定の精度も高いと言われています。厚労省の通知後、この機器を導入する自治体が各地でふえてきています。市でも導入をして、やはり早期発見し、子供たちの健康におくれをとらないように、すぐに発見すれば治るということを考えれば、導入の必要性があるのではないかと考えますので、これについて導入を求めていると思います。

以上です。

○田畑議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○前芝生活福祉部長　市来議員の再質問についてお答えします。

まず、眼科検診を受診する子供の割合がかなり低くなっているということでございます。眼科への案内については、通常、健診の際に異常等が認められた場合に、専用の用紙をお渡しして受診していただくということで、受診者数をカウントしております。ただ、この用紙を使用せずに直接眼科へ行かれる方もございますので、正確な数字というのが把握できてございません。ただ、率が低いことは認識しております。率を上げるべく、保護者への受診の勧奨を引き続き今後も行っていきたいと考えてございます。

次に、眼科検診に有効な機器の導入ということなんですが、議員ご提言の健康機器につきましては把握してございますが、現在のところ、導入については考えてございません。

○田畑議長　再々質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員　再々というか、さっき答えていただかなかったと思うんやけど、確かに、

その紙を持っていけへんかったからつかんでないとおっしゃるんですが、それはただ単に無責任じゃないのかなと思っちゃうんです。というのは、先ほども言ったように、眼科医療機関の受診を勧めた場合には、受診結果について保護者にちゃんと確認してくださいよという通知が来ていると思うんです。それに対して、私はどうするのかというふうに先ほど答えていただきたいたいということを聞いたと思うんです。

その用紙を渡しているけど、用紙持ってきてへんから数字がつかめませんよというのではなく、勧めた場合には、やはりその後どうなったのかというところを追っていかないと、治すことが十分可能なんだから、そこをどのようにして保護者に伝え、きっちりとわかってもらうような対応策を行うのかというのが一番重要だと思うんです。

それができるのは、もちろん市の行政の仕事やし、やらなければならないことだと思うんで、そこについてどのようにしていくのかというのをまず1点お聞きしたいのと、導入は考えていないと言うのではなく、導入をして、すぐに見つかるというふうに、発見される、時間もかからないということであれば、皆さんの健康と安全、子供たちを考えるんだったら、これ導入もほかの自治体ではできているのに、岩出市だけではできないというわけではないんで、しっかりとこちらについても導入するように、ぜひ求めておきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○田畑議長　ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

子ども・健康課長。

○広岡子ども・健康課長　市来議員の再々質問にお答えさせていただきます。

先ほど申し上げましたように、健診で眼科受診が必要な方には受診してくださいねということで、受診の紙をお渡ししています。部長のほう、お答えさせてもらったように、その紙を持たずに乳幼児医療なんでただで受診できる場合もありますので、その紙を持たずに行かれる方もおられます。ただ、うちの保健師としては、紙を渡して、それでほったらかしにしているわけではなくて、渡して、それで受診していただいた方は、お医者さんからその紙が返ってくるんでわかるんですけども、何も返ってない方には、こちらから連絡をとって、どうされましたかというのを聞かせもらっています。

その中で、その紙を使わずに行きましたよというのがあるので、それは先ほどの回答のとおりなんですけど、中には電話番号とか書いておられなくて、なかなかお母さんと連絡がとれない方というのは何人かおられます。そういう方については、もしかしたら行かれているかもわからないんですけども、その辺がちょっとはつき

りしないところがありまして、数字というのは返ってきた数、それと保健師が確認した数がこの数字になっておるところです。

ただ、部長も言いましたように、率はちょっと低いかと思いますので、その分は上げるように努めていきたいと思います。また、健診の折りには、厚生労働省の通知にありましたように、眼科検診が重要である旨は伝えていきたいと考えております。

○田畑議長 生活福祉部長。

○前芝生活福祉部長 健診機器についてでございますが、現在、和歌山県内で導入している市町村ですが、和歌山市2台、田辺市1台の県内では3台という形になってございます。

したがいまして、岩出市につきましては、まだ現時点では検討してございませんので考えてございません。

○田畑議長 これで、市来利恵議員の3番目の質問を終わります。

以上で、市来利恵議員の一般質問を終わります。

通告6番目、16番、尾和弘一議員、発言席から一問一答方式で質問願います。

尾和弘一議員。

○尾和議員 16番、尾和弘一であります。

いずれも今回質問する事項については、市民の皆さんの要望と生活に密着した事項ばかりでありますので、市当局の誠実な答弁をまず最初求めておきたいと思えます。

まず第1点に、道路の維持管理・保全についてであります。

日常生活において、私たちが道路の使用は欠かすことができない最も大切なインフラであります。道路の維持管理では、縁石の周りの雑草が生い茂り、歩くことや自転車通行にも支障を来している実態があります。

また、学童・児童の通学道路においても苦情が出てきております。本来、これらの道路は、市道であれば岩出市が維持管理し、保全すべきであります。県道や国道はそれぞれの管理者が主体的に、問題ないかどうか日常的にチェックをしていくというのが役割であり、責任だろうと思います。市民に不都合が起きないようにすべきであります。この観点から以下の点について質問を行います。

まず第1点は、市道の維持管理・保全はどのようにされているのか。

2点目に、県道及び国道の除草は年間何回ぐらい実施をしているのか。

3番目に、市道における袋小路の逃げ道のない道路・災害時の避難道路、これら

については道路の確保が大切であります。確保されているのかどうか、質問をしたいと思います。

○田畑議長　ただいまの１番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長　尾和議員ご質問の１番目、道路の維持管理・保全について、通告に従いお答えいたします。

まず１点目、市道の維持管理・保全はどうかについてお答えいたします。

市では事業部と上下水道局が連携し、市内を８エリアに分割し、毎月第２週及び第４週において路面の状態等の目視、降車による確認点検を行っており、点検の際、異常を発見した場合は、簡易舗装材による緊急措置やカラーコーン等の設置による安全対策を行い、その後、速やかに専門業者による補修を実施しております。

なお、市道の草刈りについては、年２回実施してございます。

次に２点目、県道及び国道の除草は、年何回実施しているのかについてですが、国道２４号の除草・剪定は年１回を基本とし、通行の安全や視認性が確保できないなど、現地の状況を確認した上で順次実施していると、道路管理者である国土交通省近畿地方整備局和歌山河川国道事務所から聞いております。

また、県道泉佐野岩出線ほか６路線の除草・剪定につきましては、年２回、業者が実施している箇所と市民等からの要望で随時県職員が対応する場合があると道路管理者である那賀振興局建設部から聞いております。

次に３点目、市道における袋小路の逃げ道・避難道は確保されているのかについてですが、現在、市の重点事業として日常生活に支障を来している地域の利便性向上と災害や緊急時に備えた安全な通学路の確保を目的とした市道金屋荊本線ほか２路線において、生活道路の環状化事業を実施しております。

また、市道認定を前提とした宅地造成における新たに設置される道路につきましては、開発区域の規模や形状、周辺の土地の地形及び利用状況に照らし計画されることから、小規模な宅地造成や周辺に既に建築物が建ち並んでいる場合など、行きどまり道路を全面的に禁止することは現実には困難であると考えます。

開発協議におきましては、できる限り通り抜けや環状化を図るよう指導しておりますが、やむを得ない場合は基準に基づき、車両の通行上、支障のないよう計画を行っております。

○田畑議長　再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 この道路の維持管理についてですが、特に私はこの問題について指摘をしておきたいのは、道路維持管理に対して、幾つか重点項目を設定しておられると思うんですが、指摘しておきたい数項目についてお聞きをしたいと思います。

まず、市道の舗装の老朽化については、目視して、その原材料とか、穴ぼこが空いているところについては補修をするということだろうと思うんですが、そのほかに道路の排水施設、それから橋梁の維持管理、耐震化、それから街路灯の新設及び球切れの維持管理、あるいはカーブミラーの維持・補修、それから街路樹における剪定等の維持管理、ガードレール等の防護柵の維持管理、あるいは市道であれば、市道に放置している車両の撤去、ここら辺についてどのようになっているのか。また、道路の里道、法定外公共物における市が管理している道路の維持管理についてはどのようなチェックをしているのか、ここら辺について再度ご答弁いただきたいと思います。

この市道の維持管理において、特に目につくのは、やっぱり春先から芽が出て、県道沿いあるいは市道においても縁石の周りに草が生い茂って、子供たちが通行できないような状況になっているところが目に見えております。ここら辺については、市道については年2回ということではありますが、厳に2回に固定することなく、その都度、非常にひどいところについては実施をすべきだということ考えております。

また、県道や国道においても年1回ということではありますが、中央分離帯の茂みによって視野が狭くなるということも考えられますので、年1回が妥当なのか、これは私もこの年1回では不十分であるというふうに考えておりますので、これらの点については、市のほうから維持管理の所有者である県道や国道の問題についても逐一上げていくという姿勢がとっておられるのかどうか、これについてお聞きをしたいと思います。

それから、3点目の袋小路の道路の点で、災害時の避難道路ということで指摘をさせていただきました。特に、これは中島のグリーントウンとか、さぎのせ公園の近くの団地においては、紀の川のほうが氾濫して水があふれた場合に、北に抜ける道路がこれ狭くて、車両が一気に通行できないような状況になっていると思っております。

これらについては特に逃げ道を確保するということで、新設の道路をつけると、あるいは旧の字ですね、これらについては道幅が非常に狭くて、状況からいって非常にきびしいところが、畑毛や中島の一部地区それから西野地区、宮関係等もある

んですが、これらについても必要なところについてはバイパスをつけて、迂回道路として避難道路を確保していくという姿勢をとるべきであろうというふうに思いますが、これらについてお聞きをしたいと思います。

○田畑議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長　尾和議員の再質問にお答えいたします。

市道のパトロール、点検につきましては、先ほど申しましたように、点検強化を行って、事業部と上下水道局の職員が連携して実施してございます。

市道のほうにつきましては、路面、側溝、横断溝、グレーチングであるとか蓋であるとか、その辺については車から降車して目視と打音による点検をしてございます。それから、防護柵、樹木の繁茂、それと水道の漏水箇所であるとか、仕切弁の段差であるとか、マンホールのがたつきなどとか、そういうのも全て点検をしてございます。

それと法定外公共物につきましては、岩出市内には里道がたくさんございますので、そのほうについては点検をしておりますませんが、市民から、ここ危ないよとかいう問い合わせとか要望がございましたら、職員が現地に出向いて点検をして整備に当たっております。

それと、街灯につきましても、点検を毎月第2週、第4週に実施してございます。

それで、市道の草刈りについてですけれども、それも年2回やってございますし、以前、山本議員からご質問がございましてから、市道の縁石のほうに草が繁茂しているところについては、ほっておくと環境面もあるし、衛生面、犬のふんがしたりとかという衛生面もございしますので、随時そういう草刈りを実施してございます。

県道・国道につきましては、国道は、以前、年2回除草していただいていたんですけれども、政権が変わったときやったと思うんですけれども、年1回になってございます。それも山本議員から、国体のときやと思ったんですけれども、ご質問あったときから、市から国土交通省のほうへ何遍も要請した結果、年1回というのは、基本的に国道については統一した見解で、年1回という回答をいただいておりますけれども、国道については、中学生、高校生の通学路になってございますので、特に歩道が繁茂しているということで、再度何回も国交省のほうへ折衝した結果、状況に応じて逐次やりますよということで、1度、2年前かな、現地ずっと歩いてもらって現状を説明した経緯もございます。

それと、県道につきましては、随時市のほうから那賀振興局建設部のほうへ要望

して、随時縁石のほう、草生えているところについては対応していただいております。県のほうも那賀管内がたくさんある中で、岩出市は特に整備していただいていると思ってございます。

以上です。

○田畑議長 総務課長。

○木村総務課長 尾和議員の再質問の袋小路で避難路という話でございますが、避難につきましては、まずは徒歩等で逃げていただくというのが基本としてございます。

しかし、どうしても体等ご不自由があって避難できない、そういう方いらっしゃると思いますので、今現在、私持っていますこのチラシですけれども、これにつきましては、7月の広報と同時に配布させていただいたんですけれども、警戒レベル3、このときは高齢者等は避難ということになってございます。また、警戒レベル4の全員避難ということで、適切な時期にこういう情報が流せるよう情報収集に努めてまいりたいと考えてございます。

○田畑議長 生活環境課長。

○牧野生活環境課長 道路に放置される車両等につきましては、条例に基づいて、パトロール、また市民からの通報により適切に処理、対応してございます。

○田畑議長 事業部長。

○田村事業部長 中島のグリーンタウンのこのバスパス道路というのは計画ございません。岩出市の市道の要望というのはたくさんございますんですけれども、新設道という議員のご質問やったと思うんですけれども、新設になりますと、用地の取得が原則確保しなくちゃいけないということで、地元が用地を確保するんでバイパス等をつけてくださいよという要望があれば、うちで検討していくわけなんですけれども、市から特に率先していかねばならないような状態ではないと思います。

今現在、市で計画しているのは、先ほど申しましたように、金屋荊本線等々の生活道路の環状化事業を実施してございますが、それを岩出市内全部を網羅する計画になりますと、そういう費用面からもありますので、健全財政を堅持していく面からも優先順位をつけてございますので、あらゆるところから道をつけていく計画はございません。

○田畑議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 道路の維持管理・点検についてですが、これについては統一したチェック事項をもって、8分割に分けてやるんだということですが、それについては統一

したチェック項目で実施をされているのか、それについてお聞きをしたいと思います。

それから、避難道の中島グリーンタウンの関係等についてですが、全体をすることでは、私は言っておりません。必要なところにお金をつぎ込んで、万が一に備えて、そういう道路の体系を、道路の流れをつくっておくということが求められるというふうに思います。それについて再度お聞きをしたいと思います。

それから、道路維持管理についてですが、これは香川県のさぬき市においてはこのような道路の草刈り活動等について、道路愛護活動奨励金というものを交付して、町内会とか各自治会にそれに見合った形で現物を給付するという制度があって、それを活用して、全てを市の職員でそれをやるということは、これは物理的にも不可能だと思うんですね。

そういう意味では、これらを参考にして、そういう制度をつくって、そういう人たちに事故の発生場所、事故の原因、状況等、そういうものを上げていただいて、それに対して助成をしていくという考えをとって、非常に美しくなったということも聞いております。

こういう問題について、岩出市ではお考えがあるのかどうか、お聞きをしておきたいと思います。

○田畑議長　ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長　尾和議員の再々質問にお答えいたします。

道路及び街路灯等のパトロール点検のマニュアルを作成してございます。それで、点検の期間であるとか、内容であるとか、点検報告であるとか、補修等にあるとかという項目を作成して、写真でこういう点検しなさいよというマニュアルをつくって、職員に周知してございます。

それと、グリーンタウンの件なんですけども、グリーンタウンからは避難できる大きな道もございますので計画はございません。

それと、市民に草刈りをお願いして交付金なり補助金なり出すという件につきましては、草を刈っていただくのはありがたいんですけども、そこで事故等あったときの保障とか、いろいろ問題がありますので、計画はございません。

○田畑議長　これで、尾和弘一議員の1番目の質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後2時40分から再開します。



休憩

(14時23分)

再開

(14時40分)

○田畑議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 それでは、2番目の質問を行います。2番目は、岩出の法務局、岩出市役所の前にある岩出法務局についてお聞きをしたいと思います。

今は、ちまたでうわさになっている岩出法務局の業務移管と閉鎖についてであります。岩出市の考え方をお聞きしておきたいと思います。

今後の対応も示していただきたいと思いますが、本来、国は警察権と称して、地元の市民や住民の利便性を無視しようとしております。法務局の設置については法務局の支局、出張所の配置に関しては地域の自然的・地理的諸条件、社会的・経済的諸条件、地域住民の生活指向等地域の実情に十分配慮すること、地域住民に対して法務局の適正配置の趣旨及び目的について十分説明して、その理解と協力を求めるとともに、統合後における法務局の位置の具体的な実施方法については、地域住民の意見をできるだけ尊重することとして、方針が出されております。

ところが、このたびの統廃合については、平成7年の答申、これらの基準と異なっていて、住民サービスが片道30分から60分離れたところの登記所まで行かなければならない。不便を強いることになるということが発生をしてきます。

また、法務局の駐車スペースも狭くて、利用者にとっては不便であるということがはかり知れるというのが思います。この問題について、今のところ具体的にいつからということではないんですが、近い将来、こういう動きが出てくることは察しをできますし、岩出市として、現在どうこの問題を質問するに当たって調べておられるのか、認識されているのか、以下の3点についてお聞きをしておきたいと思います。

まず第1点は、法務局への移管等というのは事実かどうかなのか。

2番目に、岩出市として、この件に対して認識と基本的方針はどうか。

3番目に、市民・住民の影響は重大であります。これらによって関係する自治体と連携して、現状の状況のまま統合しないように求めていくことが必要ではないかと考えます。また、岩出市職員においても、これら法務局における不動産登記事項証明書とか、その他戸籍とか、動産の債権の譲渡とか、供託とか、供託は今法務局

でしかやっておりませんが、これらの問題についても影響が出てきますし、看過できないような状況になるのではないかと思いますので、岩出市として調査をした結果、どういうことが起きているのか、ご答弁をいただきたいと思います。

○田畑議長　ただいまの２番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長　尾和議員ご質問の２番目、岩出法務局についてですが、地方法務局では、登記所の業務量、地域の地理的条件に留意しつつ、登記所の配置が適正となるよう統廃合の取り組みがなされております。

和歌山地方法務局によりますと、登記所の適正配置の基準といたしましては、原則として、１つの広域市町村圏に１つの登記所がありますが、当面は、登記申請事件数が１万５,０００件未満で、隣接登記所への所要時間がおおむね３０分以内といった要件に該当した場合、統合の対象となることが示されております。

しかしながら、岩出出張所が統合された場合、市民の利便性が損なわれることになり、宅地開発が進む本市にとって、登記所は重要な国の行政機関であることから、岩出出張所の存続を紀の川市と共同で、既に要望書を提出しています。

なお、詳細については担当部長から答弁させます。

○田畑議長　総務部長。

○大平総務部長　尾和議員ご質問の２番目、岩出法務局について、１点目から３点目まで一括してお答えいたします。

和歌山地方法務局岩出出張所の統合については、和歌山地方法務局から本局へ統合する計画である旨の説明を受けております。岩出出張所の管内では、年間約９,５００件の登記事件数があり、岩出市役所から本局までの所要時間は、一般道で２３分ということで統合の対象となりますが、本市では宅地開発が盛んに行われており、今後も登記申請件数の増加が見込まれます。岩出出張所が統合されますと、市民の利便性が損なわれることから、市といたしましても、紀の川市とも連携し、平成３１年３月２９日に和歌山地方法務局に対し、統廃合について再考いただくよう連名で要望を行っており、岩出出張所の存続を要請しているところです。

○田畑議長　再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員　この岩出地方法務局のページから見ますと、これは平成１５年７月２８日に、既に那賀郡粉河町・那賀町が従来あった橋本支局から妙寺支局というのがなくなつて、橋本支局と岩出出張所に分割されたという経過があるわけです。そうしますと、

今、紀の川市と共同で要望しているということでもありますので、その推移を見なければならぬんですけども、ぜひ岩出市としては頑張ってください、岩出の法務局については統廃合しないように強く行動を起こしていただきたいことを重ねて求めていると思います。

また、紀の川市と岩出市で出した要望書、提出文書については、また後日、議会のほうに提出を要請しておきたいと思います。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

さきに答弁をさせていただきましたけども、現在、紀の川市と連携して、和歌山地方法務局に対し統廃合について再考いただくよう岩出出張所の存続を要請しているところであります。

重ねてということでの再質問だったかと思いますが、この方針で引き続き存続の要請を行っていきたいと考えてございます。

済みません。あわせて連名で行った要望書の開示については、議会から要請をいただいたら開示をしたいと思います。

○田畑議長 再々質問を許します。

(なし)

○田畑議長 これで、尾和弘一議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 3番目の質問をさせていただきます。

水栖大池公園というんですか、こういう名称であろうと思うんですが、水栖大池の管理についてであります。ここ最近、公園の草や木や雑草等、周辺の環境整備、ボランティアの皆さんが活動されている方からの相談であります。

今後のあるべき姿を岩出市としてどう考えているのか、問いただしておきたいということで質問をさせていただきます。

まず、今回の通学路に関連して、道路に関して、あわせてお聞きをしたいんですが、これらの諸問題については、担当課長にも1度お話をしたんですけども、まず、この公園の維持管理についてどうなっているのか、誰がしているのかということでもあります。

それから2番目に、公園の照明、これは現在機能してなくて、消えたままである

ということで、夜間、散歩される方、児童が通る場合に非常に暗くて問題があるという問題も起きておりますので、公園の照明についてはどうするのか。

それから、公園内の通学路となっている園路ですね、周辺の道路について、岩出市はどのように認識をされているのか。

それから4番目に、この地の三角地の維持管理・所有者及び除草の管理はどこでやっているのか、お聞きをしたいと思います。

○田畑議長　ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長　尾和議員ご質問の3番目、水栖大池公園について、通告に従いお答えいたします。

まず1点目、公園の維持管理はどうかについてお答えいたします。

公園内の池や堤の草刈り等の管理は、池の管理組合である四ヶ字ため池・水栖大池管理委員会で、公園内の清掃、草刈り、芝生の維持管理は地元住民で組織する水栖大池保全委員会と四ヶ字ため池・水栖大池管理委員会で、トイレや遊具等の施設修繕や清掃活動等の実施者に対する消耗品等の支給は市となっています。

次に2点目、公園の照明はどうかについてですが、水栖大池公園の照明につきましては、平成30年9月議会で田畑議員のご質問にお答えしたとおり、平成23年4月の開園時には、園内及び池の園路西側・南側で点灯しておりましたが、近隣住民の方から、子供たちが夜遅くまで騒いでいるといったご意見があったり、照明設備が壊される事案が発生するなどしたため、平成24年3月から消灯しております。

なお、消灯による対応は継続しており、現在のこの変更の予定はありません。

次に3点目、公園内の通学路となっている園路についてと、4点目、三角地の維持管理者、所有者及び除草の管理はどこかについて、あわせてお答えいたします。

通学路となっている園路、三角地におきましては、水栖大池公園内となりますので、1点目の答弁のとおり、地元住民及び池の管理組合となっています。

また、通学路として、現状は支障ないものと認識しています。

なお、土地の所有者につきましては、88人の共有となっています。

最後に、水栖大池公園が良好できれいな環境にあるのは、清掃等のボランティア活動をしていただいている地域の皆様のおかげであることをこの場をおかりして、お礼を申し上げます。

○田畑議長　再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 この水栖大池の公園に関して、今までも質問があつて、問題点が浮き彫りになってきておるんですけども、やはりこの公園の三角地のところに樹木を植えておった方がおられます。それについては維持管理ができないんで抜くようにと。5月末に岩出市のほうから来て、それを抜き取っているということであります。

今聞きますと、この維持管理については水栖大池保全委員会といいますか、そういうところで所有権も88名の共有であるということですから、岩出市がそこまでの権利があるのか。88名の所有者の皆さんには、維持管理をして雑草を除草したり、非常に地域住民、子供たちも非常に楽しくそこ周辺を利用して、楽しんでいるという状況があります。

また、最近、この梅雨時期に入って草が生えてきて、ヘビ等が発生しているということを聞いております。ヘビについてはマムシでなかったということなんで問題はないと思うんですが、この通学路に関しては、これは教育委員会の絡みがあるんですが、通学路として公園内を指定しているのかどうか。そうすれば小学校の関係で、誰がここら辺の除草をするのかという問題も発生をしてくると思いますので、そこら辺についてお聞きをしておきたいと思います。

それから、照明についてですが、一時期そういうことがあったと思うんですけども、せっかくある設備を壊されたということで、そういうことはしないんだと。それから、夜間で子供たちが遊びに来て騒音を立てるということもあるんですが、そこら辺は人間のすることですから、指導して、話し合つて、そういうことのないようにすれば、当然、照明をして、明るくして、不審者とかそういう行動の起きないような状況にしておくということが求められると思うんですが、今のまま照明をつける意思がないということなんですけども、壊されないようなカバーをすとか、そういうことにすれば、これは用を足すんではないかなと、こう思います。

そこら辺について、岩出市では、今の話では、所有権者の88名の共有になるということでもありますので、そうしますと、岩出市がその地に対して何を植えたらあかんとか、そう言う権限がないんじゃないかと思うんですが、これについて確認をしておきたいと思います。

それから、もう1点ですね、ボランティアの皆さんの活動によって、この市政懇談会の中で市が回答している内容では、通学に支障のない状態になっていると。大変感謝をされているということなんですけども、それは誰に依頼して、誰がそれをやっているのか。岩出市として把握されているのか、お聞きをしておきたい思います。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

水栖大池公園の維持管理につきましては、池の管理者である四ヶ字ため池・水栖大池管理委員会、地元で組織する水栖大池保全委員会及び市との間で管理に係る協定、水栖大池多目的施設維持管理に係る協定書を平成22年12月24日に締結してございます。それに伴って、池の管理は市となってございます。

それと、照明の件なんですけども、照明を点灯することにより、未成年の夜間徘徊のたまり場となり、迷惑行為の誘発にもつながること、また青少年健全育成の観点から児童生徒には夕刻の帰宅を市内放送により促していることから、現在のところ必要ないと考えております。

また、夜間にウォーキング等をされる方については、地域の事情をご理解いただき、ライト等を携帯し、ご利用をお願いします。

なお、照明の再検討につきましては、利用される方々は地域のお住まいの方が多いと思われますので、近隣区自治会や水栖大池保全委員会の総意のもと、要望があれば再検討してまいります。

それから、ボランティアの方が植樹した木をとるというトラブルがあったということなんですけども、永年性の樹木につきましては以後の管理が必要となり、維持管理の負担が生じますので、設置しないものとしておりますが、個人ボランティアの方が植樹されたため、事情を説明し、時間を設けて撤去をお願いしたところ、対応していただける期間経過後、やむなく市で撤去したものでございます。

○田畑議長 教育部長。

○湯川教育部長 水栖大池公園の通学路の関係です。周辺の道路を通学路として指定をしてございます。維持管理のほうは管理組合さんをお願いしているところでございます。

ヘビという話がありましたので、注記・注意喚起をしておきます。

○田畑議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 再度再確認をしたいと思うんですが、樹木の抜いたことに対する市の責任というのを問いたいと思うんですが、管理組合が主体的にすべきことであって、岩出市がなぜそれを抜いたのかという問題があるんですけども、その責任について岩出市ではそこまで権限があるのかと。管理地でもないのかかわらず、そういう

雑草とかそこら辺の除草をやっている人たちの了解を得ないで勝手に抜くということとは、越権行為だと私は認識しておるんですけども、それについてご答弁をください。

○田畑議長　ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長　尾和議員の再々質問にお答えします。

岩出市は公園の管理者になってございますので、市が指導したまででございます。

○田畑議長　これで、尾和弘一議員の3番目の質問を終わります。

引き続きまして、4番目の質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員　4番目の質問をさせていただきます。

近年、雇用情勢、一段と厳しいものがあります。需要と供給のミスマッチがあり、働く職場は岩出市においても限られたところしかなく、今後も即改善するとは言えないと考えております。

新卒で高校なり大学を出た若者は中央都市へ流出して、ますます人口の増加を望めないというのは現状だろうと私は考えております。二、三十年前の新興住宅地では跡取りもなく、高齢者住宅化として高齢住宅街となっております。雇用関係の変化というものは目に見えて厳しいものがあり、即解決するものではないと思います。

岩出市において、労働行政への取り組みについては、目に見えてほとんどないのが現状と言わざるを得ません。最近、6月に入ってから、安上地内の物流センターであるエニシルというのは閉鎖をされて、そこで働くパートの女性の皆さん、主婦の皆さん、約二、三百人が解雇されたと聞いております。

岩出市は企業を誘致したときには、お手柄のように宣伝されますが、今日どうなっているのでしょうか。

そして、以下の質問を行いたいと思います。

この企業の旧エニシル、今、シャディという名前に、ネットで見たら変わっておるということなんですが、この移転・閉鎖における解雇者は何人なのか。今まで岩出市として対策や解雇者に対する支援なり手だてというのはどのように取り組みをされてきたのか、お聞きをしたいと思います。

○田畑議長　ただいまの4番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長　尾和議員ご質問の4番目、事業所閉鎖について、通告に従いお答え

いたします。

まず1点目、解雇者は何人かについてお答えいたします。

スリーハートコーポレーション株式会社和歌山物流センター、旧エニシル和歌山物流センターにつきましては、6月10日に事業所を閉鎖し、離職予定者は約200人と聞いておりました。しかしながら、一部業務が9月10日まで実施、それに伴い、約100人が継続して雇用されると聞いております。

続いて、次に2点目、この影響について市の対策及び方針はどうかについてですが、今回の離職予定者については和歌山労働局和歌山公共職業安定所と連携して、ワークプラザ紀ノ川の臨時相談窓口を設置するほか、先日、6月25日に岩出市総合保健福祉センターにおいて離職者を対象とした就職フェア合同企業面談会アンド企業説明会を開催したところ、求人企業11社が参加し、62名の求職者が来場しました。市といたしましても、市内企業に声かけを行うなど雇用の確保を図っております。

○田畑議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 この企業閉鎖に関して、今、9月10日まで雇用を継続するということなんですが、基本的に、こういう物流産業というのは、太平洋ベルト地帯中央にスクラップ・アンド・ビルドで終えんされていくというのは、企業のならわしでありまして、これらの問題によって、今日発生をしていると思うんですが、9月10日以降の100名については、その時点で解雇されるのか、100名については、求人フェアをして、そういう就職に結びつけるという行動をとっていくんだということですが、11社来られて、何名そこで雇用が、就職が決定をされたのか、これについて再度お聞きをしたいと思います。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

産業振興課長。

○今井産業振興課長 尾和議員の再質問にお答えします。

9月10日以降の100名につきましては、事業所が閉鎖されるというふうになっておりますので、この日をもって離職されるということでございます。

市といたしましては、引き続き労働局と紀の川市と合同で離職者の雇用対策、まず起こしていきたいと思っております。

それから、先日の合同就職フェアでございますが、説明会というような形でございますので、その場で就職が決定しているものではございません。

○田畑議長 再々質問を許します。



尾和弘一議員。

○尾和議員 これからも岩出市内における基幹産業というのは非常に少なくて、サービス業とか、これらの企業というのは多くあると思うんですが、こういうような形で解雇者が出るということは、岩出市にとってもマイナスでありますし、この労働行政の中心を担う岩出市として、担当部署を設置して、これらの離職者になるべく、解雇されても次の職場に就職できるという手だてをやっぱりしていくことが求められると思うんですが、これらに対して岩出市の考えを聞かせてください。

○田畑議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 尾和議員の再々質問にお答えします。

岩出市の雇用の取り組みにつきましては、本市の平成28年9月20日に和歌山労働局、和歌山公共職業安定所、紀の川市との間で取り交わしたワークプラザ紀ノ川を活用した雇用施策の充実強化について、共同宣言に基づき、紀の川流域における求職者の就職支援と地域企業の人材育成確保支援としてのハローワークからの情報提供や情報共有、合同企業面接会等開催などを実施しております。

○田畑議長 これで、尾和弘一議員の4番目の質問を終わります。

引き続きまして、5番目の質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 次に、質問させていただきます。水道法の改正、私は改悪だと見ておるんですが、昨年12月6日に第197回臨時国会の衆議院本会議において、与党の賛成多数で改正労働法が成立をしております。公共施設の運営権を民間企業に一定期間売却するコンセッション方式の導入を自治体の水道事業でも促進するというものであります。

その中身については、昨年、2018年の3月議会においても大枠質問した内容であります。特に今回、こうした状況の中で老朽施設の取りかえや耐震化の費用が膨らみ、自治体の事業経営を圧迫しているということで、人口減少で水道使用料も減り続け、採算がとれる料金収入を確保できない地域も急速にふえてきております。

そうした中で政府が打ち出したのは、この官民連携であります。この公共施設の資産を保有したまま民間に委嘱するという指標については、既に関西空港や大阪空港、仙台空港、浜松市の下水道事業など、この方式で運営をされてきております。この方式は水道事業にも持ち込まれ、実質的な民営化へ門戸を広げることになるのであります。

しかしながら、海外では、これらの民営化した都市では料金の高騰や水質の悪化が相次ぎ、オランダの民間団体の調査では、2000年から2016年の間に、少なくとも世界33カ国の267都市で水道事業が再び公営化にされてきております。一度民営化した部分が再びこれではだめだということで公営化をされてきておるとというのが現状であります。

これらの動きに対して、私は警鐘を鳴らしてきておりますが、今回のこの事業に対して、岩出市はこれらの問題も含めながら、どのようにしていくのかということで、再度ご答弁をいただきたいと思います。

2018年の3月22日の答弁では、現在のところ水道施設の運営権を民間事業者に設定する考えはございません。また、今後の動向を注視して情報収集をしていきたいというようなことも述べられており、一概に否定をされてないのかなというふうに思うんですが、まず1点は、水道の基盤整備についてどうしていくのか。

改正水道法には、第一に、水道の基盤整備について求められております。

2番目には、広域連携の推進及び協議会の設置をどうするのか。

それから、それらの資産管理の推進等、官民連携の推進等々がうたわれており、早晩、岩出市においても、国のほうからこの水道法改正に従って、自治体にこの方式でやるべきだということが起きてくるということは私は考えております。この政令の中では、地方自治体が主体的に判断をして結論を出せばいいということなんですが、議会の承認も必要ということもありますので、すぐそういう動きにはならないと思うんですが、岩出市は現在どういう段階に来ているのか、この問題について、過去の答弁等も含めて、質問に対する答弁をいただきたいと思います。

○田畑議長　ただいまの5番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長　尾和議員、5番目、水道法の改悪についての3点目、岩出市の方針はどうかのご質問にお答えをいたします。

水道法の一部改正につきましては、水道事業の直面する課題に対応し、水道の基盤の強化を図るため、広域連携及び官民連携が推進されるものであります。本市におきましては、水需要の減少により給水収益が減少しておりますが、開発による加入分担金等の収入があるため、辛うじて経営の健全性が保たれている状況であります。

しかしながら、施設の老朽化が進んでいく中、アセットマネジメント計画に基づく施設の改築・更新や耐震化を図っていく上で、徴収強化による自主財源の確保や

効率的な施設の運転による維持管理コストの削減に努めておりますが、今後、現状のような加入分担金等の収入が見込まれなくなると、水道料金の値上げによる資金確保の検討も必要と考えております。

なお、過去の答弁のとおり、民間企業の参入につきましては、辛うじて経営の健全性が保たれていることから、現時点におきましては考えておりません。

なお、1点目、2点目のご質問につきましては担当局長から答弁させます。

○田畑議長 上下水道局長。

○梅田上下水道局長 5番目の1点目、水道の基盤整備についてのご質問にお答えいたします。

本市では、持続・安全・強靱を柱とした岩出市水道事業ビジョンを策定し、岩出市アセットマネジメント計画により計画的な改築・更新を図り、健全で安定的な事業運営の継続、安全な水道水の供給、災害対応力の維持向上に努めております。

次に2点目、広域連携の推進及び協議会の設置についてのご質問にお答えいたします。

協議会の設置につきましては、県が水道事業者等の広域的な連携の推進に関して協議を行うため、水道事業者等を構成員として広域的連携等推進協議会を設置することとされていますが、現在は設置されておられません。

なお、非常時に備え、和歌山市、紀の川市と配水連絡管の接続を行い、本市としましては連携を図ってございます。

○田畑議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 これらの水道法の改正については、福井県議会においては慎重審議を求める意見書、それから新潟県議会においては、この水道法改正案に反対する意見書が採択されております。

また、神戸市の市長あるいは青森市の小野寺市長、それから秋田市の穂積市長等は、これらの部分については、この水道法改正については反対だということで明確に方針を立てて、広域化による水道事業、これらの民間委託についてはしないということを明確にうたっております。

今、市長の答弁では、現時点では、この水道法改正については考えていないという含みではありますが、話の含みは将来はわかりませんよと。この岩出市の水道事業についても民間に委嘱する、委託するということもあり得るということを考えているのかどうか、これらについては、今明確に答弁がないのでよくわからないんです

が、将来にわたってはそういうことも起こり得るということを言われたのか、そこから辺について明確にご答弁をいただきたいと思います。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 再質問にお答えをいたします。

先ほどお答えをしたとおり、現時点ではその意思はございません。将来は将来であります。

○田畑議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 そこで懸念するのは、将来そういうことが起こり得るということを考えますと、水道事業で働いておられる市の職員がどうなるのかと。働く職場がなくなるということも起こり得るわけでありますから、事は重大であります。責任ある市行政として、この水道法の改正については、私は明確に将来にわたっても維持していくんだと強い姿勢を持っていただきたいということを重ねてお願いをしておきたいと思うんですが、これについて市長のお考えを再度重ねてですが、お聞きをしておきたいと思います。

○田畑議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 再々質問にお答えをいたします。

先ほど申し上げたとおりでございます。

○田畑議長 これで、尾和弘一議員の5番目の質問を終わります。

引き続きまして、6番目の質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 次に、6番目の質問をさせていただきます。

これは平成30年度、2018年の9月議会で、私はこの問題について取り上げて、その後、2回にわたって雇用者の問題について質問をしてまいりました。その中で雇用者促進法に基づく、充足していくべき地方自治体の役割というのは責任が重いと考えております。

そんな中で、現時点で市の障害者雇用数及び雇用率は充足しているのかどうか。

それから、法令遵守、コンプライアンスの立場から考えていきますと、この問題について、岩出市は現在どのように考えているのか、質問をさせていただきます。

○田畑議長 ただいまの6番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 尾和議員の障害者雇用についてのご質問にお答えいたします。

市の現在の雇用者数は3名であり、雇用率は充足しておりません。

法令遵守並びに今後の方針についてですが、地方公共団体の責務として、率先して障害者を雇用するよう努めなければならないところであり、障害者雇用率を早期に達成するよう努めてまいります。

○田畑議長 教育部長。

○湯川教育部長 教育委員会ですが、これも国・県・地方公共団体と同じ40人以上の機関であれば2.5%の障害者雇用率の対象となりますが、現在のところ、40人に至っていないのが現状でございます。

○田畑議長 尾和弘一議員。

○尾和議員 現在、何名なんですか、それについて。数字を明らかにせんからわからん。3名雇用せなあかんのに、現在、何名しか雇用してないの。

○田畑議長 総務部長。

○大平総務部長 尾和議員の質問にお答えいたします。

先ほど、市の現在の雇用者は3名でありということでお答えをしております。

不足数は1名というふうになります。

○田畑議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 これ、総務部長、あなたの12月の議会で、早期に達成するために年度途中からでも採用したいという答弁をされているんですね。私はこの問題について、今回を含めて3回目であります。なぜ、現時点でも不足しているのか、不足実態を法違反をしているのかということであります。

今までの答弁では、作業の内容とか、そういうものについても検討したいということと言われておりましたが、どういうスケジュールで今日まで雇用の呼びかけをしているのか、その経過について具体的にご答弁ください。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

現時点では、障害者雇用率を充足できていないということは深く認識しているところであり、できるだけ早期の障害者雇用率の充足に向けて取り組んでまいります。

なお、昨年の12月議会でもお答えをいたしましたが、今年度中に採用試験を実施

する予定としております。

○田畑議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 スケジュールはそういうことでよくわかるんですけども、具体的に行動しないと私は納得できません。そこで、どういう作業を割り振りするのか、これも検討するということを言われております。昨年の9月から見ますと、もう既に7月に入っているわけですから、10カ月が経過をしておるわけであります。1年以内ということであるなら、ことしの9月までには充足していくという取り組みがなさればなりません、そこら辺について認識が甘いんじゃないかと思うんですけども、再度ご答弁ください。

○田畑議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

障害者の方の雇用率の充足ができていないということは、先ほども答弁いたしましたが、深く認識しているところでありますので、これも再度のお答えになりますが、今年度中に採用試験は実施する予定としてございます。

○田畑議長 これで、尾和弘一議員の6番目の質問を終わります。

引き続きまして、7番目の質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 最後になりますが、固定資産税に特化をして質問をさせていただきたいと思います。固定資産税の徴収諸課題について質問をします。

市税に占めるこの税は、土地・家屋、償却資産等の総合計は、歳入では最も重要な財源の1つであります。また、未納金についても、不納欠損金が毎年500万円から計上されており、滞納繰越金も同様にあるのが現状であります。民間であればとくに倒産をするというような内容であろうと私は思っております。

それぞれの固定資産税が欠損金になったり未納金になったり、さまざまな要因があると思うんですが、まず空き家なのか、また相続人がいないのか、それから法定相続人を調査をしているのか。今後ますます増加するという状況もあります。最近の統計では、600万軒にわたる空き家が発生しているとも最近の情報が流れております。過去の発表では、全国では、九州に匹敵するぐらいの土地が相続人が不明のままになっていると言われております。

これらの問題については地道な調査が必要であり、今からでも遅くはないと思う

んですが、そこでお聞きしたいのは、岩出市がこれらの固定資産税徴収に当たって、所有者不明の実態というのはいくつあるのかについて、お聞きをしたいと思います。

2番目は、どういう理由で未納となっているのか。未納額は幾らなのかであります。

それから3番目に、今後の岩出市がすべき対策と方針を質問したいと思います。  
ご答弁ください。

○田畑議長 ただいまの7番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 尾和議員の7番目の質問にお答えします。

1点目の所有者不明の実態はどうかについてですが、平成30年度における所有者不明件数は20件であり、その内訳は、破産などによる閉鎖法人が2件、相続放棄や調査しても相続人が不明の個人が18件となっています。

2点目の未納額は幾らかについてですが、平成30年度で55万9,700円です。

3点目の今後の対応及び方針についてですが、現在、税務課では相続登記に関する広報や市ウェブサイトへの掲載を行うとともに、固定資産の所有者が亡くなった場合は、その法定相続人の方に対し、相続登記及び相続人代表者届の提出を依頼しております。今後も早期に相続人調査に着手するとともに、徹底した調査等により所有者不明物件の解消に努めてまいります。

○田畑議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今ご答弁いただきましたけども、相続人不明の実態については20件だということでもあります。これらの不明相続人の調査については、非常に煩雑であり、相続登記がされてない場合は、遡って調べていかなければならないという実態でもあろうかと思うんです。

これらの問題について、今まで、昨年度でもいいんですが、何件調査をされたのか、このまま放置をするのか、それについてお聞きをしたいと。

2番目に、相続放棄の問題で、相続放棄をした場合に、法定相続人、相続人を裁判所が認定をして、その人に委嘱をするというような形で処分が行われるんですが、そういう相続放棄の物件について、そういう行動を起こしているのか、起こしてきたのか、これについてお答えをください。

それから、法定相続人の調査についてであります。岩出市、地方自治体はその権限があるんで、相続人を探し出して、それらの人の関係する人に調査をするとい

う行動をすることが容易であろうと思うんですが、これらについて行動をしているのかどうか、お聞きをしたいと思います。

○田畑議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長　尾和弘一議員の再質問にお答えいたします。

まず、件数につきましては、平成30年度は20件ということで、そのうちの相続放棄に関する部分では18件ということでございます。過去というのはそれぞれの年度でやってきていると思うんですけども、30年度においてはそういった形になります。

それと所有者が不明となりますので、どこまで調査しているかということにつきましてですけども、現在は被相続人の子や父母、兄弟、姉妹だけでなく、代襲相続人である孫やおい、めいまで調査しておりますが、過去においては代襲相続人等まで調査し切れていない部分もございます。これらについては、今年度の組織目標として取り組んでいくことにしてございます。

それともう1点、調査により相続人が見つからない場合、最終、相続財産管理人を立てるということですが、そこまで至っている案件は、現在のところございません。

○田畑議長　再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員　相続放棄をされた案件が18件あるということですが、その物件については、土地、それか家屋なのか、償却資産なのかということなんですが、その後の処理、それはどのようにしているのか。相続放棄をしますと裁判所で相続放棄陳述書というものがあるんですが、それを岩出市では受け取って、その上でその不動産については処分なり公売なり、そういう手続が発生するんですけども、そういう行動もしているということで理解していいのか、お聞きをしたいと思います。

それから、代襲相続人における状況の中で、代襲相続人の配偶者には権利がないということについてはご存じやと思うんですが、代襲相続人の配偶者のおい・めいまで、代襲相続人の配偶者には権利がないということで、その部分についても調査をされておると思うんですが、それについてお聞きをしたいと思います。

○田畑議長　ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長　尾和議員の再々質問にお答えいたします。



まず所有者が不明の場合の調査については、戸籍等による相続人の調査を行い、相続の放棄の有無を確認し、相続人なしとなれば、権利者は利害関係人として相続財産管理人の選任というのを家庭裁判所のほうに申し立てて、財産の処分を行うと、こういう手続を踏むことになっておりますので、市といたしましては、現在の案件につきましても、この手続を踏んで進めているところでございます。

それと、代襲相続人ということですが、代襲相続とは、被相続人の死亡以前に被相続人の子や兄弟、姉妹が死亡等により相続権を失った場合において発生する相続であり、簡単に言えば、既に死亡してしまった人のかわりに、その子、孫またはおい、めいが相続人になるということでございます。代襲相続人についても調査を当然していっているところでございます。

○尾和議員 議長ね、相続放棄の陳述書18件については、岩出市は持っているのかどうか、受け取っているのかどうか聞きたいんです。答弁ないんです。

○田畑議長 総務部長。

○大平総務部長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

最後の件につきましては、家庭裁判所等から資料を取り寄せてございます。

○田畑議長 これで、尾和弘一議員の7番目の質問を終わります。

以上で、尾和弘一議員の一般質問を終わります。

以上で、今期定例会に付議されました事件は、全て議了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第7条の規定により、本日をもって今期定例会を閉会することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田畑議長 ご異議なしと認めます。

よって、本日をもって今期定例会を閉会とすることに決しました。

これにて、令和元年第2回岩出市議会定例会を閉会いたします。

慎重審議、どうもご苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

閉会

(15時45分)

地方自治法第123条第2項の規定に基づき上記議会の次第を記録し、これを証するために署名する。

令和元年7月2日

岩出市議会議長

署名議員 三栖慎太郎

署名議員 上野耕志